

平成 17 年度予算

各会計及び企業会計
決算特別委員会会議録

開会 平成 18 年 10 月 4 日

閉会 平成 18 年 10 月 6 日

上富良野町議会

決算特別委員会会議録

1 日 時	平成18年10月 4日 (水) 開 会 9時00分 閉 会 16時44分																
2 場 所	議事堂、第2会議室																
3 出 席 者	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">委員 清水 茂雄</td> <td style="width: 50%;">委員 仲島 康行</td> </tr> <tr> <td>委員 徳島 稔</td> <td>委員 中村 有秀</td> </tr> <tr> <td>委員 岩崎 治男</td> <td>委員 金子 益三</td> </tr> <tr> <td>委員 梨澤 節三</td> <td>委員 村上 和子</td> </tr> <tr> <td>委員 小野 忠</td> <td>委員 長谷川 徳行</td> </tr> <tr> <td>委員 米谷 一</td> <td>委員 向山 富夫</td> </tr> <tr> <td>委員 岩田 浩志</td> <td>委員 渡部 洋己</td> </tr> <tr> <td>委員 米沢 義英</td> <td>委員 西村 昭教</td> </tr> </table>	委員 清水 茂雄	委員 仲島 康行	委員 徳島 稔	委員 中村 有秀	委員 岩崎 治男	委員 金子 益三	委員 梨澤 節三	委員 村上 和子	委員 小野 忠	委員 長谷川 徳行	委員 米谷 一	委員 向山 富夫	委員 岩田 浩志	委員 渡部 洋己	委員 米沢 義英	委員 西村 昭教
委員 清水 茂雄	委員 仲島 康行																
委員 徳島 稔	委員 中村 有秀																
委員 岩崎 治男	委員 金子 益三																
委員 梨澤 節三	委員 村上 和子																
委員 小野 忠	委員 長谷川 徳行																
委員 米谷 一	委員 向山 富夫																
委員 岩田 浩志	委員 渡部 洋己																
委員 米沢 義英	委員 西村 昭教																
	オブザーバー 議長 中川一男 監査委員 吉武敏彦																
4 遅 参 者	なし																
5 欠 席 者	なし																
6 早 退 者	向山 富夫 委員																
7 説 明 員	なし																
8 事 務 局 員	中田事務局長、藤田次長、大谷主査																
9 調 査 事 件	平成17年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定及び企業会計 決算認定の件について																
10 委員会のてん末	<ul style="list-style-type: none"> ・先例に従い、委員長に西村副議長、副委員長に仲島総務文教常任委員長を選任した。 ・2分科会を設け、第1分科長に岩崎治男委員、第2分科長に渡辺洋己委員を選任し、直ちに分科会による一般会計及び6つの特別会計並びに2つの企業会計書類の閲覧審査を行なった。 																
<p>以上、会議録は事実と相違ないので署名する。</p> <p>平成18年10月 4日</p> <p style="text-align: right;">決算特別委員会 委員長 西村 昭教</p>																	

目 次

平成 1 8 年 1 0 月 4 日 (水)

○ 議 長 挨 拶	1
○ 町 長 挨 拶	1
○ 正・副 委 員 長 の 選 出	1
○ 委 員 長 挨 拶	1
○ 開 会	1
○ 議 事 日 程 等	1
傍 聴 人 の 取 扱 い	2
○ 議 事	2
・ 書 類 審 査 (分 科 会 審 査)	2
・ 全 体 に よ る 分 担 外 書 類 審 査	2

決算特別委員会会議録
(1日目)

1 日時 平成18年10月 4日(水)

9時00分 開会

(出席16名)

2 場所 議事堂

書類審査は第2会議室

事務局長(中田繁利君) おはようございます。決算特別委員会に先立ちまして、議長からご挨拶を頂きます。

議長挨拶

議長(中川一男君) おはようございます。1年早いなど、本当に私たちこの4年間の最後の決算認定をするか、しないかの審議ということでございます。豊穰の秋を向かえた今日皆さん方お忙しいなかのご参集本当にありがとうございます。決算はいままでの1年間、前年度の1年間の使い道といいますが、適正に執行されているか、そしてその執行によってどれだけの成果が上がったのかなという検証でございますし、また、来年度に向けた予算の中に、この決算が活かされてくると思われま。そのためには大きな、大きな意義があるんでないかと思えますし、また、町長を始め執行者はこれを受けて慎重なる、やはり意義のある予算の使い方をしていくんでないかなとそんなように思います。そういう意味でも重要な認定業務でございますので、皆さん方の特段なるご配慮を頂きたいと思えます。ありがとうございます。

事務局長(中田繁利君) 続きまして、町長からご挨拶を頂きます。

町長挨拶

町長(尾岸孝雄君) おはようございます。ご多用のなか、ご参集を賜りまして決算特別委員会を本日から開催していただきますことに対しまして、一言ご挨拶を申し上げたいと思えます。さきの9月定例議会におきましてご提案させて頂きました17年度一般会計その他の歳入歳出決算並びに企業会計2本の決算認定をご提案させて頂きました。決算特別委員会を結成して慎重なご審議を賜るといことで、本日から開催していただく訳ではありますが、17年度決算につきましては、議会の議決を頂きました予算を効率的に、かつ適正に対処しながら事業評価を進めつつ、只今議長からもお話ありましたように、この予算執行が次年度に継続して対応する評価をしながら執行させて頂きました結果でございます。残念ではありますが、老人特別会計並びに病院企業会計におきましては、マイナス決算というような状況に合いなっておりますけれども、それらのすべての会計決算につきまして、よろしく慎重なるご審議を賜りまして認定をいただきますようお願いを申し上げますご挨拶に代えさせていただきますと存じます。よろしくお願ひいたし

ます。

正・副委員長の選出

事務局長(中田繁利君) 正・副委員長の選出でございますが、平成18年第3回定例会で議長及び議選の監査委員を除く16名をもって、決算特別委員会を構成しておりますので、正・副委員長の選出については、議長からお諮り願ひます。

議長(中川一男君) 正・副委員長の選出について、お諮り致します。先例によりまして、決算特別委員会の委員長に副議長、副委員長に総務文教常任委員長ということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(中川一男君) ご異議なしと認めます。よって、決算特別委員会の委員長に西村昭教君、副委員長に仲島康行君と決しました。

事務局長(中田繁利君) 委員長からご挨拶を頂きます。

委員長挨拶

委員長(西村昭教君) おはようございます。決算特別委員会の委員長ということで、17年度の決算の審査に当たる訳でありますけれども、皆様ご存知のとおり予算も年々少なくなりまして、ある意味では住民の身近な予算執行が非常に多く、経済の投資的なものが非常に少なくなっているというような現状でございます。そういう中でどれだけ最大限に投資的なものが、あるいは使われる予算がどれだけ最大効果を上げたかということで、皆さん方慎重に審査をいただきたいと思えます。また、合わせまして17年度の予算委員会のときに出されました審査意見もお手元の資料に配付させていただきました。それも参考にして審査をいただければ幸いかと思えます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。どうぞ皆さん方の温かいご協力のもとにスムーズに進めていきたいと思ひますので、よろしくお願ひ申し上げます。

開 会

委員長(西村昭教君) ただいまの出席委員は、16名であり、定足数に達しておりますので、これより決算特別委員会を開会致します。ただちに本日の会議を開きます。本委員会の議事日程等について、事務局長から説明を致させます。
事務局長。

議事日程等

事務局長(中田繁利君) ご説明申し上げます。本特別委員会の案件は、平成18年第3回定例会において付託されました「議案第8号平成17年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件」及び「議案第9号平成17年度

上富良野町企業会計決算認定の件」の2件であります。本委員会の議事日程につきましては、本日配布致しましたとおりとし、会期は本日より10月6日までの3日間と致したいと存じます。本日は、これより会場を第2会議室に移し、議席番号単位による分担書類審査を午後2時まで行い、その後分担外の書類審査を午後5時まで行いたいと存じます。なお、各分科会において、分科長を選任願います。2日目は、議事堂において、各会計及び企業会計の質疑を行います。なお、一般会計の歳出につきましては、款ごとに質疑を進めます。3日目は、分科会による審査意見の取りまとめを頂き、引き続き、審査意見に対する全体での意見調整を経て、討論決決してという順序で進めて参りたいと存じます。なお、分科会の構成と分担につきましては、既にお配り致しました議事日程表のとおり、第1分科会は議席番号8番吉武議選監査委員を除く議席番号1番から9番の委員、第2分科会は17番西村委員が委員長として決しましたので、議席番号10番から16番の委員となります。

以上でありますので、よろしくお願ひ申し上げます。

委員長（西村昭教君） お諮りいたします。

本委員会の議事日程については、ただいま説明のとおりと致したいと存じます。これにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（西村昭教君） ご異議なしと認めます。

よって、本委員会の議事日程は、ただいま説明のとおりと決しました。

傍聴人の取扱い

委員長（西村昭教君） お諮りいたします。本委員会は公開とし、傍聴人の取扱いは、委員長の許可と致したいと存じます。これにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（西村昭教君） ご異議なしと認めます。よって、本委員会は公開とし、傍聴人の取扱いは委員長の許可とすることに決しました。

議 事

委員長（西村昭教君） これより本委員会に付託されました「議案第8号平成17年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件」及び「議案第9号平成17年度上富良野町企業会計決算認定の件」を議題と致します。本件は、先に説明が終了しておりますので、ただちに分科会を開会し、各分科長を選任の上、地方自治法第98条第1項の規定による書類審査を行います。なお、本委員会の書類審査は、各会計及び企業会計の審査と致します。念のために申し上げます。書類審査により知り得た事項の中には、秘密に属する事項があるかと存じます。これについては、外部に漏らすことのないようにご注意願ひたいと存じます。また、資料は、本委員会の審査のための資

料であり、要求委員個人のみでなく全委員に配布することになりますので、審査にあたって所定の書類以外に必要な資料等がございましたら、各分科会で協議の上、分科長から別紙「決算特別委員会審査資料要求書」に必要事項を記入の上、委員長に申し出願います。

只今から、会場を第2会議室に移します。

事務局長（中田繁利君） それでは、第2会議室の方へ移動お願ひ致します。

（9時15分 第2会議室へ会場を移動）

書類審査（分科会審査）

委員長（西村昭教君） ただいまから分科会審査をはじめます。ただちに分科長の選任をお願ひ致します。

委員長（西村昭教君） 各分科長選任の報告を求めます。第1分科会。

（第1分科会から岩崎治男君と報告あり。）

第2分科会。

（第2分科会から渡辺洋己君と報告あり。）

委員長（西村昭教君） 各分科長につきましては、ただいま報告のとおりであります。

それでは、審査を開始して下さい。

委員長（西村昭教君） 13時まで昼食休憩と致します。

12時00分休憩

13時00分再開

委員長（西村昭教君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。分科会審査を続けます。

全体委員による分担外書類審査

委員長（西村昭教君） これより、分担外の書類審査を行います。資料の要求については所管の分科長に申し出願います。

委員長（西村昭教君） 以上で、書類の閲覧審査を終了致します。明日は、議場において、各会計歳入歳出決算及び企業会計決算の質疑を行います。

本日はこれにて散会致します。

16時44分散会

決算特別委員会会議録

1 日 時	平成18年10月 5日 (木) 開 会 9時00分 閉 会 16時18分																
2 場 所	議事堂																
3 出 席 者	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">委員 清水 茂雄</td> <td style="width: 50%;">委員 仲島 康行</td> </tr> <tr> <td>委員 徳島 稔</td> <td>委員 中村 有秀</td> </tr> <tr> <td>委員 岩崎 治男</td> <td>委員 金子 益三</td> </tr> <tr> <td>委員 梨澤 節三</td> <td>委員 村上 和子</td> </tr> <tr> <td>委員 小野 忠</td> <td>委員 長谷川 徳行</td> </tr> <tr> <td>委員 米谷 一</td> <td>委員 向山 富夫</td> </tr> <tr> <td>委員 岩田 浩志</td> <td>委員 渡部 洋己</td> </tr> <tr> <td>委員 米沢 義英</td> <td>委員 西村 昭教</td> </tr> </table>	委員 清水 茂雄	委員 仲島 康行	委員 徳島 稔	委員 中村 有秀	委員 岩崎 治男	委員 金子 益三	委員 梨澤 節三	委員 村上 和子	委員 小野 忠	委員 長谷川 徳行	委員 米谷 一	委員 向山 富夫	委員 岩田 浩志	委員 渡部 洋己	委員 米沢 義英	委員 西村 昭教
委員 清水 茂雄	委員 仲島 康行																
委員 徳島 稔	委員 中村 有秀																
委員 岩崎 治男	委員 金子 益三																
委員 梨澤 節三	委員 村上 和子																
委員 小野 忠	委員 長谷川 徳行																
委員 米谷 一	委員 向山 富夫																
委員 岩田 浩志	委員 渡部 洋己																
委員 米沢 義英	委員 西村 昭教																
	オブザーバー 議長 中川一男 監査委員 吉武敏彦																
4 遅 参 者	なし																
5 欠 席 者	なし																
6 早 退 者	なし																
7 説 明 員	理事者、各課長等																
8 事 務 局 員	中田事務局長、藤田次長、大谷主査																
9 調 査 事 件	平成17年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定及び企業会計 決算認定の件について																
10 委員会のてん末	・各会計歳入歳出決算及び企業会計決算の質疑応答を行なった。																
<p>以上、会議録は事実と相違ないので署名する。</p> <p>平成18年10月 5日</p> <p>決算特別委員会 委員長 西村 昭教</p>																	

目 次

平成18年10月5日(木)

○議 事	
・各会計の全般質疑応答	1
・一般会計の歳入	1
・一般会計の歳出	1款 議会費、2款 総務費	7
・ "	3款 民生費	14
・ "	4款 衛生費	17
・ "	5款 労働費、6款 農林業費、7款 商工費	17
・ "	8款 土木費、9款 消防費	19
・ "	10款 教育費	20
・ "	11款災害復旧費、12款公債費、13款諸支出金、14款給与費、15款予備費	28
・特別会計の全般	国民健康保険	28
・ "	簡易水道事業、老人保健、公共下水道事業	30
・ "	介護保険、ラベンダーハイツ事業	30
・企業会計の全般	病院事業会計	32
・ "	水道事業会計	34

決算特別委員会会議録
(2日目)

- 1 日時 平成18年10月 5日(木)
9時00分 開会
(出席16名)
- 2 場所 議事堂

開 会

各会計及び企業会計の全般質疑応答

委員長(西村昭教君) 昨日に引き続き、ご出席ご苦勞に存じます。ただいまの出席委員は16名であり、定数に達しておりますので、これより決算特別委員会第2日目を開会致します。ただちに本日の会議を開きます。「議案第8号平成17年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件」及び「議案第9号平成17年度上富良野町企業会計決算認定の件」の議事を継続致します。これより、各会計及び企業会計の質疑を行います。皆様に事前にお知らせをしておきたいと思いますが、明日の最終日ですが、実は町長が明日不在でございます。皆さんご存知の通り前剣淵町長が事故で亡くなられて、その葬儀に出席しなければなりませんので、明日2時にはこちらの方に帰ってこられますので、進行の状況によっては若干昨年とは違う進め方になるかと思いますが、その点ご承知おきの程よろしくお願い申し上げたいと思います。ご協力をお願いいたします。これより各会計及び企業会計の質疑を行います。はじめに各会計の一般会計より質疑を行ないます。

なお、一般会計の歳出については、款ごとに質疑を行い、質疑を終了していきます。また、一般会計終了後の全体質疑は行いませんので、ご理解を賜りたいと思います。調書及び資料等の質疑につきましても、その款ごとに行ってください。発言のある場合は、挙手のうえ議席番号を告げ、委員長の許可を得てから、起立して発言して下さい。また、発言するときは、ページ数を申し出て下さい。それから、時間の関係もございますので、先の委員の質問と重複するようなことのないよう、質問をして頂きたいと思っております。それでは質疑に入ります。

委員長(西村昭教君) 最初に歳入全体 1款町税22ページから21款町債61ページの質疑を行います。4番梨澤委員。

4番(梨澤節三君) これは22ページ全般になるのかなと思うんですが、債務関係についてなんですが、よく協力していただきまして地方債の残高であるとか、それから債務負担であるとかってということについて良く分かりましたので、あと分からないところについて、お尋ねをしたいと思っております。それで地方債残高が190億6千73万9850円ですか。それから債務負担一般が14億8千万円でこれが合わせるとまだ、204億という債務になるんです。地方債も合わせまして、いまそのところを知りたいんです。あと分からないのが、国保、老健、介護保険、簡水、これ公共事業です。それから事

業会計の水道、病院のこれの債務負担なんですが、あの国保から老健から各課長お分かりかと思うんですけど、ここの債務負担をそれぞれお聞かせいただきたいのと、病院については、累積赤字も入れて、これ入ってたかなと思うんですが、ここをお尋ねをしたいと思っております。まず国保、老健、介護保険、簡水、公共下水道、ラベンダーです。それから事業会計ということでお願いをします。

委員長(西村昭教君) 企画財政課長答弁。

企画財政課長(北川雅一君) 4番梨澤委員の質問にお答え致します。まず、債務負担行為のご質問でございますけれども、一般会計につきましては、先ほどの説明書の75ページに一般会計の分は14億8400万ほどの金額記載されてございます。他の特別会計につきましては、17年度におきましては、公共の改造資金の利息補給部分で9千円ほど載せてございまして、他には債務負担行為発生してございません。17年度分については、債務負担行為発生してございません。全体的な限度額といたしましては、いま一般会計、それから公共下水道、ラベンダーハイツ、町立病院含めて73億6千万ほどの債務負担行為の限度額を設けているところでございます。以上でございます。

委員長(西村昭教君) 4番梨澤委員。

4番(梨澤節三君) 73億ということは、水道、病院も入ってということで理解してよろしいですね。あと、白金の残高があるんですよ。これが36億7千万ということでこれは計画はたっております。たったいるのは分かりやすいけれど、明らかに負債になっていくのかなと、払わなければならないと言うようなの合わせますと300億くらい近くなるんですけど、ここのところについて何かご説明することがありましたら、このように受け止めてよろしいかどうか。

委員長(西村昭教君) 企画財政課長答弁

企画財政課長(北川雅一君) 4番梨澤委員の質問でございますが、白金関係につきましても、この73億の方に入っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

委員長(西村昭教君) 4番梨澤委員。

4番(梨澤節三君) そうすると273億概略ですね、ここのところ町民のみなさん大変心配しておりまして、今日の報道なんか見ても、夕張では市長にですね税金きちっと納めているのにこういう状況になったことについての説明も一度もない、責任問題のことも出ておりますからですね、今日の決算委員会だから広報で出ると思っておりますけど、ここのところ分かりやすく町民に分かりやすく出した方がよろしいんじゃないかというように思いますがいかがでしょうか。

委員長(西村昭教君) 企画財政課長答弁。

企画財政課長(北川雅一君) 4番梨澤委員の質問でございますが、いま10月号に広報で、17年度の決算状況、町民に分かりやすいの部分も含めてですね、これから広報していきたいというふうを考えております。なお、いま実施しております出前講座等もですね、積極的に出ていきますけれども、それは町民の各団体の方々からご要望があればそういう形で多く説明していきたいというふうを考えております。以上です。

委員長(西村昭教君) 13番村上委員。

13番(村上和子君) 31ページの保健体育使用料のところ、運動公園の使用料ですね、3,800円随分これ少ないんですが、前年度と比べてマイナス83%になっているんですけれども、これらはどういうことなんでしょうか。ちょっとお伺いしたいと思います。

委員長(西村昭教君) 教育振興課長答弁。

教育振興課長(岡崎光良君) 只今の13番村上委員のご質問でございますけれども、運動広場ですけれども、使用料を徴収するといった設定としては、他町からの企業とか、そういった場合において徴収する機会が多いということで、通常の一般利用に関しては徴収しない形です。それらの要因かというふうに考えております。

委員長(西村昭教君) 13番村上委員。

13番(村上和子君) 学校の行事だとか、そういう免除になっている方がほとんど使用されたということですか。それにしてもちょっと3,800円というのは昨年と比べまして随分少なくなってるものですから、そしてたらその大半は、そういう方が使用されてるということに考えてよろしいんですか。

委員長(西村昭教君) 教育振興課長答弁。

教育振興課長(岡崎光良君) 只今の委員のお話のように少年団活動、あるいは部活動による練習等の利用等には大いに利用されているところでございます。以上であります。

委員長(西村昭教君) 9番米沢委員。

9番(米沢義英君) 町税でまずお伺いしておきたいと思えます。近年、町税の徴収にあたっては悪質な滞納者という形の中で、資産を差し押さえるという形等の措置も取っておられます。今回のこの決算調書見まして昨年もそうなんですが、経済的理由、社会的理由という状況の中で、いわゆる納税が困難になってきていると、まず業種別に見ても、特に顕著に出でているのは建設業だとかですね、いわゆる飲食業だとかといわれる不況業種といわれるところが、比較的そういう該当になっているかというふうに思いますが、これ17年度においても、そのような状況が引き続き表れているのかですね、この点まず第1点伺いたいと思えます。2つ目にお伺いしたいのはですね、いわゆる過年度分よりもですが、いわゆる当年度支払う税よりも追いつかないという方もおられるかと思えますが、この17年度においては、その状況はどのようになっているのかですねお伺いしておきたいと思えます。何人ぐらいそういう状況に陥っている方はおられるのかですね、この点伺っておきます。それと同時にですね、支払っても追いつかないという状況の中で、そういう方に支払う意志はあるけれども、だけでも支払っても追いつかないから差し押さえるケースはあるのかどうかですね、この点お伺いしておきたいというふうに思えます。

委員長(西村昭教君) 税務課長答弁。

税務課長(高木香代子君) 米沢委員の第1点の質問でございますが、不況の状況なんですけれども、昨年と同様に自営業者、それからサラリーマンの雇用の状況も非常に悪くなっております。それで昨年と同様な状態が続いていると思われております。

委員長(西村昭教君) 税務課税務班主幹答弁。

税務課税務班主幹(田中利幸君) 米沢委員の2点目

以降のご質問にお答えいたします。過年度分の滞納もあって、さらに現年度分の新しい税金が毎年かかっていく方は、相当数実はおられます。その中で経済的理由により、あるいは所得は私どもつかむ事が出来ますので、基本的には、現年度分以上の収納を果たすことが第一目的でございますが、なかにはこの時代でするので失業するあるいは収入が大幅に減少するという方々がおられます。なかには現年度分に追いつかない、分納を余儀なくされる方も実はおられます。その数は何人かというのはちょっと手元にはございませんが、極めて少数ではありますが、そういう方がおられます。その方々につきましては、私たちの納税相談の中で、生活をする事が、まず第一優先でございますので、そこを見極めながら可能な限りの分納を促進して、なるべく現年度以上の収納を計るということを基本において収納対策を進めているところであります。3点目の若干関連いたしますが、今お話しした様に生活することが第一優先でございますので、そういった経済的な理由で納税したくてもできない状態の方々につきましては、当然差し押さえ等することはありません。そういう方については、差し押さえの財産もなく、低所得者だというふうに認定した結果においては、地方税法に基づいて執行停止等の処分をしているところであります。以上でございます。

委員長(西村昭教君) 9番米沢委員。

9番(米沢義英君) いま担当の方やあるいは課長がおっしゃったように構造的な不況もあります。そこで国税法でもですね、いわゆる生活困窮に陥る状態にある方については、差し押さえはやっぱり執行停止、中止すると言うことがうたわれております。そういう意味では、そういった部分を最大限にやっぱり活かして分納誓約をやはり行なってもらうなり、なんなりですね、機械的にいわゆる差し押さえ等にはしらないということが自治体としてのやっぱり持っている役割ではないかなというふうに思います。一方であの悪質なものに対してはきっちりそれなりの対処をするということ大切だと思えますが、こういったことは今後とも厳格に守られるべきだというふうに思いますが、その点については、充分尊重した、いわゆる分納納税方法を行なうことで、引き続きここを確認していいのかなのかどうかですね、この点お伺いしたいと思います。

委員長(西村昭教君) 税務課長答弁。

税務課長(高木香代子君) 米沢委員のご質問にお答えいたします。委員さんがおっしゃる通り個人の財産状況を充分に見極めたうえで、滞納処分、それなど差し押さえ等の執行にあたっていきたくて思っております。悪質者に対しては、今まで以上にまた強固な姿勢で徴収に努めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

委員長(西村昭教君) 11番中村委員。

11番(中村有秀君) それでは1点目ですね、2ページの各会計の収支総括表の関係でございます。この中で、不納欠損額ということでトータル的には9,550,047円というような形が出ております。従って一般会計、国民健康保険、それから公共下水道、介護保険の特別会計等含めてこの金額ということですか。現実の問題として平成13年度は206万、14年度は965万、

15年度は714万、16年度は673万というようにことで推移しております。特に今回この中で、顕著な例ということで、固定資産税の関係がですね、一般会計の中で5,384,400円ということで、18件で得失をしている訳でございます。それでまず1点は、この固定資産税の関係ですね、なぜこのような大きな金額になっているか、その経過等を含めてご説明をいただきたいと思います。それから2点目は、29ページ、12款1項1目2節の関係です。児童福祉負担金の関係で、不納欠損が222,300円、それから収入未済が2,110,100円ということでございますけども、私は昨年の決算特別委員会の折にですね、負担金の関係では調定額、収入額をですね、平成14年、15年と同様に掲載をすればですね、調定額がいくらで、そして、収入、収入未済というようなことで明らかになるんで、そういうことを申し上げたんですけども、今回の資料はそういうことになってないということでございますので、是非そういう形でですね、やっていただきたいと思います。それから2点目は負担金の調定額、中央、西、わかばとそれから滞納繰越分、それから日本スポーツ、それから公益と別にですね、滞納、これらを明らかにしていただきたいと思います。それから不納欠損額の内訳もですね、それぞれ中央、西、わかばというような形で明らかにしていただきたいと思います。それから29ページの13款1項1目3節の関係、防災センター使用料の関係でございます。一応ここでは泉栄ということになっておりますので、昨年ですね、収入が2,465円ということで、非常に少ないということで私が申し上げたところ、もらっているだけけれども、そのまま16年度の決算に入っていなかったということでございます。従って一応確認をしたいんですけども、今度の17年度の決算の中で16年度分の調定ということでの金額は29,219円が良いのかどうか。それから17年度の収入額は37,041円ということでトータルで66,260円ということで良いのかどうか確認をいただきたいと思います。それから前年度そういう私の指摘を受けてですね、この徴収取り扱い手続きをどのような形できちっとやられてるのかどうかということ、それからもう1点は防災センター使用料ということで、草分防災センターの使用は、料金を徴する使用は無かったのかどうかということでお尋ねをいただきたいと思います。それから次に31ページ、13款1項6目4節の土木使用料の住宅使用料の関係です。これも16年度の決算特別委員会で節の収入別にあきらかにしてはと申し上げたところなんです。いうならば調定額、収入済額ということで、そういうことで一応町営住宅の現年度分、それから滞納繰越の分、それから町営住宅の駐車場使用料の関係をですね、調定額、それから収入済額ということで合わせて報告をいただきたいと思っております。また、合わせて今後ですね、これらの資料については、調定額、収入済額ということで、あきらかにしていただければですね、我々としては、それらの徴収状況というのが確認できますのでお願いをいただきたいと思っております。次に収入未済額の関係なんですけども、14年度から16年度までの滞納額は増加をしています。しかし、17年度は543万の減少ということで、徴収の努力が伺えます。そういうことで1つは滞納者の保証人関係で

すね、これらにどのような請求をし、効果があったのかどうか、それらについてお伺いいたします。以上ここで一旦区切ります。

委員長（西村昭教君） 税務課税務班主幹答弁。

税務課税務班主幹（田中利幸君） 中村委員の固定資産税の不納欠損の関係につきまして、お答えいたしたいと思っております。実は、この固定資産税の不納欠損の中にですね、1件463万9400円の大口滞納者1件が実は、入っていることから、このように大きな金額になっているところであります。この大口滞納者の460数万につきましては、実は、町内でアパート業を営んでおられた方でありまして、現年度1年間に固定資産税が約150万円程かかってくる方でございます。その中で平成14年から入居者の家賃を差し押さえをしていたところであります。何分現年度にほぼ近い額の家賃しか差し押さえは出来ておりませんので、滞納額が500万前後にいつも残っているという状況であります。昨年17年の11月には不動産すべてを差し押さえをしたところであります。当然、大きな投資をされておりましたので、実は、その段階で住宅金融公庫に約2億円の借金抵当が付いてございました。住宅金融公庫の担当者とも協議をいたしまして、これを競売にすることについては、競売ですので、相当数の定額に入札される可能性があることから任意での売買を進めようということで協議をいたしまして、18年今年の1月に買い先が見つかりました。そのため住宅金融公庫と町の滞納額合わせまして、その売却金額を同一率で配当するというところから、これを差し押さえを解除したところであります。結果、463万9400円が残りましたが、その方につきましては、年金を担保に、そのアパート経営のために借金をしてございます。年金収入が一銭もありません。従いまして、低所得者で更に差し押さえる物件もないと、このようなことから止む無くこの463万9400円を不納欠損としたところであります。従いまして、今年度につきましては非常に大きな不納欠損が発生したということでございます。以上でございます。

委員長（西村昭教君） 保健福祉課長答弁。

保健福祉課長（米田末範君） 中村委員のご質問でございます。児童福祉負担金に関わってでございます。ご指摘のとおり、保育所別の負担金の内容整理を怠ってございました。誠に申し訳ございません。現在のところその収入未済額につきましても、総体額で私も手元にいま資料を持ってございまして、この分につきましては、少し時間をいただきたいと思っております。不納欠損処分に関わりましては、これの内容でございますけれども1件は破産宣告によるものが151,500円、それから居所不明の者が1件でございますが、70,800円ということでございます。なお、この退所入所の場所は中央保育所でございます。それから次の泉栄防災センターにかかりまして、委員ご指摘の通り平成16年分にかかります金額につきましては、今回決算として提出をさせていただきました。その中の29,219円が16年度分でございます。37,041円が17年分でございます。これらの内容につきまして、使用料の減免のあり方につきましては、16年同様の対処をして参ったところであります。以上であります。

委員長（西村昭教君） 教育振興課長答弁。

教育振興課長（岡崎光良君） 草分防災センターの使用料の収入処理でございます。この件につきましては、31ページの教育使用料の2節社会教育使用料の中に実は、分館使用料として320,110円が計上されております。この中に草分防災センターとしての使用料21件109,640円が含まれてございます。以上であります。

委員長（西村昭教君） 建設水道課長答弁。

建設水道課長（早川俊博君） 11番中村委員のご質問にお答えさせていただきます。公住使用料といった住宅と駐車場関係の区分の調定額の関係ですけれども、住宅につきましては、58,398,800円、そして駐車場の部分につきましては、1,287,800円、それと過年度分につきましては、6,854,280円でございます。合わせまして66,540,880円の調定額に對しまして収入がですね、住宅の部分が57,984,700円、そして駐車場の部分が全額収納になってございます。そういったことで住宅の部分の現年度分の滞納額が414,100円で過年度分の滞納額が5,094,980円ということで、合わせまして5,509,080円の滞納繰り越しとなっているところでございます。また、2点目のそういった滞納者に対する保証人の関係の効果と言いますか、そういったことに対しては計数的には、持ち合わせておりませんが随時ですね、そういった滞納者に対しては、そういった保証人も含めまして、そういった分納計画書の提出をいただいているところでございます。以上でございます。

委員長（西村昭教君） 11番中村委員。

11番（中村有秀君） 児童福祉負担金の関係なんです、言うなれば中央は調定額いくらで、どういふようなことで、これら一括されているからね、分からないですね、言うなれば収入未済額というのが、ですからそれをちょっと教えていただきたいということで調定額と収入額ということで調定額をお願いをいたしたいと思っております。以上です。

委員長（西村昭教君） 保健福祉課長答弁。

保健福祉課長（米田末範君） 中村委員のご質問でございますが、調定額総体で、すべての額でやってございましたものですから、これについても、先ほど申しましたとおり少し時間を頂戴したいと思います。

委員長（西村昭教君） 9番米沢委員。

9番（米沢義英君） 児童福祉費の負担金で、この調書では欠損処分未収金状況収入未済額等の調書が11年度から17年度まで載っております。恐らくここでちょっとお伺いしたいのは、滞納されている方というのは多くは重複して、単年度で発生したということではないと思っておりますが、その点どういう職業の方がですね、滞納されているか、この点。もう1つお聞きしたいのは近年保育所にあずけている保護者の方に聞きましたら、保育料は高いと、毎年本当に上がってきて大変だという状況が聞かれます。町は受益者負担の公平の原則で当然応分の負担はしてもらいたいという形の状況になっておりますが、こういう状況は聞いておられるのかどうなのかですね、長々としゃべりませんが、そうすればですね、やっぱり少しでも軽減作を取るといふような対処の仕方とい

うのがあるのではないかなというふうに思いますけれども、この点はどのようにお考えなのかですね、この17年度の決算踏まえてですね、私はこれは重要な問題だと子育て支援においてもですね、重要な問題だと思うので、この点について、町長にも見解をお聞きしたいと思っております。

委員長（西村昭教君） 保健福祉課長答弁。

保健福祉課長（米田末範君） 米沢委員のご質問でございますが、保育料の滞納の方々については、色々な職業の方がいらっしゃいます。一概にこういう職業の方ということをお願いできないというところでございます。公務員の方もいらっしゃれば、自営業の方もいらっしゃる、それから日賃の方もいらっしゃるというようなことでございますので、その点については、必ずしもすべてが方向が同じということではないということでもまず理解をいただいております。それから保育料は高いのではないかとということでございましたけれども、これにつきましては当初から国の100%に基づいて進めていくということで、段階的にその対応をさせていただいてきたということでございまして、子育て支援に係わりまして、それぞれの内容、部門等を整備しながら制度のしっかりした維持と、それから新たな課題に対応していくということから考えまして、これからの内容については、踏襲をしていく基本的な考え方でありまして、以上であります。

委員長（西村昭教君） 9番米沢委員。

9番（米沢義英君） 町長にお伺いしたいんですが、担当者はこのように言ってるんですよ。恐らく忠実に担当者は町長の指導のもとに言われている訳ですから、もう立派だと思わぬですよ僕は。ただ、立派なんだけども、やはり問題は本当にこの利用されている児童や保護者にとって安心して、いわゆる負担感がやっぱり軽減されるのかどうなのかというところが一番やっぱり問題点だと思うんですよ。多くの方に聞きましたら高いつて言うんですよ、やっぱりそこをですね、1つの徴収の未納の原因になっている、すべてがだとは思いますが、やはりなんだかの軽減作というのが取られて、こういった軽減作の対処にもつながるのではないかと思いますので、この点町長どういふ見解なのかお伺いしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 助役答弁。

助役（田浦孝道君） 米沢委員のご質問にお答えしますが、いま、議員がおっしゃられるようにですね、非常に負担感を強いられているというような声は、私どももこういう立場で耳にするところではありますが、いま、担当課長の方から申し上げましたように、いま、現在はそれぞれの目的ごとにですね、それぞれの受益者の方に負担をしていただく姿がどうあるべきかということを議論してございまして、あの担当の方から申し上げましたように、そういう考え方を基本にですね、今後もその見極めをしていきたいということではありますが、なかなか負担のできない方も、なかにはいらっしゃるかと思います。そういう規定の負担をどなたが負担することがいいのかについてはですね、いま現在、私どもの地域においては、受益以外の他の方がですね、負担をするというような合意形成ができてないというようなことで、やはり受益の対象の方にあるべき姿をですね、求めざるを得な

いという認識を持っているところであります。いずれにしましても、その能力がどうなるかは実態においてですね、それぞれまた、個別に判断をする部分もあるかと思いますが、総体的には、私どものいまの町の考え方は、いま申し上げましたようなことであるということを一つご理解をいただきたいというふうに思います。

委員長（西村昭教君） 保健福祉課長答弁。

保健福祉課長（米田末範君） 先程の中村委員の各保育所に関わります調定と収入実績とでございますけども大変申し訳ございませんでした。お手元に届いてございます成果表の56ページに調定とその実績未済額等が記載されてございます。大変失礼をいたしました。ご参考いただければというふうに思います。以上であります。

委員長（西村昭教君） 9番米沢委員。

9番（米沢義英君） 26ページの地方交付税の問題について伺いたしますが、前年度対比という形の中で地方交付税がですね、約3千万から4千万なんですかね、減っているかというふうに考えるところです。それでこのいわゆる減額分として補填されているのは28ページでしょうかね、いわゆる臨時特例債と、あるいは減税補填債という形の中で、補填されてるかというふうに思いますが、60ページですね、こういう形で単純に見た場合には、歳入は比較的、若干減している部分もあるかというふうに思うんですが、これで、その減額分が補っているというようなおさえてよろしいのかどうなのかですね、この点伺いしておきたいと思えます。これと合わせて伺いたいのはですね、とかくこの財政の健全化という形の中で問題になってくるのはですね、公債費の負担比率等や経常収支比率の問題だと思うんですが、この点について、考え方について、いわゆる高いと経常収支比率についても、人件費経常的なものが高くと上がりますよね、そうすると一概にそういう比率が高いということでは借金が増えたということもあります。しかし、その一方で住民の生活を守るために財産形成したという部分もあります。また、町長が言うように保健福祉の子育て支援だとかですね、予防医療を中心にしてやった場合には人件費、人の配置が必要になってくるということもあります。そうするとおのずと経常比率が上がりますよね、そういった場合に一概にこれを見て経常比率が上がったからだめだと財政的に硬直化してる、だめだというふうにはならない部分もあるかと思うんですが、この点どうでしょうか。そうするとですね、問題は何が問題なのかということは何回も言いますが、ここきっちり原因明らかにしなければならぬのは、やっぱり地方交付税の算入、やっぱり計数の削減等が見直しが行なわれて、あの人口の多い規模については、有利な地方交付税が措置されましたけれども、5万人以下のところだったかと思いますが、人口規模については、計数の見直しでいわゆる交付税が削減されるというような仕組みが作られたと思うんですが、そうするとこういう状況の中で、この決算見てちょっと問題だと思うのは、今後町が住民の生活を維持するために、こういう計数の見直しはされて、この臨時特例債やそういうところで借金しなさいという形で言われる中で、やはりあの財源の確保がさらに困難になっていくと思えますが、やっぱりここは国のところでね改善してもらわなければならないかと思う

んですが、その点はどういうふうにお考えなのかお伺いしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 企画財政課長答弁。

企画財政課長（北川雅一君） 9番米沢委員のまず1点目の部分で、私の方からお答えをしたいというふうに思います。17年度につきましては、地方交付税につきましては、17年度から見ますと、いまおっしゃられた通り約3,4千万円の減になっている状況でございます。実質17年度においても、16年度のほぼ横並びの状態で17年度は経過した状況でございます。それに伴って臨時特例債とか減税補填債で補う分ということでございますけれども、当然国の政策の中の三位一体の部分です、かなり減額になっている状況でございます。予算等ご覧いただいた通りでございます。かなり予算規模も町としても縮小していく、その歳入の部分がさいたる部分で下がってきている状況でございます。まず、1点目は私の方からお答えさせていただきます。

委員長（西村昭教君） 助役答弁。

助役（田浦孝道君） 2点目の米沢委員のご質問にお答えしますが、いま、地方交付税を中心にしましてですね、国が地方に対する財政措置の総額抑制については、ご案内の通りであります。いずれにしましても、人口が17年度から減少ということで、少子高齢化の中で、いわゆるすべて右肩下がりの中で、国、地方通じまして効率化を図らなきゃならないというのがご案内のとおりであります。いずれにしましても、国につきましては、地方交付税の総額を抑制するというような方針でありますので、そのことからしても地方におきましては、行革の推進をすることで行政運営の効率化を図らなければならないという課題に直面し、その取り組みをしているところであります。いま、委員がおっしゃられる様に、小規模自治体については、交付税のいままでのですね、そういう優遇的な措置については無くなったという実態もございまして、そういう規模の自治体については、大変きゅうしているのが実態であります。本町におきましても、いま、委員がおっしゃられるような、いわゆる主要な一般財源の減少からですね、一定程度、行政水準を維持するために大変困難を極めている訳ではあります。いずれにしましても急激なですね、変化にはなかなか行政も、この体質からいって急にかじをきる訳にはいきませんので、そういう意味ではいま、国が行なわれようとしている事については、大変自治体の運営を維持するためにはいかなものかということで、地方6団体通じましてですね、国にいろんな働きかけをしているのは、ご案内のとおりであります。いずれにしましても、流れが、そういう流れでございますので、当町におきましても、この行政運営の効率化をですね、いろんな角度から評価検証しまして、取り組む、そのことによりましてですね、安定的な将来に維持できる自治体の運営を、いま、実現を目指してございますので、ご理解とご協力を賜りたいというふうに考えているところであります。

委員長（西村昭教君） 12番金子委員。

12番（金子益三君） 31ページの教育使用料の件で、1点お伺いしたいと思います。社会教育総合センターと、先ほど同僚議員も言いましたが、運動公園等とですね、使用料について、若干前年度よりも内容を見

ますとですね、他の町村からのいわゆる合宿ですとか、それから大会の誘致というのがですね、17年度においては、大きく減少しているのかなと考えておりますが、やはりですね、町民のみなさんに使ってもらうというのも、もちろん第一で前提であるのは間違いのないことですが、やはり外貨を獲得するという意味、それからですねスポーツ、文化、芸能の面においてですね、他の優れたものを町民の皆さんに知っていただく、更にはですね、外から入ってきていただいた合宿や大会関係によりですね、地域の経済等も潤うことが考えられます。そういったですね、循環型の経済を考えました時に、いま使われている使用料が高いか安いのかという議論よりもそういったですね、折角立派な施設がある訳ですから、そういったものを大きく活用してですね、外貨を獲得すべきと私は考えますけども、ちょっと17年度において、そういった活動がですね、少し後ろ向きされていたように懸念されますので、その辺をですね、いかが考えるかお聞かせ下さい。

委員長（西村昭教君） 教育振興課長答弁。

教育振興課長（岡崎光良君） 12番金子委員の社会教育総合センターの施設等の利用に関してでありますけども、17年度の使用実績といたしましては、前年に比べますと、アリーナで例えばでありますけども3万3千人あまりから3万4千人と増加をしているところでございます。委員、ご意見のように外からの使用につきましてもですね、可能な限り合宿というような利用の形態の中で、そういった利用の効率的な利用と申しますか、色々な施設におけます合宿となりますと、例えば不備な点もあるうかと思っておりますけれども、それらを考えた中でですね、使用できる範囲での活用を今後とも続けて参りたいと思っております。以上であります。

委員長（西村昭教君） 12番金子委員。

12番（金子益三君） 使用できる範囲の中でとおっしゃいますけども、ただの自治体などの実例を見ますとですね、新たにその投資をしてまでも、そういったものを受け入れられるようなことを進めている自治体も最近はですね、近年多い訳ですね、この上川管内で申しますと、土別市あたりは年間2,000人程の合宿の生徒を受け入れたりにしている実績もありますし、そういった所に新たな投資をしないでもですね、このすばらしい社会教育総合センターのアリーナがある訳ですから、是非ですね、そういったものは前向きにですね、多く取り入れるような方策を取る方が、私はあの施設が生きていくと思っておりますし、先ほどもくり返しますけども町全体ですね、町民の資質向上、経済の振興策の面からですね、そういったものを取り入れていくような方向を取っていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

委員長（西村昭教君） 教育振興課長答弁。

教育振興課長（岡崎光良君） 12番金子委員のご質問にお答えをいたしたいと思っております。例えば今年度におきまして、全道の柔道大会がございました。全道各地から高校生がですね、また、その応援にというふうに沢山の方が来られましたし、施設を利用しての合宿も宿泊もありまして、この点につきまして相当規模の参集があったことによって地方経済、上富良野町にとってもですね、いろんな意味で非常に経済波及効果はあったものという

ふうに考えております。先ほども申し上げましたように宿泊施設となるとなかなか設備面で現状では足りない面もありますけれども、やはり有効活用という意味ではですね、町民の利用にそう支障のない形で範囲でやはり活用、また促して参りたいというふうに考えてございます。

委員長（西村昭教君） 11番中村委員。

11番（中村有秀君） 31ページの13款1項6目2節の關係の土木使用料の道路使用料の關係ですが、電柱の使用料ということで、相当収入が増えております。その關係で28万3千円ですね、一挙に増えているということで、その理由をどう理由なのかということで、明らかにしてほしいのと、それから同じページの7目2節の教育使用料セントラルプラザの使用料ですが、一気に201,247円ということで増えております。従って、その状況等について説明をいただきたいと思っております。それから同じく7目3節の教育使用料の保健体育使用料、運動公園の關係なんですけども、平成14年は129,650円、15年度123,200円、16年度23,120円と言うことで、17年度一挙に3,800円と言うことで、大幅に激減がしております。その關係でお尋ねをいたしたいと思っております。

委員長（西村昭教君） 建設水道課長答弁。

建設水道課長（早川俊博君） 11番中村委員のご質問にお答えさせていただきます。土木使用料の道路使用料の電柱の關係なんですけども、これがNTTの電柱2,115本程ありますけども、これが15年度からですね、占用料の見直しがありまして、それが5年間で、1年ずつ1割ずつ上げるといような形で、積算しております。そんな部分で今年が17年度が3年目ということで、あと2年、1割ずつ上がる経過がございます。以上でございます。

委員長（西村昭教君） 教育振興課長答弁。

教育振興課長（岡崎光良君） 中村委員のセントラルプラザ使用料に關しましてですけども、この建物1階と2階とで分かれてございまして、17年度においては、公民館の改修もあってですね、その利用について、前半の部分、各施設に振り分けられたという経過もございまして。そういった利用で通常よりもですね、そういった利用の違いの公民館の利用の方々もこちらに利用があったものというふうに考えております。もう1点、運動公園の使用料の状況でございます。委員のお話のように14年度110,450円、15年度3万いくらかというふうにありましたけども、17年度においての3,800円というように、先ほども村上委員のご質問にもお答えしましたけども、使用料の掛かるとい状況が減少したものであると思われまして、先ほどもお答えしましたが、あの利用に關しましては、中学校部活動であるとか、そういった關係では、非常に沢山利用されているところであります。その詳細状況については手元にはございませんので、改めて報告させていただきます。

委員長（西村昭教君） 11番中村委員。

11番（中村有秀君） まず1点は、先ほど土木使用料の道路使用料の關係は、私以前一般質問でね、電柱の使用料は、これだけだから何とか値上げができる体制が取れないかということでちょっとお話ししたら、道全体の

中での調定額であるから、それは不可能だというような答弁を以前いただいたんですが、そうすると、その5年ごとの見直しだとかということであれば、そういう段階でお話をしてくれればよかったのかなというような気がいたします。いずれにしても収入増になったということではよろしいかなという気がいたします。それから17年度保健体育使用料、運動公園3,800円でですね、従来12、3万代がずっときてたんですね、そうすると、私は先ほど金子委員が言ったようにいろんな大会を誘致するだとか、そういうようなことも含めてですね、結局、利用料が上がったから使用の激減がきたということになると、本来的には、出来るだけ多くの人に使っていただいて健康保持等も含めて、やっぱりやっていくのが本来の姿でないかなという気がいたしますんで、今後の課題として、そういうあそこを使ういろんな大会を誘致をするというようなことと、それから町民がある程度、受益者負担ではあるけれども利用しやすいような環境整備をしていただきたいということをお願いを申し上げてご質問を終わります。

委員長(西村昭教君) 次に歳出の質疑を行ないます。歳出につきましては、先程申し上げましたように、款ごとに質疑を行ないます。最初に1款の議会費、2款の総務費について、質疑を行ないます。

62ページから97ページまでです。

委員長(西村昭教君) 13番村上委員。

13番(村上和子君) 2款1項11目ですか、85ページです。スクールバス運行費のところでございます。スクールバスですね、ここの修繕料のところでございますけれども、わかたけ、わかば始めスクールバス何台か走っておりますけれども、この中にりんどう、この十勝岳線走っているりんどうも含まれているかと思っておりますけれども、この修繕料がですね、非常に、これは老朽化もあると思っておりますけれども、よくバンクの修理をしております。それで、色々修理が頻繁にですね、修理がされております。それで、これからまた、来年に向けて、またなかなかこの修繕という、修繕費はかかると思うんですけども、これらのですね、スクールバスの購入ですか、調整交付金の事業の中で一応スクールバスの購入については計画されているようでございますけれども、どんどんこの修繕費っていうのは増えてくると思っておりますが、そこらについてはどのようにお考えなのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

委員長(西村昭教君) 総務課長答弁。

総務課長(佐藤憲治君) 13番村上委員のご質問にお答えいたします。いまスクールバスのご質問の中で、りんどうのバス名が名前がでましたが、りんどうにつきましては、このスクールバス運行費の中でなくて、その前のページのバス運行の一般管理の中で、この車輛の修繕等については、対応させていただいております。ご質問の中のように、この十勝岳線のバスにつきましても、また次のページの85ページにありますスクールバス運行費の中でのスクールバスにつきましても、年数が経過しているのも事実であります。長年、年数が経っているものについては、修繕等もかさんで参っているのが、実態ではありますが、これにつきましては、やはり住民の足であり、また児童生徒のスクール用の足ということで、

この辺については日頃より維持管理には充分注意しながら修繕等の対応もさせていただいておりますが、いずれにしても、年数が経過しているということで、そういう修繕等の状況を見ながらですね、年次的な更新については、実施計画等の中で取り組みをさせていただき、検討させていただくということといたしております。

委員長(西村昭教君) 13番村上委員。

13番(村上和子君) 何年ぐらいこれ使用するのですか、そういう計画、それと購入につきましては、いま、考えているところだということですが、一応計画の中にはですね、19年度ぐらいまでの計画に入ってますけれども、それらについてもう少し明確に計画の方をですね、見通しとしてはいかがなんでしょうか。

委員長(西村昭教君) 総務課長答弁。

総務課長(佐藤憲治君) いまバスは路線バス、それからスクールバスと5台ほどございますが、その中でも、特にいま修繕がかさむバスを優先にですね、更新していく考え方があります。十勝岳線のバスが特に距離数も多く、運行距離数も多くございますので、これらについては、優先して考えていかなければならないということで計画をいたしたいというふうに思っております。以上でございます。

委員長(西村昭教君) 7番岩田委員。

7番(岩田浩志君) 只今のバスの運行費のところ、83ページから85ページにかけてですけれども、この委託費についてですね、以前は町の職員がドライバーとして対応していた部分を委託しているということで、職員が対応していることを考えれば、いくら少ない予算で対応できているのかなと思っておりますけれども、この運行費に関してですね、例えば町の方で嘱託職員で対応することが可能なかどうなのか。それともう1点、昨日いただいた資料の中で、十勝岳線の委託費が合計が、その予算書とちょっと違ってるんですけど、どちらが正しいのか、その2点についてお伺いいたします。

委員長(西村昭教君) 総務課長答弁。

総務課長(佐藤憲治君) 7番岩田委員のバス運行に関するご質問であります。これにつきましては、いま職員数が退職等に伴う補充等行っておりませんので、順次それについては、委託等に切り替えて今日に至っております。嘱託職員で直接運行する考えないのかというご質問だったと思っておりますが、これにつきましては、委託の方法でやるのが、一番運行管理上からいっても、その辺の対応をさせていただくということで、今日に至っていることをご理解を賜りたいと思っております。それと昨日お配りした資料で、合計であります。6,013,350円とありますが、7,414,050円、申し訳ありません記載あやまりでございます。只今の十勝岳線の運行委託と、その下に書いてございます。休日、それから臨時運行等の分、合計が申し訳ありません。それぞれの項目は正しいですが、計に入っている数字が記載誤りであります。決算額と一致することになります。

委員長(西村昭教君) 7番岩田委員。

7番(岩田浩志君) 7百何十万ということで、決算書の方が正しいということですが、これを見ますと嘱託職員でやれば3人で2路線十二分におつりがくるぐらいできると思うんですね、例えば嘱託職員でいま、

恐らく300万弱くらいで社会保険も入れるとそれくらいで雇用しているのかなと思いますけれども、そういうことを考えれば、例えば十勝岳線だけ考えても、十分2名の嘱託職員が対応できるということで、休日運行も十二分にできることを考えれば2路線を3名の嘱託職員でという考えもできるんですけども、ただ、その業務上、その嘱託職員では運行が不可能なのかどうか、その辺、もう一度伺いいたします。

委員長（西村昭教君） 総務課長答弁。

総務課長（佐藤憲治君） 7番岩田委員のご質問であります。各路線の運行時間帯、それから運行回数等がそれぞれ路線によって違って参りますので、それらで、このいまの委託の方式で今日に至っているということであります。

委員長（西村昭教君） 暫時休憩と致します。

委員長（西村昭教君） 暫時休憩を解きます。総務班主幹答弁。

総務課総務班主幹（北向一博君） 岩田委員のお話しの中で同じ金額以内で出来るんじゃないかというご意見なんですけれども、勤務の実態につきましては車輛の運行、特にバスの場合につきましては、朝から夕刻、およそ断続時間ながら12時間程ございます。また、嘱託職員につきましては、雇用の形態がおよそですね、月の内週5日ですから、勤務時間が限られておまして、それを超えて勤務する場合は、当然に超過勤務手当などの現在の給与体系を見直す必要がございます。そして同時にバスの運行の場合につきましては、運行日数が勤務日数を当然超える訳でありまして、現在の給与体系のまま、そのまま金額を単純に比較して出来るってということにはならないかと思ひます。精査が必要かとは思ひますけれども、現在のところ委託の方が代替要因、もし病気などの場合の替わりの要員の配置とか、いろんな管理要素を含めると委託の方がコスト的に安いという判断のもとで実行しております。以上です。

委員長（西村昭教君） 13番村上委員。

13番（村上和子君） 91ページ住民窓口班のところでございますけれども、住民基本台帳ネットワークシステムも構築しまして、転入、転出の手続きの簡素化なんかも図っているところでございますが、7人くらいの方の時間外手当が支給されているんですけれども、この業務の内容につきましては、どうなっているのかちょっとお尋ねしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 町民生活課長答弁。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 13番村上委員のご質問でございます。時間外手当の関係であると思ひますけれども、住民窓口といたしましてはですね、転入転出の時期がですね、4月から6月にかけて窓口業務がですね、かなり繁雑するということで、その他の業務につきましては、時間外に処理するという事で時間外手当と、それから医療事務につきましても、通常の業務が年度の初めにですね、多数ありまして、それら時間外手当が要するという事でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

委員長（西村昭教君） 13番村上委員。

13番（村上和子君） いま、庁舎内でも時間外手当をできるだけ少なくすると、こういうふうなことでおや

りになってらっしゃる、改革をされていらっしゃると思うんですが、いま4月、6月は大変混むんだと、こういうようなご答弁でございますが、そういうその手続きをですね、簡素化図るためにこういうシステムをいままでよりは簡単に出来るようにしたはずなんですよ、だから税務課の時間外手当ですとか、ラベンダー特養のハイツの時間外手当なんかはわかる気もするんですが、確かに混むかもしれませんけども、それを簡素化できるためのシステムをあれしたもんですから、そこら辺のお考えにつきましてね、どのように考えておられるのか見ましたら、印鑑証明等は大変多ございますけれども、転入転出は、いままでよりは簡素化したはずでございますので、そこら辺の業務の取り扱い方について、いかがなもんなんでしょうか。今後につきまして、少しでも減らすようなお考えといひますのはいかがでしょうか。

委員長（西村昭教君） 町民生活課長答弁。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 13番村上委員のご質問でございますけれども、機械機器等入ってございまして、それらの部分につきましては、若干簡素化されているところでありますけれども、自衛隊の移動等の時期につきましてはですね、かなりの業務を要しまして、時間外もやっておりますけれども出来るだけみんなで作るようなことで、心がけておりますので、今後についても出来るだけ時間外を減らすような努力をしたいというふうにご存じます。

委員長（西村昭教君） 11番中村委員。

11番（中村有秀君） 67ページ2款1項1目10節の一般管理費の交際費の関係です。平成14年からずっと見てますとですね、予算額が減額をされております。14年320万、15年300万、16年度280万、17年度250万ということで、それに付随して決算額の関係もですね、14年度にすれば不用額が31.5%、15年度は35.5%、16年度は49.5%、17年は46.2%ということで約半分近くをですね、使用しないで残されているということで、1つは交際費の支出基準の見直しということで、16年4月1日で行なわれましたんですが、それらも含めてですね、財政改革の交際費の面でのですね、努力のあとが見られるなということで、私は感じております。従って情報コーナーでですね、公開開示もずっと各年度されております。たまたま上川支庁へ行きますとですね、ひと月ごとに上川支庁管内の知事の交際費ということで出されてるんですよ、私も見て参りましたが、そうすると上富良野町も1年に一回まとめてということでなくて四半期ごとにそのことの開示が出来ないかどうかということで検討をいただきたいと思ひますが、その点お願いをいたしたいと思ひます。それから次に2点目91ページ2款3項1目11節の戸籍住民基本台帳の需要費の消耗品との関係です。住居表示の表示板の関係並びに街区符号表示板の整備に関係でございますけれども、これは私が平成15年12月の定例での一般質問で実態調査をすると、そして平成16年12月では、実態調査に対する結果報告がなされました。従って住居表示では4.7%が要更新しなければならぬ、それから街区符号表示板では73.7%ということで、1,115カ所のうち822が要更新しないとないということで、結果がわかりまして、平成17

年、18年度でこれからについてやるということで、住居表示の関係は再交付請求が更新予定数は、1,354のうち500戸しか来なかったということでございます。それで、これらについてですね、その後町広報や町内会長を通じて、それらの進行状況、いうならば1,354戸のうち500戸と、これにあと何戸ぐらい設置されてきているのかという関係、それから街区符号の関係ではですね、一応鉄道西側が17年度やる、それから東側が18年度実施予定ということで進められております。従って鉄道の西側の関係でですね、私の見たところ何か所か消えてあるのがあるんですね、恐らく担当者が見落としたりしてないかと思っておりますけども、例えば守田商店と村岡時計店の間にですね、塀があるんですね、その横に縦についているところが、全然消えて見えてないんですね、ですからそういうことも含めて、この街区符号表示板の関係はですね、もう一度設置更新済みのところは再点検等をしてはどうかという問題、それから、あと鉄道の東側の街区符号の表示板の現在の進行状況は、18年度でございますから、これから進められるんですけども、一応話として、いまどういう状況になっているかということで合わせてご報告いただければという気がいたしますので、よろしくお願いたします。

委員長（西村昭教君） 総務課長答弁。

総務課長（佐藤憲治君） 1点目の交際費の執行状況につきまして、情報提供コーナーの掲示のまわり方といえますか、掲示方法とうことで、いままで1年間分まとめて開示をさせていただいたんですけども、四半期ごとも可能なかというご質問だと思いますが、これについては、ご質問のとおり、その方法もやれるということで、今後それについては、担当の方にその辺の指示をさせていただきたいなと思っております。

委員長（西村昭教君） 町民生活課長答弁。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 中村委員の住居表示に関するご質問でございますけども、昨年から西側地区実施いたしまして、更新を要する方を対象としまして、各町内会長にお願いして取りまとめたところでございますけれども、先ほど委員おっしゃるように結果、47%と非常に残念な数字でありまして、原因については、表示板の文字が消えている場合は、手直しして下さいということでの原因の要因だというふうにして考えております。このようなことからですね、今年につきましては、再度ですね、町内会長様のご協力いただきましてですね、回覧していただきまして、昨年500戸がプラスされましたですね、今年度748戸の依頼がありまして、更新をしたところでございます。また、今年度、いま東側地区実施しておりまして、約90%程度終了したところでございまして、いま各個人の住宅につきましてですね、承諾を得るようにお願いして回っているところでございます。また、先ほど言われました、守田さん、村岡さん、その辺につきましてですね、再度、今年まだ実施中でございまして、再度点検しまして整備を図りたいということで考えてございますのでご理解をお願いしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 10番仲島委員。

10番（仲島康行君） 何ページというよりも、燃料費について、ちょっとお尋ねをしたいんですが、私も当

選してからずっと燃料費が色々問題になっておりますが、灯油と軽油、それからガソリン、プロパンこの値段をちょっとお知らせを願いたいなと、業者別に知らしていただきたいなと思うんですが、石油なれば会社が1件なくなったという問題もあるんで、入札する時にはそういうことも、今後加味する必要があるんだろうと思いますので、その点をちょっとお知らせ願いたいと思います。

委員長（西村昭教君） 総務課長答弁。

総務課長（佐藤憲治君） 10番仲島委員の燃料費に関するご質問であります。いま、それぞれ燃料別に、また、業者別というご質問であります。灯油と軽油につきましては、それぞれの町内の業者でありますけども、軽油につきましては、今年の3月現在105円ということですが、昨年の年末から原油高騰によることで急激に、それぞれの燃料が上がってございます。軽油につきましてもそうですし、灯油につきましても7月現在ではリッター73円ということでございます。プロパンにつきましては、それぞれ業者ごと、また施設ごとであります。施設ごとにそれぞれ町内業者が入ってございますけども、これはエアウォーターエネルギー株式会社という事業所から1m³360円、北海道エナジック株式会社の納入につきましては360円、それから南プロパンの納入につきましては370円ということになっております。これにつきましては、この価格の部分につきましては、そのメーカーのメーター器、それから供給取り付け器具が、そのメーカー所有のものということでありますので、これにつきましては、そういう価格となつてございますが、これにつきましては、これをひとつ競争の原理で入札行為をしていくとしたらですね、町が器具等取得して、そういう競争の原理を働かしていくというような方法もありますし、また、いまプロパンも先ほどの灯油等につきましても、原油価格等で、今日、マスコミで若干ガソリンは下がってきているという傾向であります。そういうような傾向がありますので、それらといま現在入札は行っていない状況であります。こういう原油の価格の動向が追いついた時点、また、それらに今後入札等の公報を研究してかなければならぬということ認識しているところであります。

委員長（西村昭教君） 10番仲島委員。

10番（仲島康行君） プロパンについても、器具の問題うんぬんと言うんですが、これどこでも同じだと思うんですよ、器具無くしてプロパン入れる訳ないんだから、それと灯油にしてもガソリンにしても、軽油でも同じなんです。何年も前からこれ指摘して思うんですけども、行政としての努力が足りないんだろうと、町内業者をなんとかって言う考え方もあるんだろうとは思いますが、競争入札もしているんであればもう少し違う姿もあり得るだろうと思うし、一般家庭と比べると使う料が格段に違う訳だから1円でもいくらでも安くする努力をしなければならぬと思うんですけど、こういうこと言ってもいいかどうか分かりませんが、私も年間いっぺんに買ってしまおうという感覚もあって、3円、5円というリッターで安いんですよ。実は、個人でもできることが何故行政で出来ないんだということを何度も私自身は指摘するんですよ、何年も前から、しかし努力するといいながら7、8年も10年近く経っても全くし

ていないと、こういうことはどういうことなんだということなんです、だからそういう努力の姿っていうものは、やっぱり少しはないとだめなんでないかなと思う。いまスタンドも1件減ったっていう部分もあるし、減れば減っただけ、値段の調整もしやすいという部分もあるんだろうと思うから、その辺も含めて今後はやっぱり検討していく必要があるんでないのかなと、いま原油高で余計なこと言うと、じゃあ納めないぞなんていう問題も出てこないとも限らないんですが、そういう場合はとにかくよそからでも仕入れるというような形にするとか、前からの話になるとそこまで値段は下げないというなら半分よそから取るよという意見も確か出てたと思うんですよ昔は、そういう努力も1つなされてないということは、どういうことなんだということ、非常に危惧していると、その辺をどう考えてるのかちょっと助役答弁をお願いします。

委員長（西村昭教君） 助役答弁。

助役（田浦孝道君） 仲島委員に大変厳しいご意見をいただいた訳ですが、いままでもこの関係についてはですね、色々ご助言、ご指導も賜っていたところであります。いま詳しくは総務課長の方からも説明させていただきましたが、いずれにしましても、色々な原油高等々の事情はご案内の通りであります、いづれにしましても、いま制度上の随意契約を長く継続することについては、制度運営上もですね、いろんな面で問題もあるのは私どもも承知してございますので、指名競争入札あるいは一般競争入札という契約方法がいかにつきましてはですね、慎重に検討し、見直しの方向でですね、なんとか検討を進めたいというふうに思います。いずれにしましても、いま委員の方から言われましたように価格のですね、格差の程度によりまして、場合によっては町外からの取り引きも選択に入れなければならない訳ですが、出来る限り地元業者の方々とのですね、そういう関係の継続をですね、多様な契約方法の中で、何とか見だして行きたいというふうに思いますし、私どもも出来るだけ1円でも安いものをですね、入れることについては、町民納税者の利益につながる訳でありますので、そういうその価格の決定過程の中での透明性、競争性を発揮しつつ、地元の経済にもですね、充分配慮しながら策を講じて参りたいと思いますので、どうかひとつご理解をいただきたいと思います。いずれにしましても、なんだかの形で方向を見だしたいという決意を述べさせていただきます、答弁に代えさせていただきますというふうに思うところであります。

委員長（西村昭教君） 11番中村委員。

11番（中村有秀君） いま同僚議員がガスの問題、灯油、重油、軽油問題で質疑をしておりますけども、昨日、平成17年度施設燃料使用料調書ということで、この調書の数字に誤りが無いという前提で質問を申し上げたいと思います。まずLPガスの関係です。夕べあれから帰って試算してみたんですね、そうすると7番業者というのが388円、それから7番業者以外の13カ所を平均してみたら377円31銭なんです、7番業者は388円39銭と、そうするとその差は11円8銭あるんですよ、まずこれがLPガスの関係、それから次に灯油の関係です。これは10番業者は114円08銭な

んです、それから、その10番業者以外のトータル平均しますと69円24銭なんです。これ資料に数字に誤りがないという前提で私申し上げております。それで、これが泉栄防災センターなんです、そうすると平成15年のもの見ますとですね、89円23銭でほかの平均では53円77銭なんです。それで私はここでおどろいたのは、この10番業者が言うなら泉栄防災センターにこうずうっと入っている。そうするとですね、この値段の差額、例えば平成16年ではですね、灯油35円46銭、その他の業者との差があるんです。そうすると実際に払っている31万3844円から引きますとですね、12万4730円を多く払ってるんですね、17年度で考えてみますとですね、14万1185円多く払っている数字の実態が出てくる訳です。それからA重油でいきますとですね、3番業者公民館に入れてる金額です。A重油が137円92銭、これ恐らく間違いでないかと思うんですけども、それらがどうなのかということでお尋ねを申し上げます。そうすると3番業者以外の平均は67円23銭なんです、そうすると差はですね、70円69銭なんです、そうすると公民館では233万1000円を払ってるけども、その他の業者の平均の67円23銭からいけば113万6187円なんです、そうすると119万4813円が過払いというようなこの数字からあれしてですよ、ですからその内容をですね、ちょっと具体的にいま相違の点ですね、どういう事情背景があるかということ、まずお尋ねをいたしたいと思えます。

委員長（西村昭教君） 総務課長答弁。

総務課長（佐藤憲治君） いま中村委員の燃料に関する資料に基づく調査の内容でのご質問でございますが、委員のそういう視点でのですね、ちょっと分析はしてございませんが、これあくまでも生の実績で積み上げたもので記載していることで、いま言うその業者ごとのさいという部分についてはですね、ちょっとお時間をいただきたいと思いますが、灯油につきましては、その価格変動が1年間の中であった時にですね、そういう時期やなんかも含めて、若干変わってくる場合もあります。これあくまでも1年間の実績の燃料費に対する1年間の使用料でありますので、その当時の価格どうこうで単価の変動によってですね、若干、その部分の差がでてくるのかもしれませんが、いずれにしても、その辺は後ほどお答えさせていただきます。

委員長（西村昭教君） 11番中村委員。

11番（中村有秀君） 僕は17年度のこと、それから16年度のいま、決算特別委員会の資料をあれしているんですけど、現実の問題としては灯油を使うんだから使う時期は大体似てる、1年間のトータルでは2円や5円の差があるかもしれないけども、これだけの大きな差なんていうのは、一般的に考えられないんですよ、だから僕は何か要素があるのか、それからもう1つは調書の数字の間違いないかということで、合わせて事前に申し上げたんで、現実にこの通りだということになると、言うなれば灯油の関係については、10番業者に141,185円多く払っているし、それからA重油では、3番業者に1,194,813円多く払っているという感じになってくるんですね、それはまたいま調査をして報告

をしていただきたいと思いますが、基本的には私はですね、平成15年に燃料単価等の契約状況ということで15年の決算特別委員会を出していただきまして、その中でですね、灯油は平成15年3月3日から平成15年10月31日までは45円で契約をしていますよ。それから15年11月1日からは、それぞれ業者が違いますけども安いのは41円、高いのは43円、それからA重油では、15年3月3日から15年10月31日までは49円、その中で安いのは43円、高いのは46円というような状況になってますんで、出来れば、僕はこういう形ですね、ある程度基準を設けた形で、随意契約なり、助役の話では、随意契約は長期に渡ってるんで、今後考えていきたいということのお話でしたから、いずれにしてもLPガス、灯油、A重油、それぞれ大きな差がありますから、その点は、また後で数字であきらかにしてほしいんですけども、これからも含めて、やっぱり抜本的な対策をする。例えば町が器具を習得して、後は業者が自由にあれだとかっていう方法も、プロバンの場合はありうるかもしれませんが、以前それをやれば70万か80万掛かるというような答弁もありました。ですから私はできるだけ行財政改革という見地からいくならば確かにどんどん、どんどんこの燃料費が高騰して、今日の新聞では、若干下がったようなことで報道がありますが、そういうものも含めてですね、抜本的な対策をですね、していかなければだめでないかという気がいたしますので、あと資料がもう1回出てきた段階で質問をしたいと思えます。

委員長（西村昭教君） 暫時休憩と致します。

事務局長（中田繁利君） 休憩時間を15分といたしまして再開時間を11時05分と致します。

10時50分	休憩
11時05分	再開

委員長（西村昭教君） 休憩前に引き続き会議を再開致します。4番梨沢節三君。

4番（梨沢節三君） 67ページこれの総務課総務班の負担金補助金及び交付金、上川支庁管内町村会負担、これが2,321,000円、それから75ページ同じく、企画財政課の旭川十勝道路整備促進期成会負担、これが4万円、それから91ページのこれも、町民生活課の地方自治情報センター負担5万円、これ内容ですね、どこにこれが納められているのか、いつまで納めるのか、内容としてどういうことされているのか、報告があるのか無いのか、その辺のところ質問いたします。

委員長（西村昭教君） 総務班主幹答弁。

総務課総務班主幹（北向一博君） 梨沢委員の町村会の負担金2,321,000円についてお答えいたします。町村会の負担金につきましては、各種団体の負担金を町村会側で取りまとめて一括支出している形になっております。ただ今、手元にその詳細内訳はございませんので、後ほどお示ししたいと思います。

委員長（西村昭教君） 企画財政課長答弁。

企画財政課長（北川雅一君） 4番梨沢委員の旭川十

勝道路整備促進期成会負担金でございますけども、これにつきましては、上川中部南部と十勝圏域を連結する地域の高規格道路ということで、いま整備を進めているところでございます。これにつきましては、旧市町村が組織になってございまして、いま現在の中で4万円程沿線富良野道路という形で、いま整備を進めてございますので、その負担金4万円を支出している状況になってございます。以上です。

委員長（西村昭教君） 住民窓口班主幹答弁。

町民生活課住民窓口班主幹（高橋司津子君） 梨沢委員のご質問にお答えいたします。地方自治情報センター負担金の件ですが、財団法人地方自治情報センターというところがありまして、ネットワーク関係のシステムを開発しているところでございまして、これは全国的な規模で北海道も加入している団体なんです。それでうちの方ではどうして必要かと言いますと、住基ネットワークする上で、機器の説明になりますが、名前の字とか、普通の東洋漢字で無い人の字とかが出てきますと、そういう昔の旧字だったり、そういう字を作らなくてはならないんです。そういう取りまとめを全国の市町村の字名を配置してくれたりとか、そういう情報の提供のあるところなので、上富良野町としては、戸籍の方も主にそうなんですけど、今後係わってくるのはIT事業で、庁舎内のそういう情報関係も、こちらの方で情報を得るところなので、この負担金5万円は町村に対しての5万円、それぞれ市とか、それぞれによって額が違ってきています。以上でよろしいでしょうか。

委員長（西村昭教君） 4番梨沢委員。

4番（梨沢節三君） 上川市町村が、各種団体ということで、資料後でいただくということですね、この旭川十勝ってというのは、これシーニックバイウェイもからんでいるのかどうか、あれなんですけど、ちょっとなんも見えないんですね、今ね、ここの旭川十勝道路っていうことについては、何も見えないんですよ。そこで4万円ってというのは、いつから納めているのかな、ちょっと気がつかんかったですけど、いつまで納めるようになるのか、これは先ほど後から言ったように法人かなんかあるのか、無いのか、その辺のところお聞かせ願えればと思います。それから、地方自治の方ですね、これ確か天下りでもってうまくやったもんですよ、これね、ただ確か重宝しているかと思えます。非常に難しいものあるからですね、それに対する疑問はお持ちにはならないですか、大変いいものであるということに理解しておりますか。何か疑問ありますか。

委員長（西村昭教君） 企画財政課長答弁。

企画財政課長（北川雅一君） 4番梨沢委員の再質問でございますけども、この期成会につきましては、平成16年度から負担金を納める状況になってございます。なかなか国の状況も財政的に厳しい状況ですので、いま先ほど申し上げました。いまこの期成会においては、富良野地区の富良野道路という形で8.7km、要するに富良野の学田から上五区の間にかかる整備をいま、用地協議をですね、17年度に行なって、18年度からその整備に図っていくという状況にいまなっているところでございます。以上でございます。

委員長（西村昭教君） 町民生活課長答弁。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 梨沢委員の地方自治の關係の負担金でございますけれども、これにつきましては、各市町村が加入しておりまして、色々な情報を得ているところでありまして、私ども必要ということで認識しておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

委員長（西村昭教君） 12番金子委員。

12番（金子益三君） 若干、関連になります。同じく91ページですね、再三にわたり私も同じ事を質問してはいるんですけども、住基カード発行機器借上げ及び保守点検48万なにかかかっておりますが、17年度においての住基カードの発行がですね、前年に対してどれくらい増えているのか、また、その伸び率がですね、あまり顕著でないのであれば、今後においてですね、住基カードが住民においてですね、多く普及されるような方策を考えているかどうかお伺ひいたします。

委員長（西村昭教君） 町民生活課長答弁。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 金子委員のご質問でございます。住基カードの關係であります。住基カードにつきましては、平成15年から実施されまして、全国の市町村で住民情報ということで実施されておりまして、17年度につきましては、21件ということで21名の方が住基カードを発行したということでございまして、この住基カードにつきましては、従前からご指摘受けまして、少ないってということでございまして、今年につきましても、公報等で必要ということの理解を得るための周知をしているところでございまして、今後につきましてもですね、できるだけ身分証明書等にも役立つものでございまして、出来るだけ発行といひますが、使用していただくような形で周知をして参りたいと思ひます。以上でございます。

委員長（西村昭教君） 11番中村委員。

11番（中村有秀君） 68ページ2款1項2目の關係で文章公報一般管理費の關係です。役務費の關係なんですけども、通信運搬費2,814,529円ということで、これらをですね、14年度から比較してつてみますと、14年度は4,148千円、15年度が307万円、16年度が3,518,081円と、それで16年度と17年度と比較しますとですね、703,552円という節減をしているんですね、これはいわば職員による配付体制の協力の効果と私は判断をしてるんですけども、これらの關係でですね、職員の皆様方のご協力にですね、本当に町内あげてやっていただいているなっていう感じはするんですけども、これにする登録の職員数が何名で平成17年度、延べ何人が参加をされたかという問題と、その中で色々な課題等が出てきてるかなと、こうある面で、例えば交通事故等いろんな關係等があるだろうしというような気持ちもするし、それから時間外的な形でサービスの形ということもあろうかなんていうことで、いろんな課題があろうと思ひますけども、それらがどのような形でいま出ているのかということも含めてお聞きをいたしたいと思ひます。

委員長（西村昭教君） 総務課長答弁。

総務課長（佐藤憲治君） 中村委員の通信運搬費のご質問でございますが、ご質問の中に職員の支援によります郵便物等の配付ということで、これらの部分については、昨年度から実行さしてもらっておりまして、運搬費

の削減には確かに大きな額ではございませんけども、効果は上がっているということであります。17年度の末の時点では職員の支援していただいている方は32人おられまして、それが1人の人間が複数の町内会等持っている方も中にはおられますが、そういう方の協力とか、あるいは通信費の主な削減の要因といひますが、その他にですね、安価な郵便料ということで、できる限り各課が発送する曜日を決めまして、各課がそこで集中して発送物を送るという、そういうような体制も行なっております。そういうような方法等で通信費が削減されているというような様子もありますし、一方、その中で富良野圏域のプロジェクトが事務局それぞれ市町村派遣されてましたが、この富良野圏域のいろんな通信文書やなんかも、職員に持たせて、他の4市町村にそういうものも配付を行なわすことで、要するに経費は掛けないでということで、そういうのも要素として減となっているところであります。先ほどの職員の支援体制についての部分で、課題等ないのかということですが、これはやはり職員それぞれの意識の中でご協力いただいていることでありますので、私どもには、直接的には、なんといひますが、そういう課題等に対することについてはちょっと把握はしていないところであります。引き続きこういうような取り組みについては、継続していきたいというようなことで考えております。以上であります。

委員長（西村昭教君） 11番中村委員。

11番（中村有秀君） いま総務課長の話では、若干等の経過も含めてのお話でございますけども、いずれにしても、どの部門でもやはり行財政改革ということで、どの部門、どのセクション、それからどの事業の中でも絶対あるはずだという感覚でですね、やはりこの通信運搬費も含めた形で、なお一層行財政改革に努力をしていきたいと思ひますし、それから職員の皆さん方に時間外ということではございますけども、ある面で非常にこう財政効果があったということで感謝を申し上げ、また今後とも推進をしていただきたいということで終わります。

委員長（西村昭教君） 総務課総務班主幹答弁。

総務課総務班主幹（北向一博君） 先ほど中村委員から休憩前になりますけれども、燃料の単価の件について、ご指摘があった点確認いたしましたところ資料として提出しました平成17年度施設燃料使用料調書に誤りがございました。深くお詫び申し上げます。つきましては、ご訂正をお願いいたします。まず、右欄の方のA重油下から6行目20番公民館の使用料が16,900となっておりますけれども、これが誤りでございまして33,900とご訂正をお願いいたします。この結果単価が68円ということでございます。次、2項目め灯油のところ施設名泉栄防災センターのところの灯油使用料3,148.2と示しておりますけれども5,087とご訂正をお願いいたします。この結果、単価が70円となります。数量の積み上げ計算をまちがっていたということで深くお詫び申し上げます。以上です。

委員長（西村昭教君） 11番中村委員。

11番（中村有秀君） いま主幹の方から報告をいただいたんですが、現実にも今日も議員控室で払った金額に使用料合わせるのでもないかというようなですね、お話し

でたんですけども、たとえば灯油、泉栄防災センター平成16年は3,517しか使ってないんですね、ですから5,087ということになると三分の一強が、ということではなんとなく疑いの感じる面もあるんです。16年度の実績は3,517.1ということで、16年度の決算特別委員会が出された数字でございます。その点でこの点間違いがないかどうかということで確認、それからいまA重油の関係33,900ということでございます。特に17年度は公民館が工事ということで5月から10月であまり使わない時期だったと思うんです。ですから16年度のいま主幹の方では33,900ということでございますけれども、16年度は33,620ということで、だいたい使用料から言えばですね、おそらく夏期の間は使わないから終わった後入れたということも含めて、この数字については理解できますけども、灯油の関係については、この点もう一度間違いはないということでの答弁等をいただきたいなということと、やはり我々は燃料使用料調書は請求されてですね、これによってやはり検討していかには燃料等が、どういう推移になって、どういう業者が、どの値段でということと検討する訳ですから、一番基本になる資料でございますので、これらについてはですね、充分注意をしてやっていただきたいと思っております。以上です。

委員長（西村昭教君） 9番米沢委員。

9番（米沢義英君） 70ページのバランスシートとの関係でお伺いいたします。町ではバランスシートを発行して、いわゆる財政状況、また資産状況を把握して行政の運営に役立てたいという形のことでバランスシート等も作成されておりますが、それでバランスシートを発行して、いわゆる行財政、財政の運営、資産の内容等、こういう成果をですね、いわゆる予算等の繁栄にあたって、いわゆる収支のバランス等においてですね、どのように繁栄されているのかですね、この点生きてきた部分とですね、また矛盾が出てきてる分というのがないのかですね、この点お伺いしたいと思っております。次に78ページの地方振興費2款のところ、いわゆる報償費で町内会等の謝礼等についてであります、文書配布等であります。これ毎回出てるかと思っておりますが、いわゆる経費の削減等における見直し等というのはできないものかということで、もう一度お伺いしておきたいと思っております。

委員長（西村昭教君） 助役答弁。

助役（田浦孝道君） 米沢委員の1点目のバランスシートとの関係について、私の方から答弁させていただきます。このバランスシートについては、旧自治省のですね、示しました標準方式に基づきまして、そのソフトを稼働しながら成果を得ているものであります。いまご質問にありますように、どういう角度で活かしているのかというご質問についてはですね、私ども他の自治体、特に類似団体と比較して、私どものそういう、その資産の状況がどうあるのか、その程度にその活用が留まっているというのが実態であります。いま申し上げましたその旧自治省のですね、方式については、色々とその後の課程の中で、自治体がですね、手直しをしながら色々使い勝手いいように直している自治体もございますので、そういう意味からすると単純にバランスシートそのものをですね、横並びで比較するという点については、色々

矛盾が生じているのが実態であります。そういう観点から今後、いま国が示してます、この公会計のあり方ですね、議論もされてるように聞いておりますので、自治体のいま単一会計の方法がどのように変わるのか、そういうものを充分見極めながらよりその多角的にいま財政の状況を見て、その効率の良い形にすることが我々の責務であるということとさせていただきますので、そういう認識でこのバランスシートについては、いま現行をですね、毎年度成果を得るようなことで、皆さんにもご提示させていただいているのが実態でございます。以上でございます。

委員長（西村昭教君） 総務課長答弁。

総務課長（佐藤憲治君） 2点目の町内会長の文書交付費に關しますご質問であります、これにつきましては、年次的に予算の範囲内で減額等も含めて見直しを進めて参りましたが、今般、この文書配布等の謝金も含めまして、各住民会、町内会等に町から交付、支出等させていただいているそういう補助金等も含めたもの、これをひとつひとつ、いま限定された制約された使い方、項目となっておりますので、これについてはひとつの統合化してですね、これを地域の住民会等に主体的な使い方を自由にして、その交付金をもって主体的に活動をしていただくというようなそんな考え方で、いま見直しの検討をさせていただいているところでございます。

委員長（西村昭教君） 9番米沢委員。

9番（米沢義英君） いまの助役の答弁でしたら、現行を知るという程度のものかなというふうな答えかというふうに思います。今回も18年の3月31日現在でバランスシートが資料として添付されております。またこの15年度当初かというふうに思いますが、この間初め配布されております。この中でやはり書かれてますように単純にですね、やはり資産というのは町の財産、いわゆる衛生費や民生費、労働費、土木費という形の中で見ましたら18年度も3月31日、17年度の決算においても、当然土木費の資産形成が突出している訳であります。橋だとかですね、いろんな整備だと思っております。そういうなれば単純に資産が多いからといって、そのものを売却するという訳にもいかない財産であります。そうしてみますと、一方で負債は資産に比べて少ないと言ってもですね、単純に比較できない要素もたくさんあるんだろうというふうに思います。そういう意味で資産が多いからそれじゃあ裕福な自治体なのかと言えば歳入の構図を見ましても決してそうでないという相反する問題というのが、ここに表れてくるんだなというふうに思っています。そういうものも含めまして、これが必ずしも町の財政状況を知る上では、1つの要素であるけども、すべてこれが町の財政状況を表してるものではないというふうな理解でよろしいのかですね、もう一度この点確認しておきたいと思っております。

委員長（西村昭教君） 助役答弁。

助役（田浦孝道君） 米沢委員のご質問にお答えします。いま委員がおっしゃられるように、私どもいま、現状の把握に留まっているのが実態でありまして、いま言われるようなその程度で留まっている実態でございます。いずれにしても、私どもこの町、各自治体で背景が違うと思っておりますが、いま問題になっている三セクの問題、

それから一般会計にかかわらず、それぞれ他の会計です。ね、状況も連結して見るというのが大変重要な視点になってございますので、そういうことを、いま国におきましても非常に地方に求めている、それから制度の見直しについても、着手されてるように聞いてございますので、そういう動向を見ながらですね、充分しっかりした視点で活かせられるものにしなればならんということで認識してございますので、ご理解を賜っておきたいと思えます。

委員長（西村昭教君） 7番岩田委員。

7番（岩田浩志君） 64ページ、65ページにかけてですけども、臨時職員費の部分で1点お伺いしたいと思います。成果報告書の中にも臨時職員のパート化ということで、16年度と比較して、決算書では効果額として120万程度あるのかなと思えますけれども、この何名の臨時職員をパート化したのか、その実態をちょっとお聞かせいただきたいと思えます。

委員長（西村昭教君） 総務課総務班主幹答弁。

総務課総務班主幹（北向一博君） 手元に資料がございませんので、後ほどお示ししたいと思います。先ほど燃料の件につきまして、中村委員から16年度の資料調書間違っていないかということがございまして、16年度すでに昨年提出した資料分確認しましたら誠に申し訳ありません。数字的に間違っております。灯油のところ泉栄防災センター16年度資料において、燃料消費量が5,882.3ということで、元の数字がちょっと3千にながしかの数字になっていたと思えますが、3千にながしが5,882.3と間違えておりました。お詫びして訂正いたします。

委員長（西村昭教君） 以上で1款の議会費、2款の総務費についての質疑を終了致します。次に3款の民生費について、質疑を行ないます。

98ページから127ページです。

先ほど答弁できなかった部分で資料が揃いましたので答弁させます。

委員長（西村昭教君） 総務課長答弁。

総務課長（佐藤憲治君） 先ほど梨澤委員からのご質問で町村会の負担金の内容についてのご質問ございましたが、後ほどお答えさせていただきますということでありまして、お答えさせていただきます。先のお答えでは、各種団体の負担金と申し上げましたが、これについてですね、ちょっと申し訳ありません。上川支庁管内の町村会の運営そのもの負担金ということであります。そしてそれを、それぞれの自治体ですね、基準財政需要額に応じた負担割合で、上富良野町の先ほどの金額、負担金等も定まるということであります。負担金の支払いは年4回で支払いをさせていただいているということであります。

委員長（西村昭教君） 13番村上委員。

13番（村上和子君） 105ページ2点ばかりお伺いしたいと思います。在宅福祉事業としましてですね、この在宅福祉推進事業は、社会福祉協議会に委託をするんでございますが、その、色々サービスがある中で、配食サービスですね、これが16年度は5,679食でございましたが、17年度は2,897食と約半分ぐらいに減っている訳なんです、それはどういう現況、

料金等も700円に見直しをしたところ、そういうことであろうかとは思いますが、それらにつきましては、ちょっとお伺いしたいと思います。それから地域福祉推進事業のところ、その地域ふれあいサロンですね、これが25地区の中で19地区行っている訳でございますが、それらのその効果はどのようになっているのかお伺いしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 保健福祉課長答弁。

保健福祉課長（米田末範君） 村上委員のご質問にお答えいたします。最初に1点目の配食サービスでございますけれども、かなりの量減数になっているということにつきましては、配食サービスの基本でございます。栄養管理ということと、もう1点は基本的にお持ちになっている能力を少なくとも奪うという形をとっていかないということで、再審査をさせていただいたという経過がございます。それはあくまで自立を主眼としてご提供させていただいているということでもっておられる機能を家事の中で食事を作るというひとつの機能を発揮していただくような形をとっていくことが、実質的なねらいになって参りますので、それを補う形で、この配食サービスというものを全面的に整理をさせていただいた面ということで現実になっているということでご理解を賜っておきたいと思えます。もう1点のふれあいサロンの効果ということでありますが、これらについては、地域の中で可能な限り、とじこもりというものを避けていくということでございますので、将来的にこの地域の中で、それぞれにどれだけ係わりをもっていくかということで、効果をちょく、その段階で見定めるというのは、なかなか難しいかなと思えますが、お互いにこの地域の中にそういう形で高齢者の方々が、特にとじこもらない形で地域の生活を営んでいけるような方向を目的といたしますので、それぞれにその時々効果を発揮しているというふうに思っております。以上であります。

委員長（西村昭教君） 13番村上委員。

13番（村上和子君） 1点目の方の配食サービスの件は、栄養指導ですか、自立に向かうようにということでございますが、何か配食サービスは希望していらっしゃる方が結構おられるということで、ついではそのケア会議で、査定というんでしょうか、そういうのをこうしてということをお聞きいたしておりますが、これはちょっと厳しいのではという、一方で声もありますし、それと今回この半分ぐらい減っておりますのでね、今まで配食をやった方が、それじゃあ、こちらの主旨としている自立に向かわれて自分でそういう用意をされてやってらっしゃるのかどうかという、その状況をちょっとお聞きしたいと思います。それと地域ふれあいサロンの件でございますが、あと6地区につきましては、今後どのように、よく25地区で、最初は12か13地区だったと思うんですけども、どんどん健康づくりということで、各地域で取り組んでいる訳ですが、あとの19まで増えてきてはおりますけれども、あとのこの6地区についての、これからのことにつきましてはどうなんです。その地域が、また皆さんこうおやりになるのかどうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 保健福祉課長答弁。

保健福祉課長（米田末範君） 村上委員のご質問で

ざいますが、配食サービスに關しましてケア会議でそれぞれ論議をさせてたてているのは事実でございます。それはあくまで適正に、やはり支援を送り込むという上で、専門家の目を見た対応の中で進めていくということ、そして先ほども何回も申し上げて恐縮であります、やはりお持ちになっている能力をやっぱり使っていくことが、いわゆる健康事業と言いますか、そういうものをやっぱり引き出していく、使わないとすれば、それが一挙に衰えていくということについては、これはもうケアマネージャー等の専門的な目から見てもそれらが実際に起きているということから、それらについては、必ずしも配食を全てということではございませんので、総合的な判断をしながら進めているということで、ご理解を賜っておきたいと思ひます。それからふれあいサロンの6地区の關係でございますが、これはまた地域の取り組みという問題もひとつございます。強制的に進めるということも、ままならないのでありますので、あくまで地域の中で色々な形態の中で、例えば老人クラブの中での活動とか、いろんなそういうものがあって、最終的にお取り組みにならないということが、あり得るかもしれません。それは積極的に取り組んでいただきたいということでは社会福祉協議会さんともまた、論議を進めながら、進めていこうという考え方であります。以上であります。

委員長(西村昭教君) 14番長谷川委員。

14番(長谷川徳行君) 各会計主要施策の成果報告書の17ページのいまの在宅福祉推進事業のことで、あさひ郷へ委託している、この生きがい活動支援通所サービスとラベンダーハイツでの生きがい活動支援通所サービスのこのサービスの内容というのは同じことをやっているのか、その辺ちょっとお聞きしたい。

委員長(西村昭教君) 保健福祉課長答弁。

保健福祉課長(米田末範君) 長谷川委員のご質問でございますが、いずれも内容的にはディサービスということで、ご理解賜っておきたいと思ひます。

委員長(西村昭教君) 14番長谷川委員。

14番(長谷川徳行君) それでは、この委託料が3,217,000円は、これはあさひ郷で、この487人使われているお金とですね、それとこのラベンダーハイツでは、199人で889,000円、これがそれにかかっているお金であって、それで単価で言うと片一方は6,605円、片一方は4,400円で2,000円ぐらいの差がでてくると、このサービスの内容で違うんでしたらあれですけど、同じことをやっているんでしたら、何か整合性がないような気がするんですけど、その辺。

委員長(西村昭教君) 保健福祉課長答弁。

保健福祉課長(米田末範君) 失礼いたしました。同じくディサービスということですが、それぞれ通所されて来る方の要介護と、それから一部自立と言いますか、サテライトでやらせていただいたものの方も若干まじってございますので、それらの中で単価が違ってくるといふ面がございますので、程度の差であります。

委員長(西村昭教君) 13番村上委員。

13番(村上和子君) 109ページ介護予防事業のところでございますが、上富良野町は在宅介護、それから介護予防事業に大変力を入れてやっておられると思っておりますけれども、ここのところで、虚弱体質の方がで

すね、介護認定にならないようにということで、20人に限定してですね、こういった方を特定高齢者というところでございますが、私は20人だとですね、ほんのもう一部の人にほんのひとにぎりの本当に少ない人数に限られてしまっているなっていうふうに感じるんですが、20人で3ヶ月で体の調子が良くなければ卒業して行って、また引き続きやられる方は、色々健康づくりで励んでいらっしゃる訳でございますが、非常に基準がですね、非常に厳しいというようなことを聞いてるんですが、これらの人数に対しまして、もうちょっと町独自としてのお考えで、この虚弱特定高齢者の方に介護認定を受けないように介護予防としての事業としてやっていくことは出来ないのかどうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

委員長(西村昭教君) 保健福祉課長答弁。

保健福祉課長(米田末範君) 村上委員のご質問でございますが、平成17年度までの介護予防教室と、18年度介護予防といいますが、特定高齢者と制度がことなっていて参りましたので、いまご発言の内容は18年度からの内容のものでございまして、第3期の介護保健計画に基づいて、その特定高齢者というものをスクリーニングして、それなりに対応していく、いわゆる介護予防を計画的に進めていくということおっしゃる通り、この対象になる方を選抜することは、非常に難しい状況になってございます。これは選抜という言葉もあってございせんかもしませんが、非常にそのいわゆる要支援に近い状況になっている方々というふうには、その非常に境目でありますので、その方々を非常に狭い枠で選抜するという事は、まだ上富良野といたしましては、ある程度の方々が対象として選出してございますが、他の多くの地域では、その対象がないという状況になっているというくらい非常に制度上定められてるということでありまして、これをいまの段階で広げるという状況には必ずしもなっていないということで理解をいただいております。

委員長(西村昭教君) 13番村上委員。

13番(村上和子君) ただいまのご答弁ですと、国からの交付金によって賄われる事業だそうですね、いま課長おっしゃったように大変この選び出すのが、その辺基準にあてはまるとなると非常に厳しいんだということをお聞きしてるんですけど、私はですね、国の方針通り対応するだけではですね、やっぱり要介護状態になる高齢者は減らないんでないかというふうにご考えておりますが、そこらも踏まえて確かに、その難しさはあるかもしませんが、やっぱりもう介護認定されてしまいますと、一度もう3,4こうなるとなると、なかなか重度が増えてきておりますし、介護認定なりますとなかなか今度3から2になるとか、2から1になるっていうことはちょっとなかなかあり得ませんので、こういったことも踏まえてなんとか、この介護予防、この認定にならないようにですね、何とか考えてやっていただきたいと思ひます。

委員長(西村昭教君) 保健福祉課長答弁。

保健福祉課長(米田末範君) 村上委員のご質問でございますが、介護予防に係わりまして、その特定高齢者の枠だけをとらえて介護予防、いわゆる介護の進展を阻止するというのではなくて、もっともといふような意

味で早い時期といいますが、そういう方々の活動を展開していくことが重要なではないか、そういう意味合いで「かみん」が、その役割を果たしたいということで、健康入浴等を進めさせていただいておりますし、これらについては、それぞれある程度結果が、いま見えてきてるのではないかなというふうに思っておりますので、そういう特定な部分だけを捉えるだけではなくて、もっと広い意味で介護予防というものを捉えていくことの方が、いま必要ではないかなというふうに思っております。もちろん、そのいまおっしゃる対象者の方々に対しての対応もまた必要でありますし、実質的にすでにワンクール終わったあとの方々が独自で展開をされて健康というものを、また自ら作りあげているというも現実でございますので、その効果は間違いなく発揮してるというふうに捉えてございますので、その辺のところをご理解いただきたいと思います。

委員長（西村昭教君） 9番米沢委員。

9番（米沢義英君） 106ページ、7ページにかかりまして、ボランティアの町づくり推進事業という形で交付金が交付されております。この間利用延べ人数も974回の2,207人と前年度対比にもほぼ横並びにという状況になって効率的な運用面ではいいかというふうに思いますが、この内訳ですね、補助事業の内訳どうなっているのか伺います。もう1点は、恐らく参加されてる方は無償で参加されてる方が多いです。その中でお聞きかと思いますが、やはり将来やっぱり介護を受けるということになれば、他の町村でも行ってるように、やっぱりポイント制の中で、やはり動いた分だけやはりそれが他のやっぱり介護に充足できるようなポイント制度を作ってほしいというような声が聞かれます。私こういう町づくりを進めるということであればですね、やはりそういうものを活かしながら、こういうボランティアの町づくり推進を更に加速させると、やはりなんだかの無償といってもやっぱり歩けばおなかもすきますし、靴も減ります。そういう意味ではやはりこういった別な対価でやはりこういうものを促進させるということが、いま町の将来の町づくりのやっぱりあのポイントとしても重要になってきてるのではないかと、ただあの福祉協議会でも町もいっしょに考えるという町づくりがやさしい町づくりであり、これに自ら率先してやりたいというような方向にも行くのではないかと思います、これらの点についての補助内訳と成果ですね、今後どのようにお考えなのか伺いたいと思います。

委員長（西村昭教君） 昼食休憩と致しまして答弁等につきましては、午後からにしたいと思っておりますので休憩と致します。午後は1時から再開致します。

11時58分 休憩
13時00分 再開

委員長（西村昭教君） 昼食休憩前に引き続き、会議を再開致します。午前中9番米沢委員の質問がありまして、答弁をいたさせます。

委員長（西村昭教君） 保健福祉課長答弁。

保健福祉課長（米田末範君） 米沢委員のご質問でございますが、ボランティアセンターにかかわりますご質問でございます、これにかかわります補助金として、拠出をいたしておりますのが、総額で2,534,000円程度でございます、この内容といたしましては、主たるものが、ボランティアの推進委員の賃金でございます、2,238,000円で、そのほかに研修とでございますが、これが10万強、それから事務費にかかわりまして195,000円程度ということになるのかなというふうに思っております。その2点目の参加の方々にポイント制度というものをういて将来的な対応ということでございまして、その方向性ということでございます。非常にそのボランティアを推進する上では理想の形なのかな、そんなふうに思わせていただきますけれども、その貸借といましようか、そのものについての価値評価というものを、どう位置づけし、そして非常に長い期間の貸借という形であれば、どこかでそれらをまた見直しをしながら長い間の制度生計を作らなければいけない。もちろんそれらの理解を得ていくということになりますと非常になかなか踏み込めていないというのが事実でございます。これらについては、社会福祉協議会さんとも協議を重ねたいというふうには思っておりますが、現在のところ、まだそこまですたってないということでご理解を賜っておきたいと思っております。

委員長（西村昭教君） 9番米沢委員。

9番（米沢義英君） 協議是非していただいてですね、価値観うんぬんもありますが、やっぱりどういう事業を進めるかということは、確かにあるかと思いますが、やはりみんなが参加しやすいような、そういう将来も担ったような、見たような感じの制度を作るといってもやはりいま必要だというふうに思ってますので、この点是非ですね、検討していただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。それで次108ページ、9ページの負担金補助及び交付金という形で介護保健の利用者負担の軽減、また介護保健サービスの利用負担の軽減という形で、2つここに補助金が載っております。資料見ましたら後者の方が247名が前年度対象者が52名になりました。前者の方は11人が9名になったという状況になっておりますが、これの背景等について分かればですね、お伺いしておきたいと思っております。

委員長（西村昭教君） 保健福祉課長答弁。

保健福祉課長（米田末範君） 米沢委員のご質問でございますが、利用そのものの変化といいますが、それぞれに起きるということでございまして、背景ということでちょっと捉えはしてございません現状で、こういう事実だということで捉えさせていただいております。

委員長（西村昭教君） 9番米沢委員。

9番（米沢義英君） よくわからないんですが、その極端な在宅サービスの場合でしたら、落ち込みになっています。これは恐らく制度の改変等かわった利用者減なのかなというふうに考えておりますが、その点については、どうなんでしょうか。

委員長（西村昭教君） 保健福祉課長答弁。

保健福祉課長（米田末範君） 先ほどもお答えを申し

上げました。なお、これについては本年度についても、それぞれ制度としてございますので、もう少し時間をいただきながら煮詰めていきたいというふうに思います。

委員長（西村昭教君） 他にございませんか。なければ以上で3款の民生費についての質疑を終了致します。次に4款の衛生費について、質疑を行ないます。

128ページから145ページです。

委員長（西村昭教君） 9番米沢委員。

9番（米沢義英君） 乳幼児医療費の関係で、現在、この乳幼児医療給付がですね、所得制限されました。そういう中で所得制限をなくしてほしいという声があります。ここら辺についてはですね、現行この制度からはずれているという方は、何人、この17年度においてですね、おられるのかですね、この点についてお伺いしておきたいと思います。

委員長（西村昭教君） 町民生活課長答弁。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 米沢委員のご質問にお答え申し上げます。現在、乳幼児につきましては通院、入院とともに小学校入学前まで、1割負担ということで、道の制度に合わせまして給付しているところでございますが、この所得制限につきましてはですね、手持ちの資料ございませんので後ほどお答えさせていただきたいと存じます。

委員長（西村昭教君） 他にございませんか。以上で、4款の衛生費についての質疑を終了致します。午前中の7番岩田委員の質問に対しての答弁漏れがありましたので、後ほどお答えするというところでございましたので、いま揃うまでに答弁をいたさせます。

委員長（西村昭教君） 総務課長答弁。

総務課長（佐藤憲治君） 岩田委員の一般管理費の中での臨時職員パート職員の人数どれくらいの人数というご質問でありましたが、16年度と17年度に向けて19人をパート職員にしているところでありまして、それは事務系の臨時、それから除雪業務の臨時の人をパート化したということで、16年度は臨時職員全体で45人おりましたけど、これをパートにした職員を19人いるということで、内訳は先ほど申し上げたとおりであります。

委員長（西村昭教君） 7番岩田委員。

7番（岩田浩志君） 19名臨時職員をパート化して120万程度の効果額ですか、ここで臨時職員費の中で120万ほど、前年度から比較したら削減されてるっていうのは分かるんですけども、19名パート化して120万程度の効果額しかないんですか、その辺もう1回お伺いいたします。

委員長（西村昭教君） 総務課長答弁。

総務課長（佐藤憲治君） ただいまのご質問でありますけども、決算でいきますと19人全体で、これ業務の種類にもよりますけども除雪業務等が6人ということがあります。先ほどの19人の中で、そんなことで、それから、これにかかわる社会保険、共済費関係も合わせて、賃金ばかりでなく、こういう法定福利費なんかも当然にして減となって参りますんで、そのようなことで前年度対比でそういうようなことの減という形になってございます。

委員長（西村昭教君） 7番岩田委員。

7番（岩田浩志君） 社会保険の額だけでもとんでも

ない金額になるような気がするんですけど、間違いありませんか。

委員長（西村昭教君） 総務課長答弁。

総務課長（佐藤憲治君） 失礼しました。ちょっと答弁に不十分なところございました。パート化は、年度当初からでなくて年度途中からで、そういうような移行したということでありまして。従って、そういう効果額については議員のご質問のとおりであります。

委員長（西村昭教君） 7番岩田委員。

7番（岩田浩志君） 社会保険の額だけでも数字、6、70万ぐらい1人少ない人だと40万ぐらいから60~70万ぐらいに及ぶような気がするんですけども、そんなりませんか。パート化することによって厚生年金及び社会保険料っていう形での効果額っていうのは、もう恐らく2.3人で、この金額になるような気がするんですけど、それともう1点、19年度に向けてね、かなりの退職者が予定されておりますけども、その部分に関して業務に支障ない程度、職員、臨時職員を含めパート化する予定があるのか、ないのか、その辺も合わせて伺いたいと思います。

委員長（西村昭教君） 総務課長答弁。

総務課長（佐藤憲治君） いま年度途中からパート化に切り替えてる部分ということで、そういう点では、効果額というのは少ないことにはなりますが、これ1年間通してということになれば、その効果額については、出てくるということになります。すべて、それじゃあパート化にしてったらいいかっていう部分については、やはりその業種の内容によりますんで、それについては、ご理解を賜りたいと思います。

委員長（西村昭教君） 助役答弁。

助役（田浦孝道君） 岩田委員の2点目の来年のですね、大量退職にあたってどうなのかという考え方が問われましたので、私の方からご答弁申し上げますが、もうご案内の通り17年にですね、職員の定数の適正化計画をもってまして、いわゆる内容については純減を図るという内容になってございまして、あと、いま課長職で来年5名それ以外含めますとですね、それ以上の幹部職員が辞めるというようなことでありますが、いずれにしても、私どもとしましては、そういう計画に沿って少数で精鋭な体制を取っていくということでございまして、いままさしく色々議会に向けまして相談しなければならぬ、その組織機構改革のですね、中でほとんど吸収するという形で対応したいという考え方が基本であります。以上であります。

委員長（西村昭教君） 次に5款の労働費、6款の農業費、7款の商工費について質疑を行います。146ページから181ページです。

委員長（西村昭教君） 13番村上委員。

13番（村上和子君） 157ページ農業振興費、このところの貸付金でございますが、1,986万、営農改善資金ということでございます。それで、これは5年間の貸付だということで、昨日もお聞きいたしましたところ、1,986万のうち、大体1,086万ぐらいが既存の5年間の貸付だから今度1年返済が終れば4年、3年とこうなっていくので、既存のものもあるということで、新規は900万ぐらいの貸付金になってるとい

ことでしたが、昨日、資料いただきました中で、歳出に占める貸付金の割合が大きい団体の点検内容等の、この表でございますが、農業者営農改善資金として、2,800万と、このようになっておりますが、この金額と、いかがなんでしょうか。ちょっと、この1,986万の金額と、どのように、これこちらの表によりますと、貸付先が農業者とありまして、営農改善資金、土地改良資金等とこうなっておりますが、この規定に基づいて返済されていっていることですので、心配はないとは思いますが、これらの貸付金に対しまして、ちょっとお尋ねしたいと思います。

委員長(西村昭教君) 企画財政課政策財政班主幹答弁。

企画財政課政策財政班主幹(松田宏二君) ただいまの質問に対しまして、わたしの方からご説明申し上げたいと思いますが、昨日、お渡ししました資料については、貸付金関係の調査に基づいた資料の中身かと思っております。それとの数値の違いをいま、どうなんだという問いだと思いますが、内容的につきましても、農業関係の調査で出しているものにはですね、営農改善資金のほかにはですね、農業振興資金の貸付金、さらにはですね、白金の土地改良の償還事業の円滑化資金というのがございまして、それら三つのたしあげをですね、した結果2,800万ということで、報告している内容となっておりますので、ちょっと見た目ではですね、その違いだということでご理解いただければと思います。

委員長(西村昭教君) 13番村上委員。

13番(村上和子君) それと、これらについてはこの貸付につきましても心配といたしますが、心配も規定に基づいて返済されてると思っておりますけれども、どのように考え、心配ないかと思っておりますけど、そこら辺のことについてちょっとお尋ねしたいと思います。

委員長(西村昭教君) 産業振興課長答弁。

産業振興課長(小澤誠一君) 村上委員のご質問にお答えします。基本的には、年度内回収資金ということで、日にちで申し上げますと4月1日に貸し出しましてですね、3月の年度末に、3月31日ってということになるでしょうけども、そういう返し方をするということでもあります。必ず1回、町の方に入れてもらうような形になります。営農改善資金、それから農業振興資金についても同じでございます。

委員長(西村昭教君) 9番米沢委員。

9番(米沢義英君) 各種行事という形で、観光関係、四季彩まつり関係の、ちょっとお伺いしたいんですが、いま、上富良野では四季彩まつり等が行われて、それにかかわる運営もかなり努力されてるという形で聞いております。それで近年は物産まつりという形の中で、色々やはり地域を盛りたてようという形の話が、出てくる場合もありますが、そういうことが上富良野で、いわゆる地域のいろんなイベントもありますが、物産も含めた、このまつりの形態というのは、それぞれの取り組みしている団体もいますんで、そう単純なものではないとは思いますが、やはりいまもう少し、そういった点でのやはり力を注ぐということも必要になってきているんじゃないかなと思っておりますが、この点どのようにお考えなのか、また、あそこに出店する場合ですね、当然売れば利益が生まれるという形になりますが、ある程度、町のイベン

トという形になれば、そういう出店料をですね、やっぱり無料にするだとか、そういう形の中で、その出来ないものかというように、常日頃から思う訳です。確かににおおやけの施設を使うということになりますから、他のやはり、施設、そういう場合との競合ということもあります。その兼合いもありますから、相当な、単純にいかない話だと思いますが、そういう取り組みも位置付けながら、この上富良野をもっと強く訴え、アピールすることが、いま必要ではないかなというふうに思いますので、この点についてお伺いいたします。

委員長(西村昭教君) 産業振興課長答弁。

産業振興課長(小澤誠一君) 米沢委員のご質問にお答えします。確かに、四季彩イベントを含めまして、各地でとんとんまつりだとか、色々な地産地消を含めた、あるいは農産物の販売、こういったものが行われてございます。町においては、それぞれのイベントの中でですね、支援できるものは支援しておりますけれども、いまの出店料の関係、これは当然、私どもは出店のところの部分についてはですね、行政としては、特段関知はしてございませんけれども、仮に出店するということになれば敷地の使用料の他にですね、テントだとか、そういった備品の貸し出しが当然出てきますんで、これらについてはですね、ひとつ負担をいただかなければならんというところがございます。決して私は、膨大な、莫大な負担にはなっていないというふうに考えてございます。

委員長(西村昭教君) 9番米沢委員。

9番(米沢義英君) 地域でいろんなイベントをやられるという形で、特にそういった方向では考えていないということでしょうか。でなくてももうちょっと地域で盛りたてるといふか、やっぱりそういうまとまったですね、それぞれの特徴ありますから、そりゃ生かしていただいていると思います。それは否定しませんので、だけどやっぱり上富良野町のいろんな工芸だとか、いろんなやられてる方もいますし、やはりそういうものを一堂に会して、やはりこう上富良野をアピールするというような取り組みというのもやっぱり大事だと思うんです。これからの上富良野がどういふふうな町づくりを進めていくのかということも含めてね、やはり特産品の開発もですね、まだまだやられている地域もありますので、そういった意味でやはり既存の特産品のお酒だとかっていうのも、さらにアピールしながら、やっぱり新たなものもつくり上げてくというふうな、そういう作業というもの、この17年度等においてですね、色々と考えてみましたら、もう必要ではないかなと思っておりますが、この点もう一度お伺いいたします。

委員長(西村昭教君) 産業振興課長答弁。

産業振興課長(小澤誠一君) 米沢委員のご質問にお答えします。私は行政として、当然お手伝いできるものについてはですね、これは積極的にしなければならぬというふうに考えます。しかし、各地で行われる、それぞれの団体だとかそういうところはですね、行うそういったイベント等についてはですね、やはり自主性というものを尊重しなければならぬというふうな考え方がございます。その中でおいて、先ほど申し上げましたように、行政として支援できるものについてはですね、積極的に支援したいというふうに考えてございます。

委員長（西村昭教君） 12番金子委員。

12番（金子益三君） 同じくラベンダーの観光にたずさわるところで、日の出公園の一部使用等々についてお伺いしたいんですけども、近年ラベンダーのですね、地域というのは非常に有名になりまして、非常に風光明媚なところで日の出公園というのも使われておりますが、近年においてですね、一部の町外の業者がですね、あの場所をある時間占有いたしまして結婚式を行っていることは見られておりますが、残念ながらですね、今年から指定管理者において、上富良野振興公社が管理運営をしておりますが、これと比べてですね、あそこの使用料に対して、今までに無い形で使われておりますので、それに対する適正な価格の取り決めというのがですね、行われておられない状況にあって、割りとですね、それを生業としている町外業者にですね、非常にその有利な状況で使われている傾向にあると思っておりますが、これはですねやっぱり早い段階で町としてきちっと指針を示してですね、やはりあそこに多大な額を今まで投入しておりますし、維持管理においても大きくお金がかかる訳ですからそういう生業とする業者に対してはですね、きちっとした態度をとれるような方策を打つべきと考えますが、いかがでしょうか。

委員長（西村昭教君） 建設水道課長答弁。

建設水道課長（早川俊博君） 12番金子委員のご質問にお答えさせていただきます。いま公園の使用料というかたちでカメラ撮影に関してはですね、従前1回につき315円というかたちで条例に基づいて徴収していたところですけども、今年からですね、そういった町長が別に定めるといった特例を活かしましてですね、そういった1回につきそういった結婚式の撮影に関してはですね、起案というかたちで別に起案とったかたちで振興公社の方で千円という料金を徴収させていただいております。この千円についてもですね、妥当かどうかということがありますので今後又、検討していきたいというふうに考えてございます。

委員長（西村昭教君） 4番梨沢委員。

4番（梨沢節三君） 173ページ、産業振興のこのリフレッシュマイタウンですね、これについてお尋ねしますが、平成12年のですね、リフレッシュマイタウン上富良野の事業報告書ですけども、これはですね、非常に駅及び駅周辺、商業地域整備構想ということで非常によろしいかなということで見えておりましたけれど、昨日の事業報告を見てますとですね、そういうものは見られないんですね。いま280億という負債を我が町は持っているということをしっかり認識しなきゃならないと思うんですよ。そこでこの議会ですえも補助金はもらっていないんです。38万というのをお返ししてやっておりますですね、そういう状況の中でこの町づくりということなんでしょけれども、いま産業振興でもって500万出してこう綺麗になっておりますよね。あれはもう非常にあの方々頑張るんじゃないかと思えます。あれはあれでですね、頑張ると思えます。ただなんだっていう声もきこえますけどもですね、それでですね、いま話ちょっとあれなんですけど、ちょっと見直し必要じゃないかと。リフレッシュマイタウンっていうのはいかがな

ものでしょうか。10万とはいへですね、やはり鳥の目と牛の目っていうことあるんですね、議員はですね、そういうところからちょっとお尋ねをしたいと思えます。

委員長（西村昭教君） 産業振興課長答弁。

産業振興課長（小澤誠一君） 梨沢委員のご質問にお答えいたします。リフレッシュマイタウンの関係でありますけれども、これまでご指摘のように町づくりの関係でひとつ活動を頂いたそういう団体でございましたけれども、17年度この決算をもちましてですね、一応成熟もしてきたというようなこともございます。そういうようなことからですね、18年度以降、17年をもちましてですね私共の補助金はひとつ廃止をさせて頂いたということになります。

委員長（西村昭教君） 16番渡部委員。

16番（渡部洋己君） 161ページの有害鳥獣対策費ってということで、いま全道的に鹿対策ですか、これ非常に問題になってるんですけども、昨日担当から聞いて鹿の駆除結構されてるということで猟友会の人たちが頑張ってるということなんですけども、ここに有害駆除の謝礼となっているんですけど、これはどういう意味なのかちょっと教えてほしいなと思って。

委員長（西村昭教君） 産業振興課長答弁。

産業振興課長（小澤誠一君） 渡部委員のご質問にお答えをいたします。有害鳥獣の謝礼の関係でありますけれども、これらはですね、いまエゾシカの話も出てましたけれども年間1400回以上、延べでありますけれども出勤していただいております。これらに対する謝礼であります。

委員長（西村昭教君） 16番渡部委員。

16番（渡部洋己君） したら猟友会のメンバーがほとんどということになる。

委員長（西村昭教君） 産業振興課長答弁。

産業振興課長（小澤誠一君） その通りです。いま実質活動いただいているのが14名の猟友会の会員がおりますけれども、これらの方々のなかの謝礼でございます。

委員長（西村昭教君） 以上で5款の労働費、6款の農林業費、7款の商工費についての質疑を終了致します。次に、8款の土木費・9款の消防費について質疑を行います。182ページから211ページまでです。

委員長（西村昭教君） 13番村上委員。

13番（村上和子君） 187ページ、除排雪経費のところでございますけれども、ちょっとお尋ねしたいと思えます。町道の除雪は5つの工区に分けてやっておりますが、このD工区ですね、やっておりますこの嶋田さんという方は町内の方でいらっしゃるのでしょうか。ちょっとお尋ねしたいと思えます。

委員長（西村昭教君） 建設水道課長答弁。

建設水道課長（早川俊博君） 13番村上委員のご質問にお答えさせていただきます。町道除雪のD工区の部分につきましては、里仁の浄水場の排水池がある坂道なんです。その部分250メートルほどありますけれども、その部分をですね、地域の方に除雪を依頼しているところでございます。地域の方の嶋田さんという方に除雪の委託をしているところでございます。以上です。

委員長（西村昭教君） 13番村上委員。

13番（村上和子君） じゃあE工区も十勝岳温泉で

すからその温泉地域の方にやっていただけると思うんですが、やっぱりこういった除排雪関係につきましては、そういった地域の方で、もし、こういう事業にかかわってということになりましたら、また見直していうこう5つに分けてやっているところですけどもそういう考えはあるのでしょうか。

委員長（西村昭教君） 建設水道課長答弁。

建設水道課長（早川俊博君） D工区とE工区につきましては特殊な場所ということで、これを限定させていただきます。ですからあとのそういったAからCありますけども、この部分につきましてはですね、従前通り専門業者に委託をしていきたいというふうな考えでございます。

委員長（西村昭教君） 10番仲島委員。

10番（仲島康行君） 慣例になると思うんですけどね、Dというのはわかったんですけども、A、B、Cとなると区域どこになるのかな。線路挟んで向こうこっちになるのか。それと歩道の方も東工区、西工区、北工区ってあるんだけど、その管轄をちょっと知らしてほしいなと思うんですが。

道路維持ってということで185ページ。実は24号道路の自衛隊の横ですか。あそこあの富原に農協の集荷場あるってことで農家のトラックあたりあそこ頻繁に通るんですね、西側のね。で、それでその浄水道の工事やったあのほそう切ってかん入れたっていうかね、それがひんぱんにあそこあるっていうかそれで非常にこうでこでこが多いっていうか、結構言われるんですよ。なんかならんのか。結構麦もこぼしたりしてあるんであそこもうちょっともう少しうぬりしてもらうかなんかできないのかな。

10番仲島委員のご質問にお答えさせていただきます。工区的には大きく分けると、A工区につきましては東側と、一部町も含みますけどもそういった東側の郡部、そしてB工区につきましては西側、そして西側の郡部というかたちでございます。またC工区につきましては西側と市街地を含めた部分ということでそういった3つの工区に分けて民間に委託しているところでございます。口頭で説明してもですね、理解されない部分がありますのでこういった図面が作成されておりますので後ほどお配りしたいというふうに思います。

委員長（西村昭教君） 4番梨澤委員。

4番（梨澤節三君） 201ページのですね、負担金補助及び交付金、ここの北海道オートリゾートネットワーク協会負担5万、北海道まちづくり促進協会負担2万5千円、日本さくらの会負担5千円とあるんですけど、これいらんお世話ですね。我が町のことは我々に任せられて言うてどうですか。と思いますよ。もう我々のことは我々でやるんですよ。いらんこと言わんでくれ、金なんか取られてやってもらうことないんだというふうにどうですひとつ。できないかな。

委員長（西村昭教君） 建設水道課長答弁。

建設水道課長（早川俊博君） 色々こういった負担金の関係、交付金の関係ですけども、その事業ごとにですね、そういった各種団体そういった協会等がございまして、そういった事業の推進ですとかですね、そういった職員の研修案内、そういった情報の提供をいただ

るところですけども、そういったことで事業をやってる市町村に関してはほとんど100パーセント近い加入率となっておりますことがですね、そういったことから抜けますとそういった情報が途絶えるといったことも懸念されますので一応他町村と足並みそろえてですね現在加入しているところでございます。

委員長（西村昭教君） 16番渡部委員。

16番（渡部洋己君） 道路維持ってということで185ページ。実は24号道路の自衛隊の横ですか。あそこ富原に農協の集荷場あるってことで農家のトラックあたり、あそこ頻繁に通るんですね、西側地区のね。それで浄水道の工事やった舗装切って管入れたっていうかね、それが頻繁にあそこあるっていうか、それで非常にでこでこが多いっていうか、結構言われるんですよ。なんかならんのか。結構麦もこぼしたりしてあるんであそこもうちょっともう少し上塗りしてもらうかなんかできないのかな。

委員長（西村昭教君） 建設水道課長答弁。

建設水道課長（早川俊博君） 16番渡部委員のご質問にお答えさせていただきます。そういったところですね、町内に何ヶ所かこう点在しておりまして、そういった大事故にならないうちにですね、そういった横断管のふちをですね、すり付け等の舗装ですね、修正しているところですけども、そういったこともですね早急に対応させていただきたいというふうに考えてございます。

委員長（西村昭教君） 9番米沢委員。

9番（米沢義英君） 町道の維持管理って184ページ、185ページにかかわってなんですけど、近年、計画的にはやられてはきていると思いますが、やはり簡易舗装なものですからどうしてもやっぱり下から凍って浮き上がってしまうというようなそういうカ所がかなり出てきてます。又同時に側溝部分ですね、浮いてしまうというようなところもかなりありますし、なかなか予算との関係で直らないと分かってても直らないという状況がありますが、こういった部分は年次計画に基づいて町もやってると思いますが、こういう点の対処という点でやはりすみやかにやる必要が生まれてくるんでないかなというふうに考えますので、この点についてですね、この維持管理に合わせてちょっとお伺いしておきたいというふうに思います。

委員長（西村昭教君） 建設水道課長答弁。

建設水道課長（早川俊博君） 9番米沢委員のご質問にお答えさせていただきます。町道部分の簡易舗装の春先ですとかそういった時点で凍上による舗装の壊れというようなことの路線が多いということですけども、そういったことで私達も認識しているところですけども、そういったことに対してですね、今年につきましては1路線というかたちで舗装の整備をさせていただいたと、今後につきましてもですね、年次計画で1本じゃなくて本数も増やせるようにですね、努力をしていきたいというふうに考えているところでございます。

委員長（西村昭教君） 以上で、8款の土木費、9款の消防費についての質疑を終了致します。次に10款の教育費について質疑を行います。

212ページから267ページまでです。

13番村上委員。

249ページ、図書館整備のところでございます。図書館整備58,639,204円ちょうど整備しまして1年が経ったころかなと思いますが、この整備しましてから前年対比と比べまして、いま現在17年度ですから3月でちょっとあれかなと思いますが、利用状況どのような傾向なのか、それとあの年代別でもし調査したものとかがありましたらちょっとお聞かせいただきたいと思えます。

委員長（西村昭教君） 教育振興課長答弁。

教育振興課長（岡崎光良君） 13番村上委員の図書館の状況でございます。17年度工事を終えましてですね、図書館として新たに充実した形でスタートしたということで町民の方多くに利用していただいております。利用状況につきましても前年比データがですね、データもってございますけども、従来の図書室という状況から比べますと大きな町民にとってですね、差が出ております特に児童生徒のみなさんにですね比較的の伸びた数字で経過しているところであります。以上であります。

委員長（西村昭教君） 13番村上委員。

13番（村上和子君） 確かにいままで1人5冊だったのが今度10冊になりましたし、色々努力されてるっていうことは承知してるんですが、やっぱり住民によりましての寄付行為によりまして図書も増えてきてるかと思うんですが、それらの状況につきましてちょっと分かりましたら、それと先ほど増えてきてる状況だとおっしゃいましたが後で結構でございますので、その状況、年代別、どういった方が図書の利用をされてるかっていうことを知りたいと思えますので、後でそのことにつきましては後ほどで結構ですが、その住民の寄付によって図書を寄付しようかと、この頃神社にこう何か残すのを形かえまして今度図書でというようなことも聞いておりますが、どれくらいの寄付をいただいて、どういう増書になってきてるのかちょっとお尋ねしたいと思えます。

委員長（西村昭教君） 教育振興課長答弁。

教育振興課長（岡崎光良君） 村上委員の図書の状況でございます。図書館というふうになってからの増書の状況ですけども、寄贈という形でも17年度図書館としてスタート致しましてから270冊の寄贈をうけてございます。そういった形で充実した図書体制をとっているというようなことでございます。購入数も増やした中で図書館としての機能を高めるようですね、考えてございます。以上であります。

委員長（西村昭教君） 13番村上委員。

13番（村上和子君） 270冊、分かりました。どうもありがとうございます。それと時間の問題ですが、開館時間ですね。いま10時から18時とこうなってる訳なんですけど、この時間ですね、もう少し18時以降30分ぐらい遅くするということはちょっと今後につきまして、この開館時間をちょっと長くするっていうことについてはいかがでしょうか。どのような考えをお持ちなんでしょうか。ちょっとお尋ねしたいと思えます。

委員長（西村昭教君） 教育振興課長答弁。

教育振興課長（岡崎光良君） 図書館としてスタートしてから現在の10時から16時までということで5時以降ですね1時間をこの一般の方々に仕事終わってからのあととか利用できるような体制をとってございます。

そういった形で推移してございますけど、これは図書館として他町村の例も色々調べましてですね、こういった経過で進んできております。例えば今後においても初歩的に曜日を決めて延長とかそういった試行的な例も聞いて耳にするところでありますので、今後それらを含めまして十分検討させていただきたいと思えます。以上であります。

委員長（西村昭教君） 10番仲島委員。

10番（仲島康行君） 教員住宅の件で1つお尋ねするんですが、空いている場所が随分あるんですけども、なぜ入らんとという話を先生に直接聞いたことがあるんですけども、いまの若い先生はシャワーもお風呂もトイレもきちとしたとこでないと入らんと。教員住宅は寒いしあんなとこに入るんなら個人の住宅に入った方がいいと。こういうことで入らないと明確に言ってる先生も実はいるんですよ。そういうこともありますんで、うちらの方としては町の住宅にしてはどうだっていう話も実はあるんですけどもなかなかそこまで進んでいかないということになるとそこを空けておくにもいかないんだから、今後どのような形でやっていくのかということと、255か、開拓記念館のあそこの問題なんですけど、いまほとんど利益はゼロだから無料で入ってる訳ですけども、あそこ維持管理するために高齢者事業団がいらっしゃるのかな。百十何万というお金を使ってるんですけど、あそこにラベンダーの花とかかなんとかって植えてるからその整備も必要なんだろうと思うんですけど、ちょっと無駄なのかなってという感じがしない訳でないんで、あそこで芝生でも植えてしまうというような形なるべく金のかからない方法をひとつこれから考えていく必要性があるんでないかというふうに思っております。それと清富小学校の問題なんですけど、あそここれからどうするんだということ、これからの問題だろうとは思いますが、あそこの部落の方々がどのような考え方を持っているのかいま現在ですね、それとあそこにシンジュガイっていうのが確かあるはずなんですけど、いまどのようになっているか分からんけど、いまいないのか、いるのか、いるんであればどのような形でこれからやっていくのか、いないとなればあそこ折角つくったやつもたいないと思うんですけど、それも止むを得ないのかなと。いま現況はどうなっているのかそれも合わせてお聞かせを願いたいと思えます。以上です。

委員長（西村昭教君） 教育振興課長答弁。

教育振興課長（岡崎光良君） 10番仲島委員の3項目の質問でございます。まず、教員住宅に関しましてですけれども現在67戸ということですけども、今後においてですね、教育委員会として必要な戸数を最小限のものをいくつにするかということが非常に課題になってきたところでございますが、先般、教育委員会として一定の方向づけをして管理個数をですね、59戸としようということでございます。その中で教員の利用される先生方にとって便利のよい住宅、古いながらもですねというようなことでございますけども、そういった中では住宅改善という形で従来の風呂釜をユニットに入れかえるという工事を進めてきておまして、あと二棟ほどですね、今後においても整備が必要だという状況があります。そういった形で教員数に見合った管理戸数というものを

これから適切な管理を進めて参りたいなというふうに考えてございます。2点目の開拓記念館でございますけれども、現在開設期間をですね、縮小した形で、夏休み時期に合わしてよく観光客の方も見えますし、そういった時期に開館日数を増やすようにしているところであります。周辺の広場についても、ラベンダーがいま現在植栽されております。委員ご提言のように手のかからない形での管理の方法を今後とも、そして費用のかからないというような方向でですね、これも考えていきたいというふうに思っております。それから清富小学校の現状でありますけれども3月に閉校以降ですね、使われてはいない状況にあります。周辺の整備にあたっては教育委員会の職員が何回か行きまして整備をしているところであります。19年4月からはできるだけ費用をかけない形での利用というものをいま見込んでいる方向であります。そういった中では今後の管理の形態についても充分検討をですね、いきたいと考えております。以上であります。もう1点カワシンジュガイの現状でありますけれども、観察用池として出来あがりましてから現在にいたっておりますが、シンジュガイの状況といいますと現在生息数は数個に減少してきている状況にあります。これも周辺の草刈り等は職員がですね行って整備にあっている状況であります。いまのところそういった状況で管理をしている状況であります。以上であります。

委員長（西村昭教君） 10番仲島委員。

10番（仲島康行君） いやあのね答えになってないんだわ。教員住宅にしてもね、どういう状況でこれからどういうふうな形で何戸整備するかって話を具体的に言ってもらわないとだめなのさそれは。質問してるのはそういうことだから。現状維持なんか聞いている訳ではない訳だから。いま現在入りたくないなっていう住宅なんだから、それを今後年間を通じてこれから年度計画やってくんだらうと思うんだけども年度内いくらだとか再来年はいくらしますよとやって具体的なもんがないとそのうちに考えてやりますよなんて全然入らないこれは。あんな汚いとこ入らないって言うだから実際に、いま確かにそうだと思うんですよ。中へ入れれば寒いトイレはあんなんだ、シャワーもない、風呂だって震えながら入らんきゃならん状況で、本当に入らないのが当たり前だと思うんですよ。だからそれなら快適にするんならするようにそれができないのであればもう払い下げで町営住宅にしてもらうとか、ものの考え方があるだらうと思うんですよ。そういうことをはっきり言ってもらわないとだめよ。それから開拓記念館といえどもぼくらあそこちょこちょこ通るだけ観光客なんかあそこに居るなんてほとんど見たことないです。だから年間何人ぐらい利用してあそこはいつて見学してるのかそれ具体的にちょっと言ってみてくれ。それとシンジュガイどうのこうのって言うてるけれども、もう何匹しかいないんならもうやめてしまおうとかさ、そういう方向づけっていうのきちつとしないと死ぬまで待ってるっていうなら話にならないと思うんですよ、ぼくは。それともう1つやっぱあそこはいいっていいということになると当然整備もしなきゃならんと思うんですよ。まるっきりほんなげの訳にいかない訳だから、だからその辺はまあ誰がやっているのか。あの部落の人がやってるのか分かりませんが、

そういうときちつともう決めること決めておかないとなりゆきまかせみたいな考え方の答弁はしないできちつとしてもらわんと困る。

委員長（西村昭教君） 教育振興課長答弁。

教育振興課長（岡崎光良君） 仲島委員のご質問でございます。教員住宅におきましては先程申し上げましたように住宅改善という形でより入居者にとって改善を求める形ということで、あと2棟改善を計画しているというふうに申し上げました。今年度の予算には計上されませんが、来年度におきまして改善という形で1棟2戸、それからそれ以降ですね1棟2戸。この内容としましては、現在の風呂釜を入れかえまして浴槽もあわせましてユニットバス化するという事でシャワーも使えるようにしようということになります。それから開拓記念館でありますけれども、先程申し上げましたけれども今年度におきましては夏休み期間それからそれ以後は土日の開館ということでございます。昨年の実績といたしましては入館者762名という状況でございました。それからカワシンジュガイの状況でありますけれども残り個体が減少したということで、今後についての方向づけをしたいなというふうに考えてございまして、この周辺整備も教育委員会職員がですね、たまに出向きまして整備をしてきておりますけれども、今後どうするかっていうことは今後大きな課題と受け止めてございまして、19年4月からの清富の跡利用と含めましてですね、充分検討して参りたいと思います。

委員長（西村昭教君） 10番仲島委員。

10番（仲島康行君） いや分かった。なんとか理解したということにして、267ページの給食センター。ここ給食するにあたって当然怖いものが仕入れするんですが、地産地消というような考え方で上富良野の野菜類等ずいぶん使っているような状況にあるかなあと思っておりますけれども。冷凍食品も当然使ってるんだらうと思うんです。その割合ですね、冷凍ものを要するに冷凍ものといったら溶かしたらすぐ使えるっていう状況のものだらうと思うんですけども地場の野菜となると当然包丁を使わなきゃならんと思うんですよ。その割合は何対何ぐらいになってるのかなと思うんですよ。実は聞いた話によりまして新聞ででたのかな、同じ大根おろしでも大根を削るにしても機械でけずると自分の手で削ったその野菜類っていうのは全然味が違うと。学校の生徒もほとんど残さないで食べるという資料が実は出てるんですよ。そのへんも交えて今後考えていかなきゃならんではないのかなあというふうに思っているんで、その割合と実際にやってる内容をちょっと知らせてほしい。

委員長（西村昭教君） 教育振興課長答弁。

教育振興課長（岡崎光良君） 仲島委員の学校給食センターの調理の状況ということでございます。手元の資料でございますが、地場産品を使っているものの状況としてはですね、年々地元の食材を使おうということの傾向を強めております。27品目の野菜でもってですね、7割が他の地元を使っている状況にあります。100パーセント上富良野産っていうのもですね10品目ほどあります。そういったなかで質問の冷凍食品などのその割合というものはちょっと手元にデータがございません。申し訳ありません。それから食材、例えば調理にあつ

とみるとですね、大体52.5、67.2、56.4ぐらいの支消率で今年度ですね89.4パーセントというですね。逆に言えば前年度から比べると124、320円支出が多い訳です。その中身についてはどういうことでこういう状態になったかということで、いや町長部局はやっぱり45～50の範囲で努力されてるんで教育委員会もそうだなと思ったら17年度こう突出してるものですから。そうするとこの状況はとらええかどうかということでお尋ねをいたしたいと思います。それから次にですね昨日情報コーナーになかったもんで昨日ぼさつをですね調べてみました。そうするとですねその中で一覧表を私写してきたんですけども、まず総会の御祝儀というのがあるんですね。そうすると例えば17年4月20日の文化連盟の総会は5千円を支出してる。それから17年5月16日体育協会の総会は3千円なんですね。これはどこで差をつけたかまた答弁いたしたいと思います。それから今度は団体の20周年、50周年の祝儀ということで、ゲートボールの20周年には3千円、それから菊花盆栽愛好会の50周年は5千円を支出しております。それから次にですね、体育協会の新年恒例会18年1月17日、これは3千円。いしずえ大学新年恒例会は4千円。文化連盟新年恒例会は2千円ということでね、もうまるっきりそのどこで基準があって出されてるのかということでお答えをいたしたいと思います。それから18年の3月になってですね、来庁者応接町内PR用ということで後藤美術館、それからトリックアートのもので入場券を購入してるんですね。それでこれは昨日課長に説明を聞いたら毎年購入はしてないんですというお話だったんです。しかし助役に聞いたら町はいろんなあれがあるから町は毎年予定をしますと。だから私からすればですね、教育委員会今までしてないことをしたいというのは何か予算があまったからしたのかってというような印象もぬぐえないもんですからその点が違うんなら違うということではっきり言っていただきたいと思います。言うなれば年度未ぎりぎりになってですねこういう買い方がどうなのかなって感じがするんですね。それから次にですね、支出命令伝票です。支出伝票をおこす人ですね、それから実際に支払う日、いうなら実際に支払った日にちが早くて伝票をおこす日が遅いんですね。極端にいえば文化連盟の総会や各種総会などはですね、事前にくる訳だから伝票を早くおこしてそして用意しておくというのが一般的なのかなと。町長の交際費を見ればですね前途資金ということで15年度は1回目30万、2回目30万とやってその後途中からですね10万づつ15万と。それから16、17はですね4月分15万、それから5月分15万をおろして、その差繰りの繰り越して作業をしています。しかし13年、14年の教育長の交際費をみるとですね、前途金の出した形跡が全然ないんですね。そうすると金が誰か立替えてるんでないかと。特に僕は葬祭関係で土曜日、日曜日ということであればそういうこともあって立て替えることも可能なのかなと。しかし現実に総会などのやつもですね、全部見ましたらね9ヶ所あるんですね。もう支払いがされててそして伝票がその何日後に起されているということ。だから僕はどういうことでこういうことをされてるのかなという気がするもんですから。現実にそれであれば前途金の関係

など含めてですね、僕はやはりやってたほうがいいのではないかという気がするもんで。だから立て替えるのかどこにお金があってそれを一時出しているのかという点でお尋ねを致したいと思います。

委員長（西村昭教君） 教育振興課長答弁。

教育振興課長（岡崎光良君） 11番中村委員の教育委員会関係の交際費につきましてのご質問にお答えをしたいと思います。最初の交際費の支出基準でございますが、16年4月に改正を致しまして現在までできているという中ですね、ご指摘のようにスポーツ振興審議会はもう廃止をされたということで対象先からははずすべきというふうに考えてございます。こういった形でスポーツ審議会はなくなりました。もと公職者の扱いということでご理解をいただきたいなというふうに思うところであります。それから教育委員会関係の表彰者ということでございます。これはやはり文化の日に教育委員会として表彰してございます。文化賞、あるいはスポーツ賞それから科学技術奨励賞受賞者が対象者というふうになるかというふうに思います。又、3点目の情報開示コーナーへの提示でございます。この点につきましては深くお詫びを申し上げたいという風に思っております。各年度ごとの支出はまとめておりながらですね、そういった情報を開示していないことに対しましては深くお詫び申し上げ、このようなことのないように充分注意を致したいという風に思います。それから17年度の支出の経過でございます。36万円の予算に対して90パーセント近いような決算という風になった訳でございます。これ意図的ということではなくてですね、今年度の17年度の状況と致しまして葬祭の支出がちょっと目立って多かったかなという風に思っております。お名前申し上げてよいのかカムローズ市の友好窓口となっていたいたみちこさんの御主人が亡くなられたとかそういったカナダへの慶弔というようなことで通常ではなかったようなこともちょっとありました。といったことでございます。それから交際費の支出の中においてですね、それぞれ表彰式であるとか新年の恒例会とかそういう支出も年間の中にさうとうございます。これらと団体の周年行事とは区別して考えてございます。新年恒例会などの懇親会などにつきましてはですね、その団体の会員の方が会費として集める額、2千円なら2千円、1,500円であれば、支出の中身として2人で参列するという場合もございまして、1,500円×2人で3,000円とかあるいは2,000円×2人で4,000円とかといった支出もあることをご理解いただきたいという風に思います。ご指摘のように伝票起票が遅れている、後になっているという状況につきましてはですね、ご指摘のようにこれは改める事項かなという風に深く反省をしているところでございます。おくやみ等ですね、急に出てくる場合もありますけれどもそれ以外ですと事前に案内をいただいているところでございます。あらかじめ用意をして当日に望むということに今後は充分気をつけて参りたいという風に考えてございますのでご理解をいただきたいと思います。それから年度末に美術館等の入場券をですね購入したいという経過でございます。年間上級官庁等からの来客等ですね必要な場合がございましてこういったものを調達しようということでも今回18年の3月でしたか、これらは教育委員会としては毎年と

ということではなくてですね、今回は私の記憶ではこしばらくとしては初めてという風に考えてございます。決して余ったからということではなくてこれから時期にそなえてということで考えてございます。それから伝票の起票でございます。先程申し上げましたように立替えという形は極力なくすような形でこれは事前に用意されたものではなくてですね管理職がやはり立替えるような形で現在経過してきた経緯がございます。今後については充分改めるように進めて参りたいと思います。以上であります。

委員長（西村昭教君） 11番中村委員。

11番（中村有秀君） 課長の苦しい答弁は分かるんですよ。だけど答弁はねこの支出状況を見るとね、てんでんバラバラなんですよ。周年のやつと総会とは違うたって周年でさえ3千円と5千円の違いがあるんですよ。ゲートボールの20周年、菊花の50周年とは3千円と5千円なんですよ。それから出席した人員と会費をかけるって言ってますけども例えば文化連盟の総会はね、教育振興課長1人しか出てないんですよ。それから体育協会の総会は教育長と教育委員長2名これで3千円なんですよ。だから言ってることがバラバラなんだからだめではないかと。そうすると僕はね支出基準の祝儀の関係等ということで町長部局はちゃんと祝儀等ということで別項目設けているんですよ。それを設けて周年の行事だとか総会の行事だとかそういうものをぴちっと分けないとね、またこのことの繰り返しで確かにあの人数の関係ではありましたよ。いしずえ大学新年恒例会1,000円×4名、町長、教育委員長、課長、今井指導員ということでそれぞれちゃんと1,000×4名になってるんですよ。あるところでは1人しか出てなくて5千円出してですよ。そんなことでは僕はだめではないかと、貴重なやっぱり財源でございますからねそういう気持ちでぴちっと1つの基準に基づいてやれば多い少ないは町民は分かるんですよ。町長が葬式やお通夜に行かないということはそれはもう公務でやむをえないんであればそういうことでもある面では理解できるのと同じなんです。だからそういう感覚では是非やっていただきたいと思います。それから経費が増えたというのはですね、確かにカムローズ市の友好委員長のラムズさんの夫が亡くなったということで2万1千円、それから後藤美術館が1万6千円、トリックアートが2万円ですね、これ5万7千円はね予想外の形で僕は出てるのは理解したいと思います。けどもやっぱりね、年度末ぎりぎりですねこういう購入の仕方は僕は適切でないではないかと。どうしても必要であるんならば年度当初からそういうことで考えていくべきであってね、3月23日になってやるというのは僕はやっぱり解せないと思うし、町でやっているんなら教育委員会はせめて交際費が少ないんだからそれぞれのパンフレットを持ってこういうものがありますというぐらいでも僕はある面でもいいのかなあという気がするんですけども。それらも含めて検討をいただきたいと思います。

委員長（西村昭教君） 9番米沢委員。

9番（米沢義英君） 226ページ、7ページのですね備品購入にかかわってお伺い致します。近年地元の業者が比較的にですね小中学校を見ますと利用が少なくなってきております。聞いたらよく町外の業者はセールスにき

て機敏に対応してくれるということの話ですが、しかしこれ見ましたらヤマシロとですね学校協会ですね。中学校にいたってはツル八でしたかね、アサミツですねそういったところがですね学校教材に比較的多くですね支出購入されているという状況になってきています。そういう意味では私はこういった点も改めて指導するべきではないかという風に考えますのでこの点どういう考えなのかねお伺いしておきたいと思います。次に学校の整備にかかわって、224ページですね。上富良野小学校の整備という形で予算が234万ついております。これ資料をもらったんですが、この資料の説明と合わせてですね、町としては上富良野小学校の小内の在り方というのは大体どういう風におさえて考えておられるのかですね、この点についてまずお伺いしておきたいと思います。

委員長（西村昭教君） 教育振興課長答弁。

教育振興課長（岡崎光良君） 9番米沢委員のご質問にお答えいたしたいと思います。ご指摘のように学校教材物品等の購入につきましては、それぞれの学校においてですね、予算を配当した中での支出でございます。ご指摘のように町外の2ないし3の業者がですね、この支出が傾向としては多いのかなという風に私共も把握をしているところでございます。この点につきましては従来から校長会の会議等でも地元の業者の利用ということを促進してきてございます。今後においてもこれらにつきましてですね、充分これらの意見をふまえた中でまた充分指導するように考えてございます。それから2点目の上富良野小学校の整備についての17年度に基本計画プランということで委託費用を支出してございます。これにつきましては現在のの上富良野小学校1線から3線まである校舎の老朽状況をかながみまして、これから将来に向かって想定される修繕をどういうものが想定されるかという資料が1点と、一方では現在の状況の中で現在の位置でですね、新たに建てる校舎を改築するという場合においてはおよそどのぐらいの費用がかかるのかということですね、その両方を比較検討するための資料ということで今回プランという形で成果を求めたいという経過でございます。改修等にかかる今後費用としては約9億という風にもりこまれております。改築になりますと約20億という費用でございます。また裏面の方には今後改修をしたとしてまたは改築をしたとしてですね、5年きざみで想定される改修等の状況についてですね、考えられるものをあらい出しをしているということでこれらも含めましてですね、将来の形をどうすべきかということを充分検討して参りたいという風に考えてございます。これらは第4次総合計画には盛り込まれていないということで次期の計画の中でですね、位置づけをするような方向で考えているところであります。以上であります。

委員長（西村昭教君） 9番米沢委員。

9番（米沢義英君） 学校備品については是非指導してください。きっちり。でないと地元の確かにセールスに行かないというだめな部分もあるんだと思いますが、しかしやはり地元にも少しでもお金が落ちるようなこういう状況の中で仕組みをやっぱり作っていくということが大事だと思います。是非この点お願いいたします。次264ページの学校給食センターのですね、いわゆる調査員等の健康管理の問題について伺いいたします。この学校給

食センターはもうすでに建ってからですね、かなりの年数が経過してきております。それで調理の備品等が、古くなって効率が悪い調理器具もあります。そういう中で腰痛を訴えるというような調理員の方も声も聞かれております。そういう意味で立ったり座ったりとする場合のそういう作業を少なくするためにある程度キャスターをつけたですね移動できるような持ち運びが簡易にできるような、やっぱり健康管理の面からもこういった設備の充実を必要があると思いますが、その実体はご存知なのかどうかですね、お伺いしておきたいと思います。

委員長（西村昭教君） 教育振興課長答弁。

教育振興課長（岡崎光良君） 9番米沢委員の学校給食センターについての調理員の健康管理ということでございます。現在施設においては年数経過しておりましてですね、旧式な設備、備品ということでこれは私共も把握をしているところでありまして、この中で腰をかがめて作業するような軽減をなんとか負担を軽くするようなですね、そういったものの考え方といたしまして、やはり現在の状況をいっぺんに改善するということになりまして経費の面でもなかなか難しい面がございますのでそういった意味では除々にですね更新できるものは現在の作業をしやすいような形、軽減されるような形のものになるように、あるいはそのままの状況の中でもですね、高さを調節できるような備品、施設ということを取り入れましてですね、少しでも調理員の負担軽減に役立つようにですね進めて参りたいと思います。以上であります。

委員長（西村昭教君） 13番村上委員。

13番（村上和子君） 267ページ、給食センター管理費の中の私は給食の配送、それから回収運搬業務ですがこれにつきまして配送の見直しをお考えになってはどうかと思うんですが、と言いますのは1,200食を2台の車で配送してる訳ですが、一方は上中、上小、東中、これで910食。それから西小、江幌、清富で255食と、清富がまた今回廃校になりましたので清富まであれしなくていいかと思うんですが、片一方では4倍近く運んでおりますし、片方ではそういったことで少しこう配食のバランスなんかはいかがなんでしょうかね。考えてされると約300万近く、2,866,500円ですか、かかっておりますけれども、これにつきましては見直しにつきましてはどうにお考えなのかちょっとお尋ねしたいと思っております。

委員長（西村昭教君） 教育振興課長答弁。

教育振興課長（岡崎光良君） 13番村上委員の給食センターの配送業務に関してのご質問にお答え申し上げます。ご指摘のように現在配送業務にあたりましては2系統の作業を実施しております。最初の方の910食というのは業務委託を民間にお願いをしているということで、もう1系統は町の職員が当たっている内容でございます。この食数のバランスと言いますが、実体としましては職員が行っている配送につきましてはですね、この専任の職員ではなくて、ポイラー業務を兼任しているということでありましてその空いた時間にはその配送をコンテナに入れるような作業もですね、支援した中でですね配送を実施しているところであります。今後におきましてですが、1系統は委託、2系統は職員がという形を今後は2系統とも委託ということに方向としてはなる

のかなという風に考えているところであります。現在の職員が減となる可能性も全体の町職員数が減っていくという中におきましてはですね、やはりこういった業務におきましては民間の活力を取り入れた中でセンター業務も推進をしていきたいという風に合わせて費用の軽減も計るように対処して参りたいと思います。以上であります。

委員長（西村昭教君） 11番中村委員。

11番（中村有秀君） 219ページ10款2項1目1節の関係で小学校管理費その後中学校の管理等あるんですけども学校評議員の関係でお尋ねを致したいと思っております。学校評議員は学校長の求めに応じて教育活動の計画や実施、地域社会及び家庭と学校との連携に促進、校長の他に学校運営に関し意見や助言を述べることができるということで平成14年に発足をしております。17年度の決算を見ますとですね、上富良野小学校予算38,000円のところ10,800円、それで昨日の資料はいただいたのでは3,600円×3人で10,800円ということでこれは数字が合うんですね。ところが西小の関係予算38,000円のところ18,600円支出をしております。西小の場合は会議2回をやっておりますけどもトータル的には5人しか出席してません。そうすると3,600×5人でありましてから18,000円なんですけど、決算の中では18,600円ということで600円多いんですね。それから上富良野中学校も予算は38,000円のところ33,200円とそれで昨日の報告では9人出席をされてる2回開催しておりますので、そうするとトータルで32,400円なんですけども33,200円ということで800円多いんですね。この特殊甲の職員で非常勤の者報酬及び費用弁償するということになってますんでおそらく4時間未満ということで3600円で計上されていると思うんですけど、この報酬ということだから単純に3,600円×出席人員で私はかけてみたんですけどもその点で数字がそれぞれあわないんでどうなのかなということでお尋ねを致したいと思っております。

委員長（西村昭教君） 教育振興課長答弁。

教育振興課長（岡崎光良君） 11番中村委員のご質問にお答え申し上げます。学校評議員の報酬でございます。これは条例に基づきまして日額報酬ということで3,600円ですが、昨年の7月に条例改正が一部ありましてですね、6月までの費用と7月以降の額が実は改正となっておりますのでそういった関係で割り切れないと言いますが、そういった部分があるかと思っております。以上であります。

委員長（西村昭教君） 11番中村委員。

11番（中村有秀君） 条例改正は17年12月29日ですね、この規定を見ますと。そうすると前のやつはいくらなのちょっと休憩中議会事務局で調べてもらったんですけどもすぐ出てこないといことなんでちょっと確認のためにお聞きしたいと思っております。

委員長（西村昭教君） 教育振興課長答弁。

教育振興課長（岡崎光良君） 改正前の額は3,800円、改正後は3,600円ということであります。以上であります。

委員長（西村昭教君） 11番中村委員。

11番（中村有秀君） 253ページ10款5項3目1節の関係で郷土館の一般管理費の関係です。文化財保護委

員会ということで委員 10 人ということで 17 年度予算は 38,000 円計上しております。しかし決算はゼロでございます。それでお聞きをしますと 17 年度は開催をしてないということでそれであればということで情報コーナーで見ますとですね、その 1 番直近の会議は平成 16 年 11 月 4 日、議案書ではそうなってます。それから会議録結果報告では 11 月 5 日となってるんで、いずれにしてもこの 16 年の 11 月に開催されたといことは理解できるんですけども、それでその情報コーナーにはですね 18 年 4 月 1 日発令のいうなれば 16 年 4 月 1 日から 18 年 3 月 31 日ので前の人の任期は終わっているんですよ。そして 18 年 4 月 1 日から 20 年 3 月 31 日までの文化財保護委員の名簿はあるんです。あるんですけどもこれの辞令交付はいつされたんですか。まずそこからお聞きを致したいと思えます。

委員長（西村昭教君） 教育振興課長答弁。

教育振興課長（岡崎光良君） 11 番中村委員の文化財保護委員の委嘱についてのご質問でございます。ご指摘のように改選がございまして 18 年 4 月 1 日からの任期が開始されているところでございます。委嘱を決定してですね、その後においての委嘱状の交付というのは最初の会議において交付をし、という風に考えてございまして、今年度につきましては今現在開かれてございません。ということで会議の開催は必要と考えてございましてその時点におきまして 4 月 1 日からの任期の委嘱状の交付を考えてございます。以上であります。

委員長（西村昭教君） 11 番中村委員。

11 番（中村有秀君） 僕はね教育委員会にいろんなかわりがあるからあんまり言いたくないんですけども、現実の問題として昨日いただいた超過勤務手当の現状を見ますとね、学校教育班は 8 人で 5,695,733 円。単純計算すると 1 人あたり 711,966 円なんですね。それから社会教育班は 7 人で 5,526,512 円とこれが 789,501 円なんですね、単純計算で。それと町の今日の資料見るとですね 1 番多いのと 2 番目が教育委員会なんですよ。だから僕はいかにいそがしいのかなあという気持ちは理解をしたいけども、現実にこの 18 年 4 月 1 日付で発令すべきものがまだされてない。それで僕は発令されたかと思って何人かの人に聞きました。そうしたら自分はもう降ろされたんだなと思ってんですよ、現実の問題。こんなことがあっていいのかという気持ち。それからましてや 16 年 11 月以降ですね、郷土館のアスベストの問題、閉館の問題、いろいろあるのにですね、この規定のなかではね保護委員会は文化財の保存及び活動と郷土館の運営に関し教育委員会にということになってるんですよ。そうしたらこの人達は全然つんぼさじきで置かれて、ましてや僕は 3 人の人に聞きました。何も連絡こないからもう交代させられてるんだなと。現実に交代した方は前清富小学校の校長で発令された時は東中だったんですけど、森定さんとそれから末永さんなんですね。見ると森定さんは後任の東中小学校の引地校長先生、それから末永さんのあとはもと役場にいた三好稔さんがなっているんですね。だからその引地さんや三好さんは知ってるのかどうか。それからそれ以外の 3 人に聞いたらもう交代させられたかと思ってその後何もこないのならまあまあいいわというような感じで受けてるんですね。ですが

ら行政のあり方としてこんなことでもいいのかということ僕も郷土館だとか郷土をさぐる会だとかいろんなことに関わっていたからなおですね。そういう感じと残念な気持ちとあるんですよ。それらについて教育長ちょっと答弁願います。

委員長（西村昭教君） 教育長答弁。

教育長（中澤良隆君） 今の文化財保護委員会の委嘱の関係のご質問であります。確かに 4 月 1 日から教育委員会の同意を得て委嘱をするという運びになっている訳であります。前段の話につきましては事務的に終わっているところであります。その中でいま会議の開催等につきましては現在まだ計画はされていないということで本人への委嘱状の交付はされていない状況にあります。今後、文化財保護委員会の役割であります文化財の保存、それから郷土館の運営等にかかわる重要なご意見を聞く場となっておりますので、この開催に合わせて辞令の交付、それから本人の同意もいただきたいという風に思っているところであります。又、新たになられた方々につきましては電話ではありますが、本人の承諾を得ながら行っているところであります。

委員長（西村昭教君） 11 番中村委員。

11 番（中村有秀君） 教育長の答弁を頂いたんですが、現実にはね教育委員会のスタッフの皆さん方本当に忙しい思いでやってこれが時間外手当というようなことで繁栄させてるなど。それからもう 1 つはそれ以外の時間も僕はあるなというような気がするんですね、時間外に、手当以外に、ですから僕はそういう点ではある面で同情いたしますけどもこういう 1 つの付属機関にかかわるものについてはですねやっぱりぴしぴしとやっていかないとですねだめでないかなという気がします。それで近いうちに辞令交付と合わせてやるというのであれば私も何人かに聞いた立場もあるんで充分お詫びをしながらですね、こういうことでの、普通は年度の初めで辞令交付をして委員長の互選だということもあるはずなんです。ですからやっぱりそういう点ですって非常にこう配慮にかけたことだなということで残念に思っておりますけどもそれはそれとして又、新たな気持ちですって文化財保護郷土館の運営ということですね、本当は僕はアスベストの問題、休館の問題、それから入場者数は開拓記念館もそれから郷土館もですね、郷土館は 826 が 674 になって、152 人減ってる。それから開拓記念館も 1,016 人が 760 人になって 250 人減ってるというような状況をですね、今後またいかに郷土館活動を通じて郷土愛を持たせる。それから郷土のいろんな資料をですねあれしてもらおうということになるとですね、そういう点でちょっと遅れたけども新たな郷土館がリニューアルオープンしたということも含めてひとつ熱意をこめて頑張っていたきたい思います。終わります。

委員長（西村昭教君） 14 番長谷川委員。

14 番（長谷川德行君） 学校給食についておたずねしたいと思います。給食費が 1 食あたり小学生が 228 円、中学生が 270 円とこういう具合になって育ちざかりの人には少ないような気がします。育ちざかりの子供たちにはなんか少ないような気がするんですが、これの根拠というのはあると思うんですが、学校給食会における決算書というものはあるんですか。米をなんぼ買ったとか

どうかって。あれば委員長、その資料を提出していただきたいんですけど、どうでしょう。1回も見たことないんで。

委員長（西村昭教君） 教育振興課長答弁。

教育振興課長（岡崎光良君） はい。提出するようにします。

委員長（西村昭教君） 以上で、10款の教育費についての質疑を終了致します。暫時休憩と致します。

事務局長（中田繁利君） 休憩時間を15分といたしまして再開時間を午後3時15分と致します。

15時00分 休憩
15時15分 再開

委員長（西村昭教君） 休憩前に引き続き会議を再開致します。次に、11款の災害復旧費・12款の公債費・13款の諸支出金・14款の給与費・15款の予備費について質疑を行います。268ページから275ページまでです。ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（西村昭教君） ございませんね、以上で11款の災害復旧費・12款の公債費・13款の諸支出金・14款の給与費・15款の予備費についての質疑を終了いたします。これをもって一般会計の質疑を終了いたします。次に特別会計は審議の進行上、国民健康保険特別会計、老人保険特別会計、介護保険特別会計、ラベンダーハイツ事業特別会計、簡易水道事業特別会計、公共下水道事業特別会計の順で質疑を行います。最初に国民健康保険特別会計全般の質疑を行います。279ページから315ページまでです。

委員長（西村昭教君） 9番米沢委員。

9番（米沢義英君） 毎回質問しておりますが、税の滞納の状況について伺います。資料等については配布されておりますのでここで伺いたいのはいわゆる滞納にかかわった資格証明書の交付の問題であります。資格証明書の交付にあたっては、この資格証明書をとりあげると発行するということが2000年の国会の審議で通ったという状況にあります。そこで問題になったのはですね、滞納者が特別な理由がある場合、この特別な理由がある場合においては充分滞納者の意向を聞きながら判断してその資格証明書については個々の自治体の判断において弾力的にこの扱いについては注意しなければならないという当時の厚生大臣の文書があります。ここで伺いたいのは例えばこういう事例はどうかという資格証明書の発行に至ってるのかどうかということ、過年度分があって今回当年度分があってそれでなおかつ過年度分が払いに至らないという状況あります。そういう場合資格証明書が実際発行されたという方が上富良野町にあります。納税意識があるのにただ過年度分に追いつかないというだけで資格証明書が発行されたという事例がありますが、しかし一方です、厚生大臣等の国会等の答弁ではそういう部分につきましては悪質な滞納者

になるのかどうかですね、そういう場合、その点はどういう解釈なのかですね。それでなおかつ納税の意識がないなら資格証明書を短期なんですが発行されたということになっておりますけども、この点はどういう解釈なんですか。

委員長（西村昭教君） 税務課税務班主幹答弁。

税務課税務班主幹（田中利幸君） 米沢委員の資格証明書の関係のご質問にお答えをしたいと思います。委員おっしゃる通り2000年の国民健康保険法の改正によりまして原則1年以上の国保税の滞納がある場合に資格証明書を保険者として交付をしなければならないことでの改正があったところであります。それ以前はいわゆる義務規定としてではなく発行することができるという規定になっていたかと思えます。それを受けまして町では法改正後資格証明書の発行というのは非常に厳しい措置でもございますので、基本的には資格証明書は発行せずといわれる短期保険証と言いまして3ヶ月、6ヶ月等の短期の保険証を交付しながら更新時に本人と面談をする機会を確保してきたところでございます。実は本年国保税の収納がなかなか伸びてこないという現状もありまして本年の4月から実際には8月から14名に対して資格証明書を交付したところであります。いわゆる法律にございます。一律に1年以上の滞納があるものについて資格証明書を発行した訳ではございませんで、審査会を開催致しましてその方の収納状況等協議をしながら特に悪質な方について14名交付をした経過がございます。委員ご質問のありました特別な理由があるものについて参酌をなさうというふうになってございます。ちなみに特別な理由と言いますと地方税法に書かれている通り自然災害あるいは盗難、生計中心者の疾病等、極端に収入がおちることあるいは盗難等、あるいは災害等で非常に損益を被ることになった事態等実は法律で想定をしているところであります。委員のご質問にありますように町では画一的な資格証明書は発行せず特に悪質な方を中心にしたところでありますので委員おっしゃるご質問の関係については吟味しながら交付をしたという風にご理解をいただきたいと思えます。更に2点目の払う気はあるんだけども年度内に年度分の課税に満たない納税をしていることで資格証明書を発行されたものがあるという風なご指摘がございましたが、基本的には悪質な対象者の考え方としていろんな項目を想定してございますが、その中にももちろん現年度分以下で現年度にみない支払いをしていることで毎年滞納額が増えていくという方を当然想定してございます。ただこの間から説明いたしている通りあくまでも滞納者との面談によりましてこれらの収入状況を確実に把握をしたうえで現年度以上の納付が可能なのか、そうでないのかを判断しながら資格証明書を発行したところでございますので是非ご理解をいただきたいと思えます。

委員長（西村昭教君） 9番米沢委員。

9番（米沢義英君） そうしますとですね短期交付書にいたっても過年度分においつかないという場合は引き続き短期証明書を交付するという形ですか。だけど本人は一生懸命払う意志があるのにもかかわらずですよ、そういう風に交付されるというのは本来の意に反するんじゃないでしょうか。ここで言ってるのは安易に機械的

に判断して適応するんじゃないということを言ってる訳ですから、そのことを考えたときにですよ、払う意志があるのに払ってるのにですよ、それは多いか少ないかありますよ。だけど矛盾がおきるんじゃないですかそうしたら。そういう人に対しては、速やかに普通の被保険者証を交付すべきじゃないですか。この点もう1度お伺いいたします。

委員長（西村昭教君） 税務課税務班主幹答弁。

税務課税務班主幹（田中利幸君） いまご質問の関係でございますが、いま委員のおっしゃるご質問の中はいわゆる資格証明書ではなくて短期証明書を交付してではないかというご質問かとお伺いしましたが、まさにその通りでありまして支払う気があるけれどもなかなか現年度までおいついてこないという方、しかし事情を聞くとなかなか経済状況からすると現年度分に満たない納税がやむを得ないという風に判断をして、少額であっても分納しているという事例かと思いますが、その方についても通常1年間交付を致しますが、その1年間の間で経済情勢、特に就業先等の収入が変動することがございますので、基本的には先程も言いましたように滞納者との面談の機会を確保するという観点からしますと、短期交付をいたしまして次期の更新時には何か変化がないのかどうか、これらの面談をいたすところであります。基本的には短期証の交付は通常の保険証と何も変わらない受益を受けるわけでございますので、それらについてもぜひご理解をいただきたいという風に考えております。

委員長（西村昭教君） 9番米沢委員。

9番（米沢義英君） 短期交付書でも普通の保険証と変わらないと言いますが、変わっているんですよ短期だから。証明書を持って窓口に行ったら短期ですよってなっている訳ですよ。したらこの人は納税払われていないんだなということが分かる訳ですよ。そのことを考えた時にやはりそこに色々な問題が介在するわけですからそういう時にですね、やっぱりそういうジレンマがうまれてきますし、疎外感かというのが出てくると思います私は。ですからそういう人については、速やかに納税相談に応じながら普通の保険証を渡すべきでないかということ言ってるんですけど、渡しますか渡せないんですか、そこを確認しておきたいと思うんです。資格証明書についても安易に、確かに悪質なという問題はあるのかもしれませんが、そういったところに踏みきることなく個々の自治体の判断に応じてきちっと対処して一律に適応するのは妥当で妥当ではないということですよ、2000年の9月市町村担当者とのセミナーで当時の大臣が言ってるんですよ。ですから条文を解釈すれば機械的にやらないとあくまでもやはり生存権とかかわりの中で国保というのは社会保障という位置づけにあるわけですから、そのことをベースにおいた交付書のあり方というのを資格証明書や短期証明書の交付のあり方というのものも、きちりとやるべきではないかということ言ってるんですよ。そこをもう1度お伺いしたいのと、もともと国民健康保険というのは今回の17年度の資料を見ましても分かるように、所得のゼロ階層からですね99万でこの階層で全体の51パーセント、いわゆる滞納が増えるという状況に毎年なってます。ここはどういう世帯なのかということで言えば、当然おのずと分かりますが低所得

者であったり退職者であったり色々ありますが、本当に生活ギリギリの世帯です。なおかつその上の世帯であってもですね、やはり一生懸命ギリギリの生活の中で払っているわけです。そういうことを含めた場合にですね、もともとこの国保税の基盤そのものが自営業だとか退職者だとかですね、そういう方で成り立っているわけですから、やはりもともとが基盤が弱いところになってきていますと、そこへ持ってきて国がどんどんこの国保税の個々の負担の率を減らすという状況のなかで、一方で負担が地方も大変だからと言って負担が求められるという状況になってると思うんです。それでそういう問題も含めた場合にやはりきちりとこの当時の厚生大臣が示したなかでの解釈の資格証明書の交付や短期証明書の交付のあり方というの、もう1度見直すべきではないかと思しますので、この点もう1度お伺いいたします。

委員長（西村昭教君） 助役答弁。

助役（田浦孝道君） 9番米沢委員の短期所及び資格証明書です発行の件について私の方から答弁をさせていただきたいと思っておりますけど、私共今担当の方から説明申し上げましたように制度の運用につきましてもこの特に資格証明書についてはこの4月色んな要項要領をですね設けながら、慎重に対応したつもりであります。今委員がおっしゃられるように機械的一律的に行っているのではないかということですが、私共も今申し上げましたように色々な今までの分納等の相談の中で、それぞれの方々のですね実態を的確に把握しているわけがありますので、そのおのおのケースごとにですね、判断をして制度の運用に誤りのないように適切に対応しているつもりであります。しかしながら納税者の方々の都合もあろうかと思っております。今申し上げられるように短期書につきましてもその短期書を見る限り何か事情があるということが分かるでしょうし、私共の事情も委員の方にご理解を頂かなくてはならないという風に思います。いずれにしても短期書についてはそれぞれの医療機関に行きますと一年交付の保険証と同じように現物給付を受けられる訳でありますので、私共は特にそのような対応をですね、考えると問題ないという風に思うところであります。特に私の方では視点をですね納税者の方が長期間ですねそういう面談の機会がない中でさらに困難な状態になることのないようにですね回避するために本人は迷惑かもしれませんが、相談の機会をですね確保することでなんとかそういういい条件になっていただくようなですね、努力をしてるのが私共の事情でございますので、その点ひとつご理解をいただきたいと思っておりますし、いろいろと今義務規定の制度になってますので制度の運用については誤りのないように今後もやっていきますので、その点ひとつご理解を賜っておきたいという風に思います。

委員長（西村昭教君） 9番米沢委員。

9番（米沢義英君） 助役おっしゃるように、制度の誤りのないようにですね是非やっていただきたいと思うんです。ただそのところでいつもどうしてもはち合わせという状況もありますので、是非ですね、この当初国会での答弁のやりとりのですね運用規定もですね、きちりともらうした中で是非対処していただきたいという風に思います。もう一度この点確認。それと当然国保税の

ですね減免、いわゆる負担の軽減措置が当然なければならないという風に思いますが、この点はどのようにお考えなのかお伺い致します。

委員長（西村昭教君） 助役答弁。

助役（田浦孝道君） 再度の確認がございましたのでまた再度申し上げますが、いろんな時代背景を受けましてですね制度が成り立っている訳でございますので、その多様な制度の運用については再度申し上げますが、誤りのないようにそれぞれ対応して参りたいという風に思うところであります。それと減免の関係につきましては、税務課主幹の方から答弁をさせていただきます。

委員長（西村昭教君） 税務課税務班主幹答弁。

税務課税務班主幹（田中利幸君） 国保税の減免の関係につきましてはのお答えをしたいと思います。今国保税の条例には特に先程の紹介致しましたような特別な事情のある方につきましては、その事情に応じて減免規定をもってございますし、これらの減免も適切に執行しているところであります。今後においてもそのような運用を計って参りたいという風に考えてございますのでご理解をいただきたいと思います。

委員長（西村昭教君） 9番米沢委員。

9番（米沢義英君） 減免も合わせてなんですが、当然国保税全体を引き下げることが大事だと思いますが、この点町長どうでしょうか。この国民健康保険の報告書の中にもこういうことが指摘されます。高齢者や低所得者の加入割合が近年増えてきている。構造的に就業構造の変化等によってニートや若い世帯の低所得者の増加も多くなってきている。そういう問題を抱えている国民健康保険だと。こういうことを考えた時にですね、やはり今国民健康保険税の引き下げというのは当然この趣旨から言ってもテーマにのぼるべきだと思いますので、この点町長はどのようにこの決算を踏まえて考えているのかお伺い致します。

委員長（西村昭教君） 助役答弁。

助役（田浦孝道君） 9番米沢委員のご質問にお答えしますが、いま委員がおっしゃられるように地域保険の国保につきましてはですね、非常に多様な方が加入しているのが実態でありますし、特に今言われるように格差社会の中で被用者保険から国保に移るといような実態もあるように聞いてございます。しかしながらいずれに致しましても、そういう社会的な構造の対応につきましては一自治体の保険者がそれに対応するということとはなかなかできかねますことから、そういう構造的なですね制度の見直し等につきましては国の議論に委ねることが適切だろうという風に考えてるところでございます。以上です。

委員長（西村昭教君） 他にございませんか。なければ、これをもって、国民健康保険特別会計の質疑を終了致します。次に、老人保険特別会計全般の質疑を行います。337ページから349ページです。

委員長（西村昭教君） 4番梨澤委員。

4番（梨澤節三君） 老人保険ですね、監査委員の報告を見ますと老人保険特別会計は赤字決算であるということでございまして、その対応というかやはり赤字というのは避けなければならないからその対策についてお尋ねを致します。

委員長（西村昭教君） 町民生活課長答弁。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 梨澤委員のご質問でありますけども、老人保険の会計につきましては3,900万ほどの赤字決算になったところでございます。これにつきましては当該年度におきまして国等の交付金が支出必要額に不足致しまして、その不足額につきましては平成18年度の老人保険特別会計より歳入繰上げ充用ということですね、平成18年5月におきましても議会の議決を得たところでございます。それで歳入につきましては、今年度内に受け入れするというところで決まっております。以上でございます。

委員長（西村昭教君） 助役答弁。

助役（田浦孝道君） 若干補足しておきたいと思えますけど、今委員が申し上げられるように4千万弱ですね形式上は赤字決算ということではありますが、今担当課長から申し上げましたように制度的にですね、国なり北海道の交付金が事情があってこの当該年度にですね費用に見合うような財源として、町として、結果として収入を得られなかったことでありまして、その相当分については18年度の会計に交付をするという、そういう流れの中でその相当分、18年度で受けるべき相当分をですね、今申し上げられましたように、会計補助の手続きとしてこの議会におきまして繰り上げ充用という形で精算してございますので実質的なですね、赤字ではないということをお伺いしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 他にございませんか。なければ、これをもって、老人保険特別会計の質疑を終了致します。次に、介護保険特別会計全般の質疑を行います。375ページから397ページです。

委員長（西村昭教君） 先程の質問について答弁をいたさせます。町民生活課長答弁。

委員長（西村昭教君） 町民生活課長答弁。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 先程4款の中で9番米沢委員の乳幼児医療に関するご質問でございました、所得制限にかかる方は何人かのご質問がありました。現在、小学校入学前の対象者につきましては779名ございまして、うち7名につきましてはまだ受給者証の交付はされておりません。うち4名の方が限度超過であるとの予測をしております、7名のうち4名、残りの3名の方につきましては今現在、転入それから出生の関係で手続きを終えていないということでございます。以上でございます。

委員長（西村昭教君） 介護保険特別会計についての質疑ございませんか。なければ、これをもって介護保険特別会計の質疑を終了いたします。次にラベンダーハイツ事業特別会計全般の質疑を行います。401ページから421ページまでです。

委員長（西村昭教君） 9番米沢委員。

9番（米沢義英君） この決算資料の中にもですね、近年デイサービスあるいはショートステイの利用が減っているというような状況が書かれておりますが、この要因というのはどういったところから出てきているのかこの点お伺いしておきたいという風に思っております。次にお伺いしたいのは、この臨時職員っていうんでしょうか、この時間外勤務と現場職員に関わる全体的な問題なんですが、時間外に関わる最近町でも比較的期間外はな

るべくするなというような形の中で、サービス残業という形の言葉がよく使われてきております。最近の新聞では厚生労働省等においてはこのサービス残業については是正なさいというような指針が出てきておりますが、現状ではこの残業などの状況というのは資料を見て分かりますが、そういうなんらかのサービス残業というのは実態としてないと言うんだろうと思うんですが、あるのかですねお伺いいたします。それと臨時などの時間外勤務についての賃金体系というのはどのようにしているのかこの点お伺い致します。

委員長（西村昭教君） ラベンダーハイツ所長答弁。

ラベンダーハイツ所長（菊地昭男君） たいいま米沢委員のご質問にお答えいたしたいと思えます。まず1点目の介護収入の減の理由ということでご質問があったかと思えます。これにつきましてはデイサービスにつきましては通所介護の人数の減によります報酬の減ということでございます。もう1点がショート利用者の減、ショート利用者が7.2人ということになってございますので昨年より減ってございます。先程申し上げました通所介護利用については12.2人ということでございます。それらによって介護報酬の減となったものでございます。先程の質問にございました臨時職員のサービス残業があるかというご質問でございますけれども、これについてはサービス残業はございません。全て費用をもって支払ってございます。臨時の時間外につきましては法定の時間により積算した単価で支出してございます。以上であります。

委員長（西村昭教君） 他にございませんか。なければ、これをもって、ラベンダーハイツ事業特別会計の質疑を終了致します。次に、簡易水道事業特別会計全般の質疑を行います。319ページから333ページまでです。ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（西村昭教君） なければ、これをもって、簡易水道事業特別会計の質疑を終了いたします。次に、公共下水道事業特別会計全般の質疑を行います。353ページから371ページまでです。

委員長（西村昭教君） 5番小野委員。

5番（小野忠君） 公共下水道事業の水洗化普及状況、この点につきましてお伺い致します。この水洗化普及状況ですけど、今まで監査委員意見書を見ましたらそうは増えていない。でもこれらは条例があったのかないのか、それから私たちの記憶では3年以内に水洗化にするんだと言われているような気がするんですよ。この点について条例化があるのかその点について課長にお伺い致します。

委員長（西村昭教君） 建設水道課長答弁。

建設水道課長（早川俊博君） 5番小野委員のご質問にお答えさせていただきます。水洗化率につきましては平成17年度末をもって82.5パーセントということでそういった率で推移してございますけれども3年以内に水洗化する条例と申しますか、それはございます。ただ家の老朽化とかそういった事情でやむを得ず出来ない部分もございまして、そういった方以外につきましては過去にはダイレクトメールで水洗化されていない方に対して

アンケート調査しながら事情を聞きながらこちらも対応を図っているところでございます。そういったことで今後におきましてもですね、水洗化の率の向上につとめていきたいという風に考えているところでございます。

委員長（西村昭教君） 5番小野委員。

5番（小野忠君） 条例もある程度あるようなないような3年以内に設置なさいということになっておりますけれども、今色々ご意見があちこちから私賜っているわけなんですけれども、これはみなさん補助金を頂いて各地にこの10年、15年この間にかなり普及したと思うんです。その間に全くやってない人がいるということが色々あちこちから私たちの耳に入ってくるわけです。これはあくまでも公の人間、例えば公益にこのいる私たちのような仕事をしている人間か、それとも公の立場にいる方の方たちが全くしてないと、それはどうなんだとなぜそれをさせないんだとそしてたさせい、せいと言っても我々80万、100万かかるんだよと、でもその公の場にいる人間が設置してないと言うんですよ。だからその公の場におられる方で設置していない人は何人おられるか知りませんよ。これはな徹徹底にやっぱりして頂かなければ町民のみなさん方ね、今のこの時代ですから色々なことをひょうげするんですよ。やっぱり公の場にいるものは先にきちんとやっていかないと指導出来ない立場があるのではないかと私は思うんですよ。この点ねなかなか課長さんたちも公の場にいる人にはやれやれって言えないかもしれません。でもそれは現実に誰なんだということ分かるはずなんですよ。今後それきちんとやって頂けませんか。出来ないんだしたら私たち公表してあげますから。それぐらいやらなければしないんだよみんな。それで課長困ってるんじゃないですかやっぱり、考えてみたら言ってもしてくれないなんとか水洗にしてくれないかと言っても返事をしない、なかなかしてくれない。ですからそういう点について課長今後どのようにお考えになっていくかその点ちょっとお伺いしたい。

委員長（西村昭教君） 建設水道課長答弁。

建設水道課長（早川俊博君） 条例の中でも3年以内という決まりはありますけれども、3年以内も強制力あるものじゃありませんのでそういったことに対して粘り強くですね対応を図っていきたいという風に考えてるところでございます。

委員長（西村昭教君） 5番小野委員。

5番（小野忠君） 強制力はないんだということは今言われました。やっぱりね公にいる者がなぜ出来ないのかということはこの高いところから申し上げたいんです。これだけはみんな守ってもらいたい、守らなければ皆さん指導できないんだよ。私たちはやっぱり指導力を欠けていったら大変なんですから、町民の皆さん方にこうだよって言われたらこうなんだっていう返答をしなきゃならないんですよ。これらがやっぱりくるってるんじゃないか。例えば公の場にいる者ももう少しきちっとした勉強をしていただきたいと私は思いますが、課長ひとつ努力してやっていただきたいと思いますが、もういっぺん決意のほどをお願い致します。

委員長（西村昭教君） 建設水道課長答弁。

建設水道課長（早川俊博君） 小野委員のご質問にお答えさせていただきますけれども、先程申し上げましたよ

うにですね、粘り強くそういった方に対してですねお願いして、水洗化をしました。全体ですね水洗化の料金にはねかえる部分もありますので、そういったことでご理解をおただきながらですね粘り強くお願いしていきたいという風に考えてございます。

委員長（西村昭教君） 9番米沢委員。

9番（米沢義英君） この17年度に公共下水道の料金が改訂されてきて、資本費部分改訂の動きがあります。資本費部分ですね、部分のところにいわれる手をそめてくるというようなことがずっと言われてきておりますが、この部分についてですね本来料金改訂にあたってのですね、内容としては、本来これは行政が負担すべき部分だという風に思いますが、これからそういった部分まで負担が住民に求められるということであれば大変なことになるんだろうと思います。本来自分の敷地であれば道路のところ公共用地のところはそりゃ公共用地だと、しかしいわれる公共用地のところまで負担が求められるというような状況になりますから、この部分のですねありかた等についてちょっとお伺いしたいんですが、今後こういうことずっとやられようとしているのかですねこの点伺っておきたいと思っております。

委員長（西村昭教君） 建設水道課長答弁。

建設水道課長（早川俊博君） 9番米沢委員のご質問にお答えさせていただきます。下水道料金の適正な料金につきましては通常資本費の50パーセントということをおっしゃっているのが現状でございます。昨年ですね料金改訂させていただきましたのはその30パーセントという形で料金改訂をさせていただきました。そういったことで17年度決算におきましては1,700万ほど増収がありましてその比率がですね32パーセントという形になってございますので目標の30パーセントを超えておりますので、またこのその3年サイクルか5年サイクルくらいですね、またその程度が人件費と物価等の上昇によってどの程度に変わるかわかりませんが、とりあえず30パーセント程度を目安として料金改訂をしていきたいという風に考えてるところでございます。

委員長（西村昭教君） 他にございませんか。なければ、これをもって、公共下水道事業特別会計の質疑を終了致します。以上をもって、各会計歳入歳出決算についての質疑を終了します。

企業会計の全般質疑応答

委員長（西村昭教君） 続いて、企業会計決算特別委員会の各企業会計の質疑に入ります。続いて、各企業会計の質疑に入ります。発言のある場合は、挙手のうえ議席番号を告げ、委員長の許可を得てから起立して発言して下さい。また、発言するときはページ数を申し出て下さい。最初に、病院事業会計全般の質疑を行います。

委員長（西村昭教君） 10番仲島委員。

10番（仲島康行君） ページ数というよりも全般ということですのでちょっとお尋ねをしたいと思うんですが、ご他聞にもれず7,000万近くの赤字をつくりあげたということで、累積も年々増えておりますよという風な

状況にあるかと思うんですけども、国の方針もまちまちで大変だなあという感覚は実は持っているんですけども、どこかで努力をしなければならぬ部分があるんだろうと、現状維持でやっていくのかあるいはまた診療所方式でやるのかという問題もあろうかと思うんですけども、うちの病院は実は救急医療病院に指定されているわけですけども、これによっておおまか大体年間1億ぐらいの金が出ているという状況下にあるかという風に思っております。とにかく国からのお金も2500万ぐらい交付金として入ってきているはいるんですが、実際に6,500万ぐらいの赤字を生じているという状況下にあると思うんですけど1番問題なのは何かということやはり病院の先生の問題で非常に時間給が高いという問題も生じている。これはこの救急病院として存続していくのかあるいはまた違う方法を考えていかなければならないかという問題にさしかかってきているという状況下にあると思うんですね。それで来年協会病院が富良野に出来上がるということでそちらのほうにお願いするような状況下でやっていくのか、そこらへんのことをどのように考えているのかですね。この沿線で中富さんも考えているとそのへんがまだどうなってるかわかりませんが美瑛さんも救急指定になっているからそこもわかりませんがそんなことを考えた時にこれからうちの病院はどのような方向づけをもっていくのかと。とりあえず事務長にお尋ねするんですが、基本的なことは最終的に町長の判断になるかと思っておりますので、あわせて2人の意見を聞きたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げたいと思っております。

委員長（西村昭教君） 病院事務長答弁。

病院事務長（垣脇和幸君） 10番仲島委員の病院の将来の運営のあり方等につきましてのご質問にお答え致します。委員ご発言の通り本年の診療報酬の改訂につきましては、ここ数十年になかった大幅な改訂となりまして上富良野町立病院のような中小の町村立の病院にとっては大きな収入減になったところでございまして、過日の管内の会議におきましてもこの町村も頭を抱えているといった状況にございまして、その収入対策確保におおわらわといったような状況でございました。我が町立病院につきましてもそういったことで収入がおちるということで先般の議会でもお願いしました通り看護体制を見直して短期的には今回の診療報酬の改訂の削減を出来るだけ小さくするといったことの対応措置をとりまして診療報酬の減額分をなんとか最小限にとどめて参りたいという風なことで今職員、先生努力をしているところでございますけれども肝心の患者さんの関係でございまして、資料にございます通り年々外来、入院共に減ってきてございます。昨年からは泌尿器科診療を行いました600人ほどの部分が増えたんでございますけれども、最終的には前年に対して4,000人近くの入院外来の患者数が減ったということもございまして。そういったこともございましてなかなか利用率の向上率が上がってこないといったことでございます。それともう1点外部的な要因と致しましては来年5月に富良野協会病院が新築落成になります。それでそういったものが出来た段階で今の町の患者さんの流れがどういう風な形態をとるのかといったことも見定めていかなければならないと思っております。

ります。そういったことを踏まえて今短期的なことをのべましたけれども長期的には平成24年の3月に療養病床が病院から削減するといったことで時限的な経過もございますのでそれらをどうするのか、今30人近く入ってらっしゃいますけれども上富でこの方たちを病院から出てもらう場合にはどこにいてもらうのかといったこともございますので、今病院で検討しているのはこの病院の施設を使ってそういった今入ってらっしゃる介護の適応とならない方たちがなんとか最小限の費用などで施設に入ってもらえる方法がないかといったことの検討を加えているところでございまして先程申し上げました通り平成24年の3月まで経済措置の中で日本の国も色んな政策を出しておりますのでそれらの政策も利用致しましてそういった組み立てが出来ればそういった方向で病院の中としてはまとめて長期的な展望として案をたきだいでつくってですね議員さんの方に検討して頂いて出来ればそれが成案となった場合には町民の方議員の皆様それから社会福祉の関係機関とも協議しながらそういった方向についても将来検討していけるようにしたいということで職員色々知恵をしぼってやっているところでございます。いずれにしても時間が限られてございますのでなるべく早くそういった方向づけが出来ることによって今一生懸命やっているということをご了解頂きたいと思っております。以上であります。

委員長（西村昭教君） 町長答弁。

町長（尾岸孝雄君） 10番仲島委員の病院の今後につきましてのご質問についてお答えさせて頂きたいと思っておりますが、今事務長からいろいろご説明をさせて頂いた通りであります。将来的に町立病院をどのように対応していくかということにつきましては、現状で我が町の財政力からして、維持していくということはなかなか難しいと認識致しております。しからは町民の健康管理をするためにどのような対応をしていったらいいのかというのが大きな課題であります。そのためには今事務長からお話ありました。来年オープンします富良野協会病院の地域センター病院としての活動範囲が、どのようなかたちでこの富良野圏域の2次医療圏のセンター病院の状況がどうなのかということを見極めて、町民の健康管理の対応を図っていかねばならないというふうにおもっているところであります。これから我が町におきます町立病院の将来像をどうするかということはこれから充分町民の皆さん方とも、又議員の皆さん方とも議論をしなければなりませんけれども、基本的には委員からもお話ありました最も赤字の大きな救急指定、これをどのように対処していくかということが大きな課題であります。私はそういった事を前提としながら町職員の人員の削減を図ってきているところでありますけれども、消防職員につきましては増員を図って高規格救急車の導入を図るとともに、救急救命士の資格の対応を図って今日まで参りました。そのことはなぜその救急体制を充実してきたかということ、将来的に上富良野町の救急指定を廃止した時その対応を消防の力を借りなければならぬということで、今日まで整備をさせて頂いております。今消防の救急救命士の技術力というのが非常に高い状況で要請をしております、他の消防機関からも素晴らしい状況であるとのご指導も頂いております

し、又町の議会金子氏に言わせると、全国一の技術力を持っているというようなお褒めも頂いております。全国的な研修・講習にも派遣したりさせて頂いておりますが、そういうことも含めながら町立病院を今後どのようにしていくかということは委員からもお話ありました、将来的に診療所体制をひいていくのかあるいは他の機関に委託していくのか、そういったことも含めながら次なる対応を図っていかねばならないと思っております。しかしそれをするにしても何をしても富良野協会病院がセンター病院として、この地域にどれだけの貢献を果たしていただけるような病院になるかということを見極めて、町立病院の方向性を定めていきたいというふうに思っております。今町立病院を財政的な部分からいうと改革を図りながら削減を図りながら、事務長を中心として院長や職員の皆さんが非常に苦労しながら経費の削減を図りながら、又いろんな面で赤字額の減少のために努力は致しておりますけれども、当然にして病院対応だけでその赤字を解消するだけの対応が出来ない。医療制度の改正等々による大きなマイナス要素が次から次とてくる中にありまして、町立病院というのは将来的には先程申し上げましたようなかたちで方向性を定めていくまでの間、なんとしても経費の削減を図りながら一般財源の繰り出しを少しでもおさえながら運営をしていかねばならないというふうに思っておりますが、当分協会病院がセンター病院としての機能がどこまで果たしていただけるか見極めるまでの時間というのが必要だというふうに認識致しております。

委員長（西村昭教君） 13番村上委員。

13番（村上和子君） ただ今町長また事務長からお話伺ったんですが、病院経営が大変なところでございますが、さらにですね今後療養型病床介護病床が6年後には廃止になるということで、大変私はこの人方がどこへ行けばいいのかということが大変心配でございます。先月も一般質問で認知症高齢者の方こういった方々が今町立病院には20介護と長期療養型16ですか36床ありまして、今ラベンダーハイツでも25名ぐらい30名近くの方が待機しております。そんな状況もありますし今後にわたって特養まではいかないかもしれませんが、特養と病院の境界というか垣根を払ったようなかんじの病床ですね、そういうのもお考え頂くのはいかがなものかと思っておりますが是非こういった方老健でももう限りがございますし、本当に行き場所がございません。グループホームを町長は考えていないと、町ではそういう建てるのはわかるけれどもちょっと今のところはそういった事は出来ないというお話でございました。そういう事でございますのでこういったところもひとつお考え頂きたいと思っております。よろしくお願ひしたいと思っております。

委員長（西村昭教君） 病院事務長答弁。

病院事務長（垣脇和幸君） 13番村上委員のご質問にお答えいたします。先程の仲島委員にもお答えしましたけれども、平成24年の3月に廃止ということでもう法律的に決まっております、その間の今入っている人はどうするのかという話になってくる訳でございます。町の各施設も待機者が多くて入れないという状況にありますので、我々としては病院の内部ではそういった切り替えの中の特例を生かして、なんとかそういった事が出来

るのか出来ないのか道なり国なりに相談しましてですね、もしも出来るのであればこういう事も出来るというようなこともまた町長に提案をしていってですね、安い費用で出来ればそういったことの方角もまだひとつの考え方としてはあるということで、今色々な案を探っているところでございますので、よろしくご理解頂きたいと思えます。

委員長（西村昭教君） 他にございませんか。無ければ、これをもって、病院事業会計全般の質疑を終了致します。

水道事業会計の全般質疑応答

委員長（西村昭教君） 次に、水道事業会計全般の質疑を行います。4番梨澤委員。

4番（梨澤節三君） 毎年同じ事を言っているんですが、有収率が下がっているんですよ。これを向上させるためのお考えと、それから未収金ですね。約1千万、前年度より182万くらいあるということでもって、こういうところについてどのようにお考えか、お聞かせ頂きたい。

委員長（西村昭教君） 建設水道課長答弁。

建設水道課長（早川俊博君） 4番梨澤委員のご質問にお答えさせていただきます。一点目の有収率の低下の件につきましては、前年対比1%程度の減少ということでございます。その中の有収水量を引きますとですね、189、293tが無収水量となっている。その原因といたしましては、漏水もありますし防火訓練で防火水槽の水を汲み出すとか、火災等で消火栓の水を使いますとか、そういったメーターの設置されていない部分の水量の使用の部分があるかと思えます。ですから今現在も漏水調査の関係の作業をしておりますけども、漏水箇所を発見後にですね、直ちに漏水修理するようにですね、心がけ致しまして、有収水量の向上に努めていきたいというふうに考えているところでございます。また未収金の関係につきましては火災の調書にも書かしていただきましたけれども、3月31日現在に受け入れるべきがですね、銀行のオンラインのシステムの故障ということで金額がですね、1,662,061円が翌月の4月3日に入金になったというかたちでその分が前年対比に対して増えた部分でございます。以上でございます。

委員長（西村昭教君） 他にございませんか。無ければ、これをもって、水道事業会計全般の質疑を終了致します。以上をもって、各企業会計についての質疑を終了致します。以上をもって各会計及び企業会計の質疑を全部終了致しました。明日は、分科会審査意見の取りまとめ、引き続き、審査意見に対する全体での意見調整を経て、討論表決という順序で進めます。よろしくお願いを申し上げます。

散 会

委員長（西村昭教君） 本日は、これにて散会と致します。

決算特別委員会会議録

1 日 時	平成18年10月 6日 (金) 開 会 9時00分 閉 会 14時09分																
2 場 所	議事堂、議員控室																
3 出 席 者	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">委員 清水 茂雄</td> <td style="width: 50%;">委員 仲島 康行</td> </tr> <tr> <td>委員 徳島 稔</td> <td>委員 中村 有秀</td> </tr> <tr> <td>委員 岩崎 治男</td> <td>委員 金子 益三</td> </tr> <tr> <td>委員 梨澤 節三</td> <td>委員 村上 和子</td> </tr> <tr> <td>委員 小野 忠</td> <td>委員 長谷川 徳行</td> </tr> <tr> <td>委員 米谷 一</td> <td>委員 向山 富夫</td> </tr> <tr> <td>委員 岩田 浩志</td> <td>委員 渡部 洋己</td> </tr> <tr> <td>委員 米沢 義英</td> <td>委員 西村 昭教</td> </tr> </table> <p>オブザーバー 議長 中川一男、監査委員 吉武敏彦</p>	委員 清水 茂雄	委員 仲島 康行	委員 徳島 稔	委員 中村 有秀	委員 岩崎 治男	委員 金子 益三	委員 梨澤 節三	委員 村上 和子	委員 小野 忠	委員 長谷川 徳行	委員 米谷 一	委員 向山 富夫	委員 岩田 浩志	委員 渡部 洋己	委員 米沢 義英	委員 西村 昭教
委員 清水 茂雄	委員 仲島 康行																
委員 徳島 稔	委員 中村 有秀																
委員 岩崎 治男	委員 金子 益三																
委員 梨澤 節三	委員 村上 和子																
委員 小野 忠	委員 長谷川 徳行																
委員 米谷 一	委員 向山 富夫																
委員 岩田 浩志	委員 渡部 洋己																
委員 米沢 義英	委員 西村 昭教																
4 遅 参 者	徳島 稔 委員																
5 欠 席 者	なし																
6 早 退 者	なし																
7 説 明 員	理事者、各課長等																
8 事 務 局 員	中田事務局長、藤田次長、大谷主査																
9 調 査 事 件	平成17年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定及び企業会計 決算認定の件について																
10 委員会のてん末	<p>・分科会審査意見をまとめ、全体での意見調整を行い、正副委員長と分科長による正副委員長・分科長会議により審査意見案を作成し、全体に諮った。委員会再開後、町長の所信表明を受け討論を省略し、起立による採決を行い、起立多数により意見を付して認定することに決した。</p>																
<p>以上、会議録は事実と相違ないので署名する。</p> <p>平成18年10月 6日</p> <p>決算特別委員会 委員長 西村 昭教</p>																	

目 次

平成18年10月 6日(金)

○議 事	1
・分科会審査報告の取りまとめ	1
・分科会審査報告に対する全体での意見調整	1
・成案調整	2
・理事者の所信表明	2
・討 論	2
・採 決	2
・審査報告の内容一任	3
○委員長挨拶	3
○閉 会	3

決算特別委員会会議録
(3日目)

- 1 日時 平成18年10月 6日(金)
9時00分 開会
(出席15名)
- 2 場所 議事堂

開 会

委員長(西村昭教君) 昨日に引き続き、ご出席ご苦勞に存じます。ただいまの出席委員は15名であり、定足数に達しておりますので、これより決算特別委員会第3日目を開会致します。ただちに本日の会議を開きます。「議案第8号平成17年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件」及び「議案第9号平成17年度上富良野町企業会計決算認定の件」の議事を継続致します。

分科会審査報告の取りまとめ

委員長(西村昭教君) これより分科会審査意見の取りまとめを行います。各分科会ごとに審査意見を検討し、取りまとめの上、委員長まで提出願います。事務局長より、説明を致させます。

事務局長(中田繁利君) 各分科会審査意見の取りまとめ場所について、ご説明致します。第1分科会は第2会議室、第2分科会は議員控室と致します。移動方よろしくお願い致します。

9時10分から

分科会

10時55分まで

分科会審査報告に対する全体での意見調整

委員長(西村昭教君) これより分科会審査意見と委員相互の意見調整を行ないます。はじめに、第1分科会の審査意見報告をお願いします。第1分科長 岩崎治男君。

第1分科長(岩崎治男君) 平成17年度決算特別委員会第1分科会の審査意見について申し上げたいと思います。本分科会が担当した各会計歳入歳出決算及び企業会計決算について、次のとおり結果を報告致します。平成18年10月6日 第1分科長岩崎治男 決算特別委員会委員長西村昭教様 記 一般会計 1、地方債の残高及び債務負担行為額を町民にわかりやすく周知されたい。2、不能欠損処分については、その内容を明確に区分すると共に十分精査の上、実施されたい。3、負担金・補助金は財政状況、時代背景を鑑み関係団体と十分協議し取り進められたい。4、バランスシートの有効活用を図り、健全財政を進められたい。5、ボランティアのまちづくりをす

めるため、ポイント制度について検討されたい。6、町道の維持補修(特に簡易舗装道路と側溝)を適時に進められたい。7、学校の教材、備品等の購入は、町内業者を利用するよう進められたい。8、地場農産物の活用を図り、食育の教育を更に進められたい。国民健康保険特別会計 短期保険証及び資格証明書の交付については、適切な対応を図られたい。公共下水道事業特別会計 水洗化率の向上に努め、下水道の普及に取り組みられたい。水道事業会計 有収率の向上に更に努力されたい。水道使用料の収納については、より一層の努力をされたい。

委員長(西村昭教君) 以上で第1分科会審査意見報告を終わります。次に、第2分科会の審査意見報告をお願いします。第2分科長 渡辺洋己君。

第2分科長(渡辺洋己君) 決算特別委員会の第2分科会審査意見を述べます。1町税及び税外収入について、滞納額、収入未済額が減少傾向にあるが、より一層の収納向上策として、滞納者の状況分析に基づいたきめ細かい督促と納税相談を実施すると共に、分納誓約書の活用、保証人制度の厳格な適用と、特に悪質な滞納者の強制執行を含め一層の解消に努められたい。不納欠損処分については、不納欠損処分をいたらぬ前に十分な方策を図り、対処されたい。2使用料について、文化、スポーツ等施設の積極的な利活用を推進すること。3需用費について、経費節減に努め、特に燃料費については、節減に努められたい。4教育について、学校給食については、様々な努力はされているが、地場農産物の活用を図ると共に、食の安全、安心を含め、食育の向上を図られたい。教員住宅の在り方を定められると共に新たな利活用を図られたい。病院事業会計、病院運営については、将来を見極めると共に、今後の町立病院としてのあり方を十分検討されたい。以上でございます。

委員長(西村昭教君) 以上で、第2分科会審査意見報告を終わります。ただいまの、各分科会の審査意見報告を一括して意見調整を行ないます。意見はございませんか。無ければ、成案調整を行いますので、暫時休憩と致します。

事務局長(中田繁利君) 成案調整は、議長室で行ないますので、委員長、副委員長及び各分科長はお集まり下さい。他の委員さんは、暫時ご休憩をお願い致します。

11時07分 休憩

11時55分 再開

成案調整

委員長(西村昭教君) 休憩前に引き続き会議を再開致します。成案の整理を行ないましたので、事務局長に朗読させます。事務局長。

事務局長(中田繁利君) 意見書案を報告致します。一般会計

- 1、地方債について 地方債の残高及び債務負担行為額を町民にわかりやすく周知されたい。
- 2、町税及び税外収入について 滞納額、収入未済額

は減少傾向にあるが、より一層の収納率向上に努められたい。特に悪質な滞納者については強制執行を含め、一層の解消に努められたい。不納欠損処分については、不納欠損処分にいたらぬ前に、十分な方策をはかり、対処されたい。

3、負担金・補助金について 負担金・補助金は、財政状況、時代背景を鑑み、関係団体と十分協議し、適切に取り進められたい。

4、バランスシートについて バランスシートの有効活用を図り、健全財政を進められたい。

5、ボランティアの活用について ボランティアのまちづくりを進めるため、ポイント制度について検討されたい。

6、学校教材等の購入について 学校の教材・備品等の購入は、町内業者を利用するよう進められたい。

7、食育について 学校給食については、地場農産物の活用を図り、食育の向上を更に進められたい。

8、使用料について 文化・スポーツ等施設の有効活用を図り、各種大会等を誘致されたい。

9、需用費について 経費節減に努め、特に燃料費については節減に努められたい。

10、教員住宅について 教員住宅のあり方を定められるとともに、新たな利活用を図られたい。

国民健康保険事業特別会計 短期保険証及び資格証明書の交付については、適切な対応を図られたい。

公共下水道事業特別会計 水洗化率の向上に努められたい。

水道事業特別会計 1、有収率の向上に更に努力をされたい。2、水道使用料の収納については、より一層の努力をされたい。

病院事業会計 病院運営については、将来を見極めるとともに、今後の町立病院としてのあり方を十分検討されたい。以上でございます。

委員長（西村昭教君） 成案について、調整を行いたいと思います。成案について、ご意見はございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長 以上をもって、審査意見の意見調整を終わります。理事者に意見書の報告を致しますので、暫時休憩と致します。

事務局長（中田繁利君） 委員長、副委員長と共に、理事者に意見書を報告し、午後2時00分から開会したいと思いますので、暫時休憩をお願いいたします。

12時00分 休憩

14時00分 再開

理事者の所信表明

委員長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開致します。理事者より所信表明の申し出がございますので、発言を許します。町長尾岸孝雄君。

町長（尾岸孝雄君） まず冒頭御案内のとおり剣淵町

長の葬儀がございまして、委員のみなさまには大変ご迷惑をお掛けいたしましたことお詫び申し上げます。さて、先程西村委員長さん仲島副委員長さんがおいでいただきまして、皆さん方、4日から3日間に渡ります一般会計並びに特別会計、企業会計の17年度の決算につきまして、ご審議いただきましたその経過に伴います意見書を頂戴し、目を通さしていただいたところでございますが、ご指摘いただきました一般会計の10項目並びに国民健康保険事業特別会計並びに公共下水道事業特別会計、水道事業あるいは病院事業等の企業会計等々も含めまして、それぞれご審議いただきましたご意見を頂戴いたしましたところでありますが、その皆様方の意見につきましては、私と致しましてもごもっともな意見であるということをおもうところであります、これらにつきましては、今後の行政執行にあたりまして、十二分にこのご意見を呈した中での執行をさせていただきたいというふうに思うところでありますし、加えましてこの3日間委員の皆様方からいただきました各般に渡りまずご意見等々も十分呈し、また、監査委員の監査意見にも十分対応した今後の行政執行をさせていただくことをお約束申し上げますどうかご審議いただきました17年度の各会計の決算につきまして、当決算特別委員会におきますご認定を賜りますことをお願いを申し上げます。大変ご苦勞様です。よろしくお願ひいたします。

討 論

委員長（西村昭教君） お諮り致します。ただいまの理事者の所信表明により、今後の町政執行において、十分その意見を尊重し、最善の努力を致したいとの確認が得られましたので、討論を省略し、「議案第8号平成17年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件」及び「議案第9号平成17年度上富良野町企業会計決算認定の件」を採決致したいと存じます。これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、討論を省略し、「議案第8号平成17年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件」及び「議案第9号平成17年度上富良野町企業会計決算認定の件」を起立により採決致します。

採 決

委員長（西村昭教君） 最初に「議案第8号平成17年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件」は、意見を付し、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立者多数）

委員長（西村昭教君） 起立多数であります。よって、本件は意見を付し、原案のとおり認定することに決しました。

次に、「議案第9号平成17年度上富良野町企業会計決算認定の件」は、意見を付し、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

14時09分 閉会

(起立者多数)

起立多数であります。よって、本件は意見を付し、原案のとおり認定することに決しました。

審査報告の内容一任

委員長(西村昭教君) お諮り致します。「議案第8号平成17年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件」及び「議案第9号平成17年度上富良野町企業会計決算認定の件」の決算審査報告の内容については、委員長及び副委員長並びに各分科長にご一任願いたいと存じます。これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(西村昭教君) ご異議なしと認めます。よって、「議案第8号平成17年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件」及び「議案第9号平成17年度上富良野町企業会計決算認定の件」の決算審査報告の内容については、委員長及び副委員長並びに各分科長に一任されました。以上をもって、決算特別委員会に付託されました案件の審議は、全部終了致しました。

委員長挨拶

委員長(西村昭教君) 終わりにあたりまして、一言お礼を申し上げたいと思います。3日間に渡りまして、それぞれご多忙の中審議をいただきまして、それぞれ慎重審議、ご意見をいただきとりまとめをいただきましたこと、厚くお礼申し上げたいと思います。財政も年々厳しくなっていく中で、特に意見書に強く出ておりますが、滞納の分につきましては、非常に大きな問題になってきている訳であります。社会情勢を繁栄した中でもあるのかなと言う気がいたします。そういう中ですね、それぞれ皆さん方大同交渉にたつて意見をだしていただき、また、まとめていただきましたこと厚くお礼申し上げたいと思います。また、出された意見に対しまして来年度の予算編成に向けて十分参考にし、また、それを繁栄していただくようご期待を申し上げまして、はなはだ簡単ではございますけれども、皆さま方の温かいご協力の下に進めていただきまして、無事終了させていただきましたことを厚くお礼申し上げます。一言委員長の挨拶とさせていただきます。本当にどうもありがとうございます。ご苦労様でございました。

閉 会

委員長(西村昭教君) これをもって、決算特別委員会を閉会致します。

大変ご苦労様でございました。